

【資料 2】

島原半島地域包括ケア計画

(第 9 期 介護保険事業計画)

素案

令和 5 年 11 月

島原地域広域市町村圏組合

目次

第1章 島原半島地域包括ケア計画（第9期介護保険事業計画）策定について	5
1. 計画策定の背景	5
2. 介護保険制度の概要	6
3. 計画策定の法的根拠	6
4. 計画の位置づけ	7
5. 計画の期間	7
6. 計画の策定体制	8
(1) 島原地域広域市町村圏組合介護保険事業計画作成委員会	8
(2) 専門部会	8
第2章 計画策定をめぐる国の動向	9
1. 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針	9
(1) 介護サービス基盤の計画的な整備	9
(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組	10
(3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上	12
第3章 圏域を取り巻く動向	13
1. 人口の状況	13
(1) 圏域の人口と高齢化率	13
(2) 構成市の年齢3区分別人口	14
(3) 前期高齢者（65～74歳）・後期高齢者（75歳以上）人口	16
(4) 【参考】年齢3区分人口と75歳以上人口の見通し	17
2. 世帯の状況	19
(1) 高齢者を含む世帯数の推移	19
(2) 高齢者独居世帯数の推移	19
(3) 高齢夫婦世帯数の推移	20
(4) 高齢者を含む世帯の内訳	21
3. 高齢者の就労の状況	22
4. 要支援・要介護認定の状況	23
(1) 要支援・要介護認定者数	23
(2) 認定率	24
5. 介護保険給付・介護費用額の状況	25
(1) 被保険者1人あたり給付月額	25
(2) サービス系統別介護費用額	26
(3) 1号被保険者1人1月あたり介護費用額	27
(4) 認知症高齢者の日常生活自立度の状況	28
6. 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査結果からみた高齢者等の現状	29
(1) 調査の概要	29

(2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果（一部抜粋）	30
(3) 在宅介護実態調査結果（一部抜粋）	36
7. 第8期計画における取組状況	45
(1) 基本目標1「いつまでもいきいきと健康に住み慣れた地域で生活を継続」	45
(2) 基本目標2「ひとり暮らしでも住み慣れた地域で生活を継続」	47
(3) 基本目標3「認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続」	49
(4) 基本目標4「中重度の要介護状態になっても住み慣れた地域で生活を継続」	50
(5) 基本目標5「自立支援・重度化防止へ向けた医療と介護の連携」	50
(6) 基本目標6「高齢者を支える人材の確保・育成」	52
(7) 基本目標7「災害や感染症対策に係る体制整備」	53
(8) 介護給付の適正化について	53
(9) その他の取組	54
8. 課題の整理	55
第4章 島原半島における地域包括ケアに向けた基本的な考え方	56
1. 基本理念	56
2. 基本目標	56
(1) 基本目標1「住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを実現できる島原半島」	56
(2) 基本目標2「高齢者が自立した、健康長寿の島原半島」	56
(3) 基本目標3「安心・安全で、高齢者の権利と尊厳が守られる島原半島」	56
(4) 基本目標4「生活を支えるサービス基盤が充実した島原半島」	57
(5) 基本目標5「介護給付が適正かつ公正で、持続可能な島原半島」	57
3. 日常生活圏域の設定	57
4. 施策の体系	58
第5章 施策の展開	59
【基本目標1】住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを実現できる島原半島	59
(1) 地域包括支援センターの機能充実	59
(2) 生活支援体制の充実	60
(3) 在宅医療・介護連携の推進	62
(4) 介護保険サービスの周知・啓発	63
(5) 地域共生社会の創出	64
【基本目標2】高齢者が自立した、健康長寿の島原半島	65
(1) 自立支援・重度化防止に向けたリハビリテーション提供体制の構築	65
(2) 介護予防・生活支援サービスの充実	65
(3) 一般介護予防事業の推進	67
【基本目標3】安心・安全で、高齢者の権利と尊厳が守られる島原半島	68
(1) 認知症対策総合支援事業の推進	68
(2) 各種感染症対策及び災害対策の推進	69
(3) 成年後見制度の利用促進	69
【基本目標4】生活を支えるサービス基盤が充実した島原半島	71

(1) 在宅生活継続のための生活支援の推進.....	71
(2) 介護離職防止の推進.....	71
(3) 介護人材の確保・育成.....	72
(4) 介護現場の負担軽減.....	72
(5) 介護保険事業所情報連携ネットワーク整備.....	72
(6) 地域支援事業の在り方の検討.....	73
【基本目標5】介護給付が適正かつ公正で、持続可能な島原半島.....	74
(1) 要介護認定の適正化.....	74
(2) ケアプランの点検等.....	74
(3) 医療情報との突合・縦覧点検.....	74
第6章 介護保険サービスの見込みと保険料の算出.....	76
1. 介護保険料の算出フロー.....	76
2. 被保険者数と要支援・要介護認定者数の推計.....	77
(1) 被保険者数の推計.....	77
(2) 要支援・要介護認定者数の推計.....	77
3. 介護保険サービスの量の見込み.....	78
(1) 介護予防サービス.....	78
(2) 居宅サービス.....	80
(3) 施設サービス.....	83
(4) 地域密着型介護予防サービス・地域密着型サービス.....	84
(5) 介護予防支援・居宅介護支援.....	86
4. 介護保険事業費の見込み.....	87
(1) 介護予防サービス給付費（見込額）.....	87
(2) 介護サービス給付費（見込額）.....	88
5. 保険料の算定.....	89
(1) 保険給付費の負担割合.....	89
(2) 地域支援事業費の負担割合.....	90
(3) 保険給付費等の見込額.....	91
(4) 基準額に対する介護保険料の段階設定等.....	93
(5) 所得段階別被保険者数（第1号被保険者数）の推計.....	94
(6) 介護保険料基準額（月額）の算定方法.....	95
(7) 所得段階別介護保険料.....	96
(8) 低所得者の支援策等.....	97
(9) 中長期的な推計.....	98
6. サービスの円滑な提供.....	99
(1) 介護給付実施体制の強化.....	99
(2) 地域包括支援センターの機能強化、地域ケア会議の推進.....	99
(3) 介護給付の適正化.....	100
第7章 サービス基盤整備の考え方.....	101

1. 国の基本指針のポイント	101
(1) 地域の実情に応じたサービス基盤の整備	101
(2) 在宅サービスの充実	101
2. 基礎調査による分析	102
(1) 調査の概要	102
(2) 「生活の維持が難しくなっている人」の生活の改善に必要なサービス変更	103
(3) 介護人材の現状	104
3. 介護サービス提供基盤の整備に対する考え方	105
(1) 現状の整理	105
(2) 第9期計画における考え方	106
第8章 資料編	108
1. 第9期介護保険事業計画作成委員会	108
(1) 委員委員名簿（順不同、敬称略）	108
(2) オブザーバー（順不同、敬称略）	108
2. 専門部会	109
3. 島原地域広域市町村圏組合介護保険事業計画作成委員会設置要綱	110
4. 用語の説明	112

第1章 島原半島地域包括ケア計画（第9期介護保険事業計画）策定について

1. 計画策定の背景

内閣府の「令和5年版高齢社会白書」によると、我が国の65歳以上の高齢者人口は、令和4（2022）年10月1日現在で3,624万人、高齢化率は29.0%となっています。高齢者人口は「団塊の世代」すべてが後期高齢者（75歳以上）となる令和7（2025）年には3,653万人に達し、令和25（2043）年には3,953万人でピークを迎えることが見込まれています。

また、令和7（2025）年には、認知症高齢者数が約700万人と、65歳以上の高齢者の約5人に1人に達することが見込まれています（認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン））。

平成26（2014）年の介護保険法改正では、地域包括ケアシステムの推進に向けた地域支援事業の充実が盛り込まれ、全国一律の予防給付（訪問介護・通所介護）を市町村が取組む地域支援事業へ移行し、多様化が進められました。

平成28（2016）年には、厚生労働省に設置された「我が事・丸ごと」地域共生社会実現本部において、地域包括ケアシステム等をさらに強化し、高齢者に限らず、支援を必要とする市民が抱える多様で複合的な地域課題について、市民が「我が事」として取組む仕組みと、行政が「丸ごと」相談できる体制（地域共生社会）づくりの推進が掲げられています。

しかし、現在もなお、高齢化率は上昇を続けており、令和22（2040）年には国民の3人に1人以上が高齢者となることが見込まれており、医療や介護を必要とする人は今後も増加する中で、現在の介護保険サービスの水準を維持することは、介護保険料、介護給付総額の上昇につながり、高齢者福祉をとりまく環境は厳しさを増していくものと見込まれます。

本組合を構成する島原市、雲仙市及び南島原市（以下「構成市」という。）においては、地域包括ケアシステムの構築を継続的に推進するとともに、医療面（医療法の改正）、介護面及び福祉面（少子高齢化等）などの各種制度に対応した施策を共同で展開していきながら、市民にもっとも身近な基礎自治体として、地域の高齢者ニーズを的確に把握し、行政としての目指すべき姿を明確にして、関係機関・関係者との共通理解を踏まえて取組むことが求められています。

第9期介護保険事業計画（以下「本計画」という。）は、計画期間中に訪れる令和7（2025）年における地域の高齢者のあるべき姿を念頭に置きながらも、いわゆる「団塊ジュニア世代」すべてが後期高齢者となる令和22（2040）年などさらに長期的な展望に基づき、住み慣れた地域で安心して暮らせるようにすることを目的とするものです。

2. 介護保険制度の概要

介護保険制度は、介護保険法（1997年成立・2000年施行）に基づく高齢者の介護を社会全体で支え合う仕組みのことです。

この制度が構築された背景には、高齢化の進行に伴う要介護高齢者の増加、介護期間の長期化による介護ニーズの増大の一方で、核家族化の進行や介護する家族の高齢化など、要介護高齢者を支えてきた家族をめぐる状況が変化し、従来の老人福祉・老人医療制度による対応が限界を迎えつつあったことが挙げられます。

介護保険制度は、次の3つの基本的な考え方に基づいています。

- 自立支援 … 単に介護を要する高齢者の身の回りの世話をするというを超えて、高齢者の自立を支援することを理念とする。
- 利用者本位 … 利用者の選択により、多様な主体から保健医療サービス、福祉サービスを総合的に受けられる制度とする。
- 社会権方式 … 給付と負担の関係が明確な社会保険方式を採用する。

3. 計画策定の法的根拠

介護保険事業計画は、介護保険法第117条に規定する「介護保険事業計画」に基づき策定するもので、高齢者福祉計画は、老人福祉法第20条の8に規定する「老人福祉計画」に基づき策定するものです。

「島原半島地域包括ケア計画（第9期介護保険事業計画）」は、島原圏域における高齢者の福祉・介護施策の推進と介護保険事業の円滑な運営を図ることを目的に策定するものです。

老人福祉法

（市町村老人福祉計画）

第二十条の八 市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業（以下「老人福祉事業」という。）の供給体制の確保に関する計画（以下「市町村老人福祉計画」という。）を定めるものとする。

介護保険法

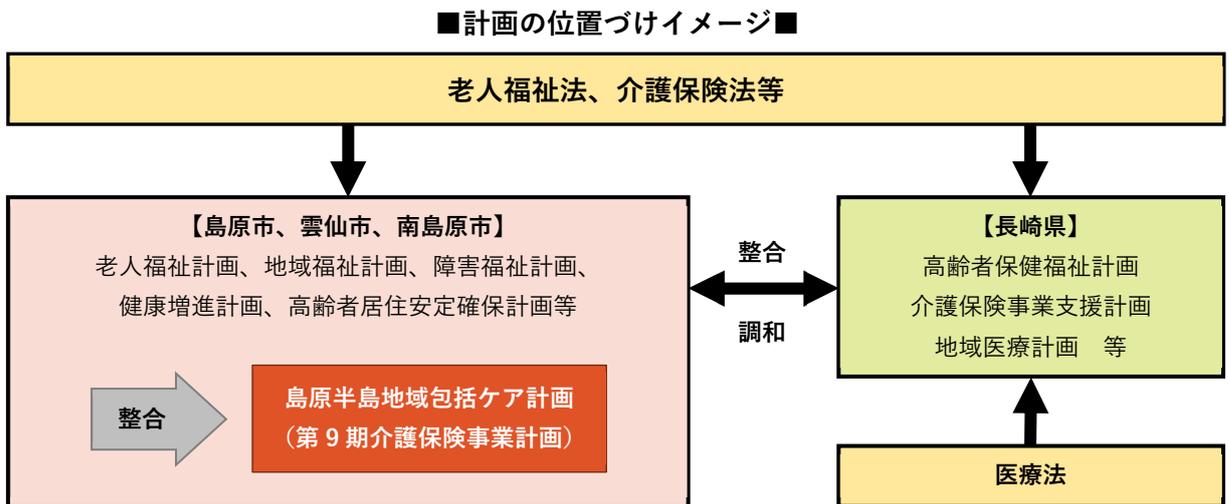
（市町村介護保険事業計画）

第一百七十七条 市町村は、基本指針に即して、三年を一期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画（以下「市町村介護保険事業計画」という。）を定めるものとする。

4. 計画の位置づけ

「島原半島地域包括ケア計画（第9期介護保険事業計画）」は、老人福祉法、介護保険法等の関連法令を踏まえるとともに、長崎県の関連計画との整合・調和を図るものとします。

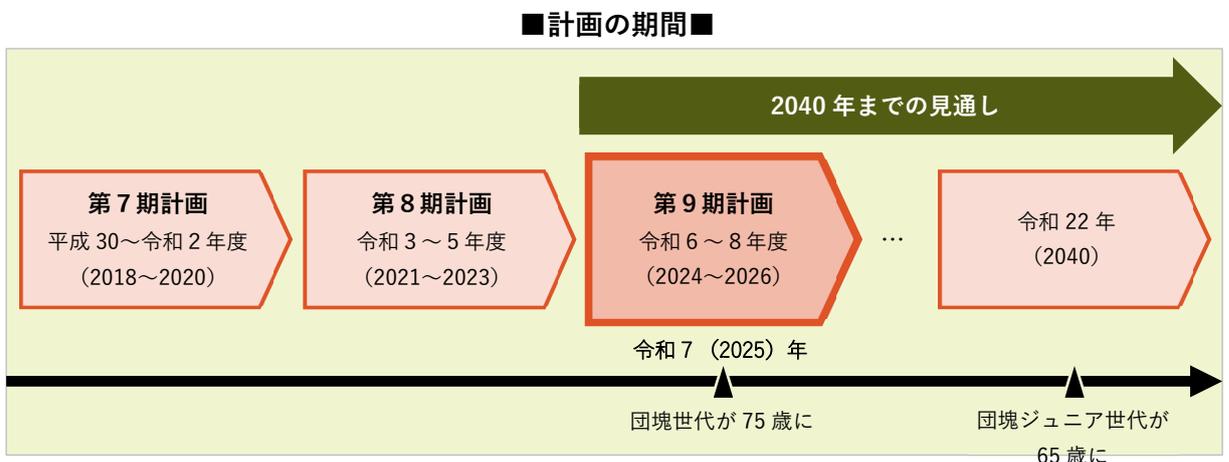
また、本組合構成市（島原市、雲仙市、南島原市）（以下、「構成市」という。）それぞれにおける福祉関連計画との整合を図るものとします。



5. 計画の期間

計画期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間とします。本計画期間中には、団塊の世代のすべての人が75歳以上の高齢者となることから、高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の一層の深化を目指します。

また、さらには「団塊ジュニア世代」が65歳以上の前期高齢者となる令和22（2040）年を見据えた計画とします。



6. 計画の策定体制

(1) 島原地域広域市町村圏組合介護保険事業計画作成委員会

介護保険事業計画の策定にあたっては、島原地域広域市町村圏組合介護保険事業作成委員会（以下、「委員会」という。）を設置して行うものとします。

委員会は、次事項について調査審議を行うものとします。

- 介護給付対象サービスの種類ごとの量の見込み
- 介護給付対象サービスの種類ごとの見込み量の確保のための方策
- 指定居宅サービス事業者相互間の連携の確保に関する事業、他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項
- その他の必要な事項

島原地域広域市町村圏組合介護保険事業計画作成委員会設置要綱

（設置）

第1条 介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づき、要介護、要支援者の人数、要介護者などのサービス利用の意向などを勘案して、被保険者の意見を反映させるための、地域の特性に応じた「介護保険事業計画」を作成することを目的に、島原地域広域市町村圏組合介護保険事業計画作成委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(2) 専門部会

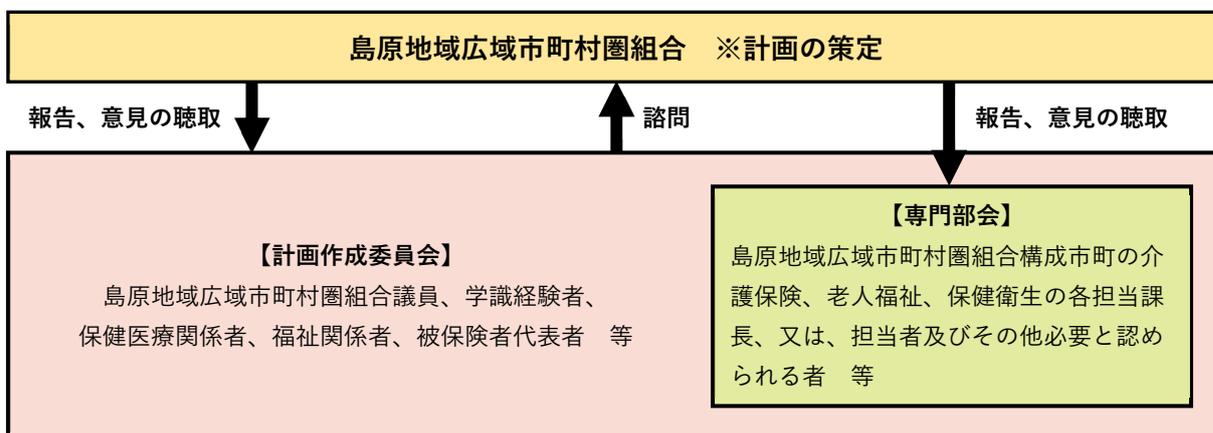
委員会には、専門的事項を調査、研究するために、専門部会を設け、関係者により構成される委員の意見を聴取しながら計画策定に向けた検討を行うものとします。

島原地域広域市町村圏組合介護保険事業計画作成委員会設置要綱

（専門部会）

第8条 委員会に専門的事項を調査、研究するために、専門部会を設けることができる。

■計画策定体制のイメージ■



第2章 計画策定をめぐる国の動向

1. 介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針

国は、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第三条第一項に規定する総合確保方針に即して、基本指針を定めています。

令和5年2月27日に厚生労働省で開催された第106回社会保障審議会介護保険部会において、第9期介護保険事業計画の基本指針（大臣告示）が示され、次の点が見直しのポイントとされています。

（1）介護サービス基盤の計画的な整備

① 地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- ・ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要
- ・ 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- ・ 中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者を含め、地域関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

② 在宅サービスの充実

- ・ 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
- ・ 居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及

■国の基本指針における、記載を充実する事項（案）■

- ・ 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要性
- ・ 医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化
- ・ サービス提供事業者を含め、地域関係者とサービス基盤の整備の在り方を議論することの重要性
- ・ 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
- ・ 居宅要介護者の在宅生活を支える定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など
- ・ 地域密着型サービスの更なる普及

(2) 地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

① 地域共生社会の実現

- 地域包括ケアシステムは地域共生社会の実現に向けた中核的な基盤となり得るものであり、地域住民を地域づくりや日常生活の自立に向けた支援を担う主体として観念することが重要
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るとともに、重層的支援体制整備事業において属性や世代を問わない包括的な相談支援等を担うことも期待
- 認知症に関する正しい知識の普及啓発により、認知症への社会の理解を深めることが重要
- 多様な主体による介護予防や日常生活支援のサービスを総合的に実施できるよう、総合事業の充実化を推進

② 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤の整備

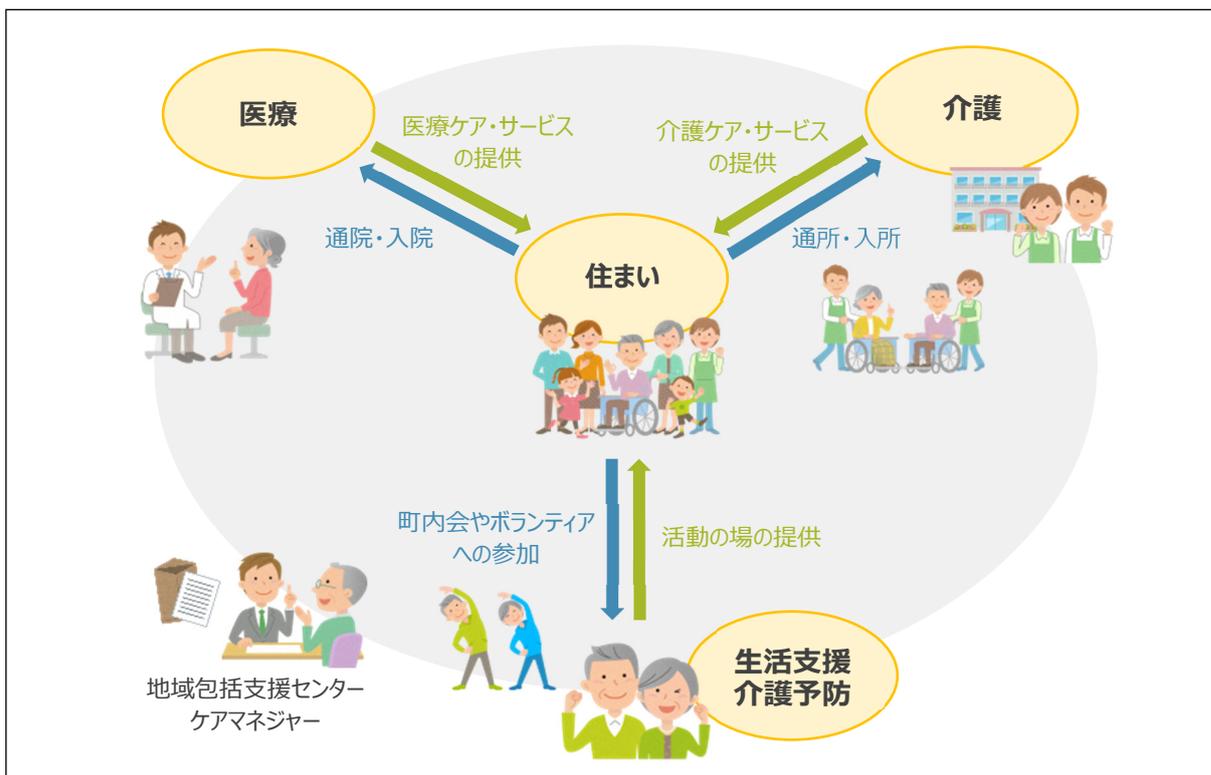
③ 保険者機能の強化

- 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化

■国の基本指針における、記載を充実する事項（案）■

- 総合事業の充実化について、第9期計画に集中的に取り組む重要性
- 地域リハビリテーション支援体制の構築の推進
- 認知症高齢者の家族やヤングケアラーを含む家族介護者支援の取組
- 地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備等
- 重層的支援体制整備事業などによる障害者福祉や児童福祉など他分野との連携促進
- 認知症施策推進大綱の中間評価を踏まえた施策の推進
- 高齢者虐待防止の一層の推進
- 介護現場の安全性の確保、リスクマネジメントの推進
- 地域共生社会の実現という観点からの住まいと生活の一体的支援の重要性
- 介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための情報基盤を整備
- 地域包括ケアシステムの構築状況を点検し、結果を第9期計画に反映。国の支援として点検ツールを提供
- 保険者機能強化推進交付金等の実効性を高めるための評価指標等の見直しを踏まえた取組の充実
- 給付適正化事業の取組の重点化・内容の充実・見える化、介護給付費の不合理な地域差の改善と給付適正化の一体的な推進

■地域包括ケアシステムのイメージ■



(3) 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上

- 都道府県主導の下で生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進。介護の経営の協働化・大規模化により、人材や資源を有効に活用
- 介護サービス事業者の財務状況等の見える化を推進

■国の基本指針における、記載を充実する事項（案）■

- ケアマネジメントの質の向上及び人材確保
- ハラスメント対策を含めた働きやすい職場づくりに向けた取組の推進
- 外国人介護人材定着に向けた介護福祉士の国家資格取得支援等の学習環境の整備
- 介護現場の生産性向上に資する様々な支援・施策に総合的に取り組む重要性
- 介護の経営の協働化・大規模化により、サービスの品質を担保しつつ、人材や資源を有効に活用
- 文書負担軽減に向けた具体的な取組（標準様式例の使用の基本原則化、「電子申請・届出システム」利用の原則化）
- 財務状況等の見える化
- 介護認定審査会の簡素化や認定事務の効率化に向けた取組の推進

第8期介護保険事業計画に基づく介護職員の必要数は、令和7年度には243万人、令和22年には280万人と推計され、介護人材の確保が急務となっています。国では、以下の取組を進めることで、介護人材の総合的な確保を目指しています。

取組概要	具体的な方法
参入促進	人材のすそ野の拡大を進め、多様な人材の参入促進を図る。
労働環境・処遇改善	本人の能力や役割分担に応じたキャリアパスを構築する。 いったん介護の仕事についての者の定着促進を図る。
資質向上	専門性の明確化・高度化で、継続的な質の向上を促す。 限られた人材を有効活用するため、機能分化を進める。

また、国は介護現場の生産性向上の一環として、まずは様式の簡略化や文書への押印等のルールの見直し、届け出の頻度等の見直しなどの「簡素化」、様式例の整備等の「標準化」、更に電子申請やデータの共有化、文書保管の電子化などの「ICTの活用」を段階的に進めています。

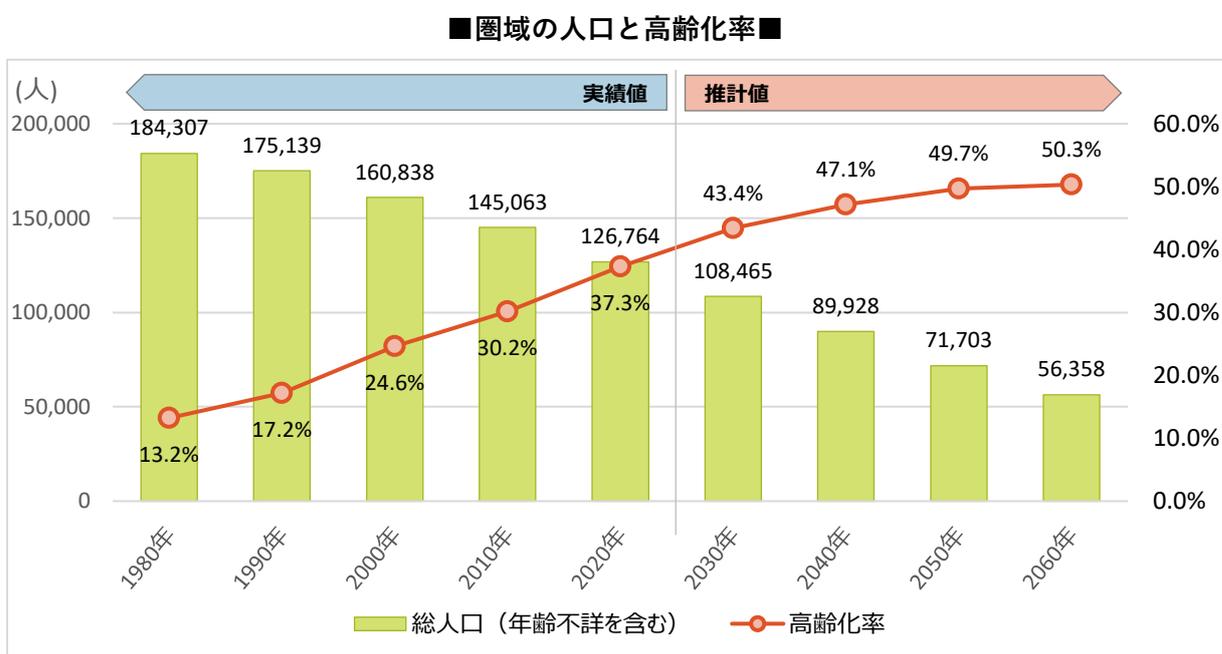
第3章 圏域を取り巻く動向

1. 人口の状況

(1) 圏域の人口と高齢化率

国勢調査結果によると、圏域の人口は一貫して減少傾向で推移しており、「国立社会保障・人口問題研究所」（以下、「社人研」という。）の推計では、今後もこの傾向は加速していくものとみられています。

一方、人口に占める65歳以上の占める割合を示す高齢化率は上昇傾向にあり、2060年には人口のおよそ2人に1人（50.3%）は、65歳以上となると推計されています。

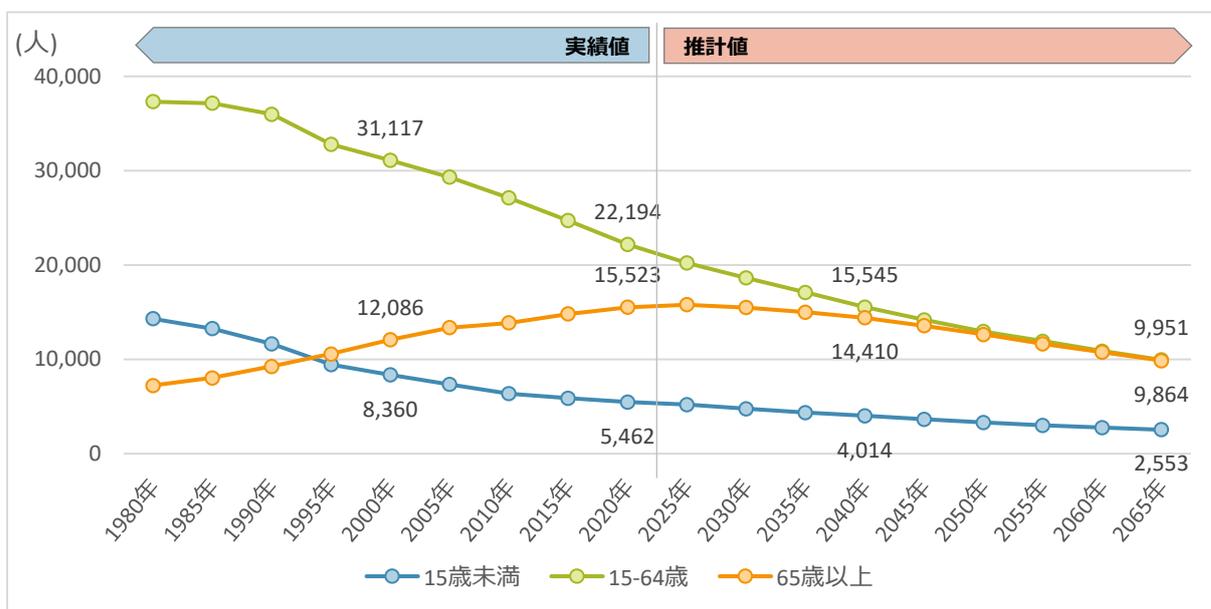


※ 2020年までは国勢調査による実績値、2030年以降は「将来人口推計のためのワークシート（令和元年6月版）」に基づく推計

(2) 構成市の年齢3区分別人口

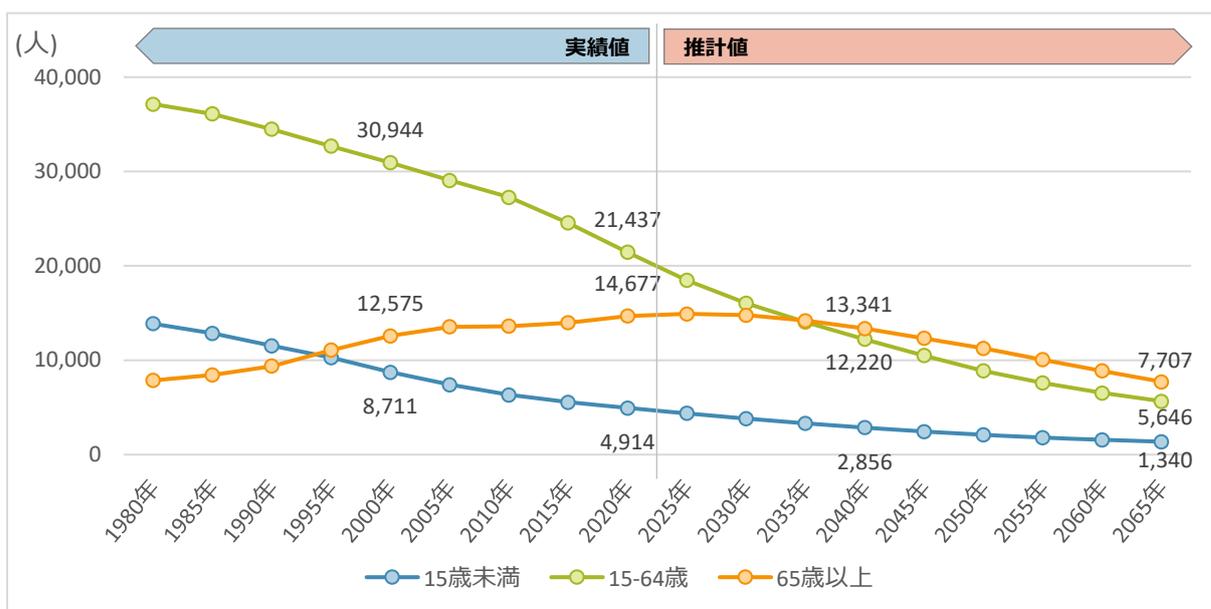
圏域の構成市ごとの国勢調査による人口の推移と、社人研による将来推計人口は、次のような状況となっています。

■島原市の年齢3区分別人口■



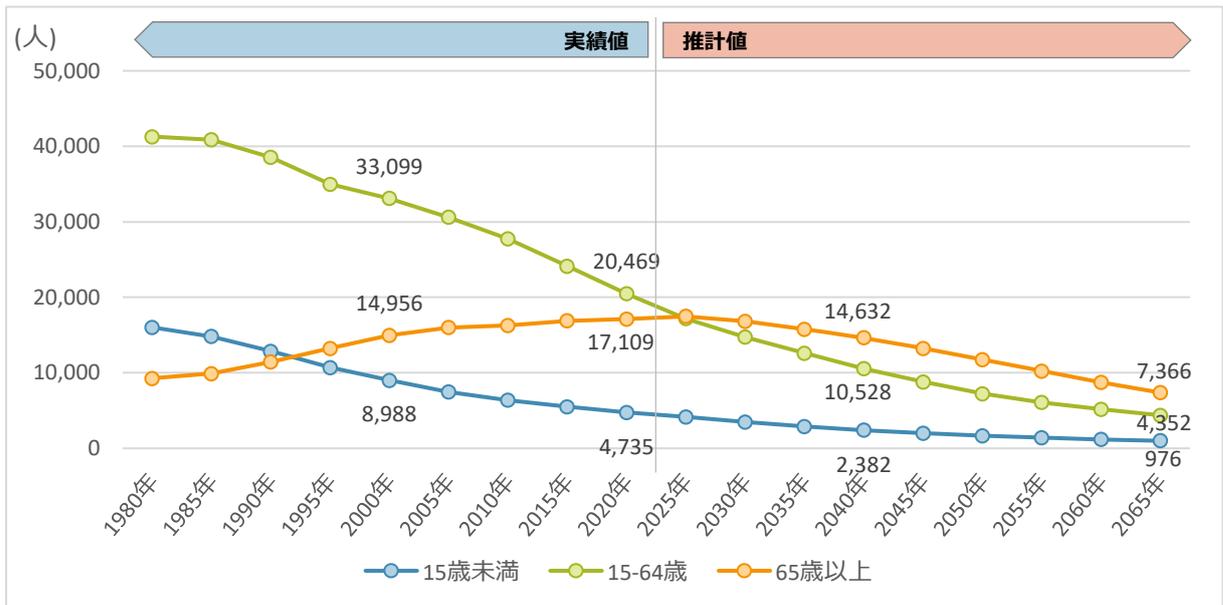
※ 2020年までは国勢調査による実績値、2025年以降は「将来人口推計のためのワークシート（令和元年6月版）」に基づく推計

■雲仙市の年齢3区分別人口■



※ 2020年までは国勢調査による実績値、2025年以降は「将来人口推計のためのワークシート（令和元年6月版）」に基づく推計

■南島原市の年齢3区分別人口■

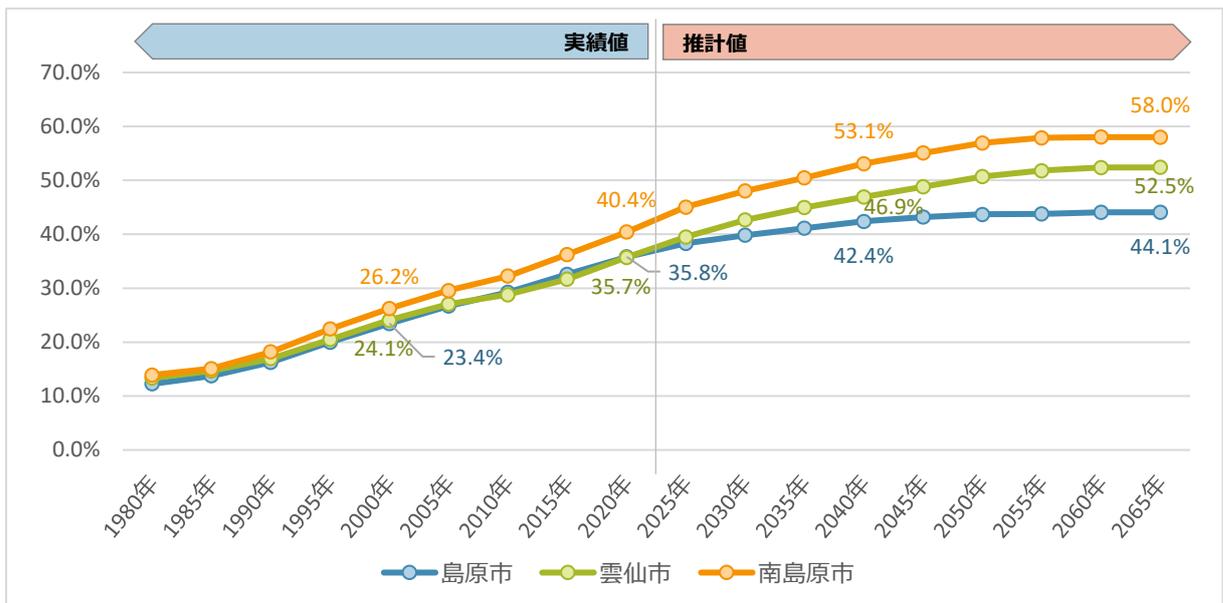


※ 2020年までは国勢調査による実績値、2025年以降は「将来人口推計のためのワークシート（令和元年6月版）」に基づく推計

いずれの構成市でも、65歳以上人口の増加は今後10年で収束するものとみられます。

しかしながら、雲仙市、南島原市では、生産年齢人口にあたる15-64歳人口が急速に減少していることから、高齢化率の進行速度が島原市よりも速くなっています。

■構成市ごとの高齢化率■

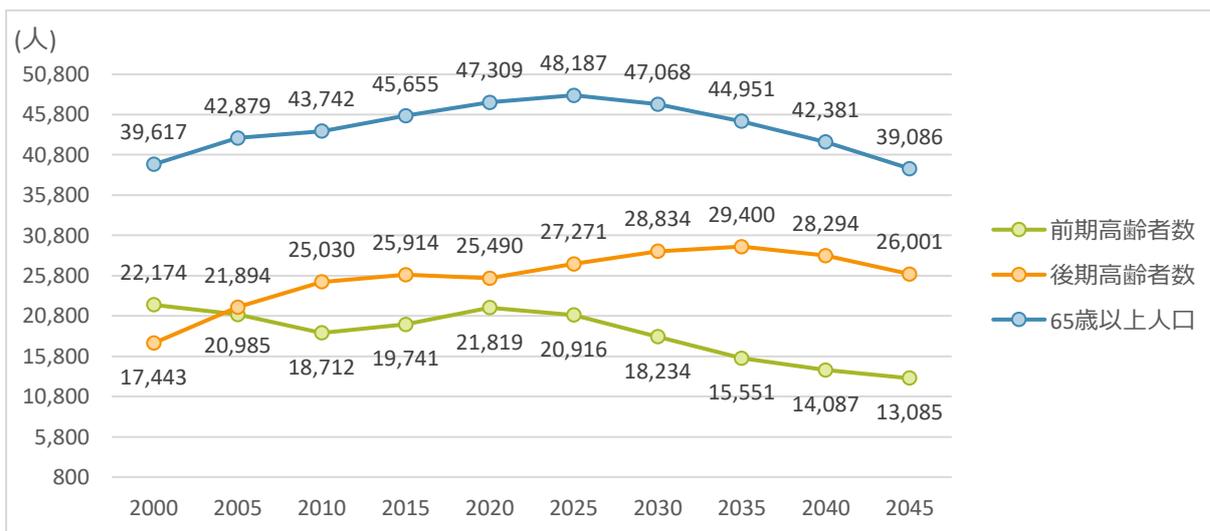


※ 2020年までは国勢調査による実績値、2025年以降は「将来人口推計のためのワークシート（令和元年6月版）」に基づく推計

(3) 前期高齢者（65～74歳）・後期高齢者（75歳以上）人口

圏域の前期高齢者数及び後期高齢者数の推移をみると、平成17（2005）年時点では後期高齢者数が前期高齢者数を上回っています。高齢者人口が令和7（2025）年にピークを迎え、その後減少に転じるとみられる一方で、後期高齢者人口は令和17（2035）年まで増加が続くと推計されています。

■前期高齢者数及び後期高齢者数の推移■



資料：厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム（各年10月1日現在）

■前期高齢者数及び後期高齢者数の見通し■

単位：人

西暦	前期高齢者数	後期高齢者数	合計
2020年	※ 21,819	25,490	47,309
2021年	21,638	25,846	47,484
2022年	21,458	26,202	47,660
2023年	21,277	26,558	47,835
2024年	21,097	26,915	48,012
2025年	20,916	27,271	※ 48,187
2026年	20,380	27,583	47,963
2027年	19,844	27,896	47,740
2028年	19,306	28,209	47,515
2029年	18,770	28,522	47,292
2030年	18,234	28,834	47,068
2031年	17,698	28,947	46,645
2032年	17,160	29,061	46,221
2033年	16,624	29,174	45,798
2034年	16,087	29,287	45,374
2035年	15,551	※ 29,400	44,951
2036年	14,965	29,174	44,139
2037年	14,965	28,957	43,922
2038年	14,673	28,737	43,410
2039年	14,380	28,516	42,896
2040年	14,087	28,294	42,381
2041年	13,887	27,836	41,723
2042年	13,686	27,377	41,063
2043年	13,486	26,919	40,405
2044年	13,285	26,459	39,744
2045年	13,085	26,001	39,086

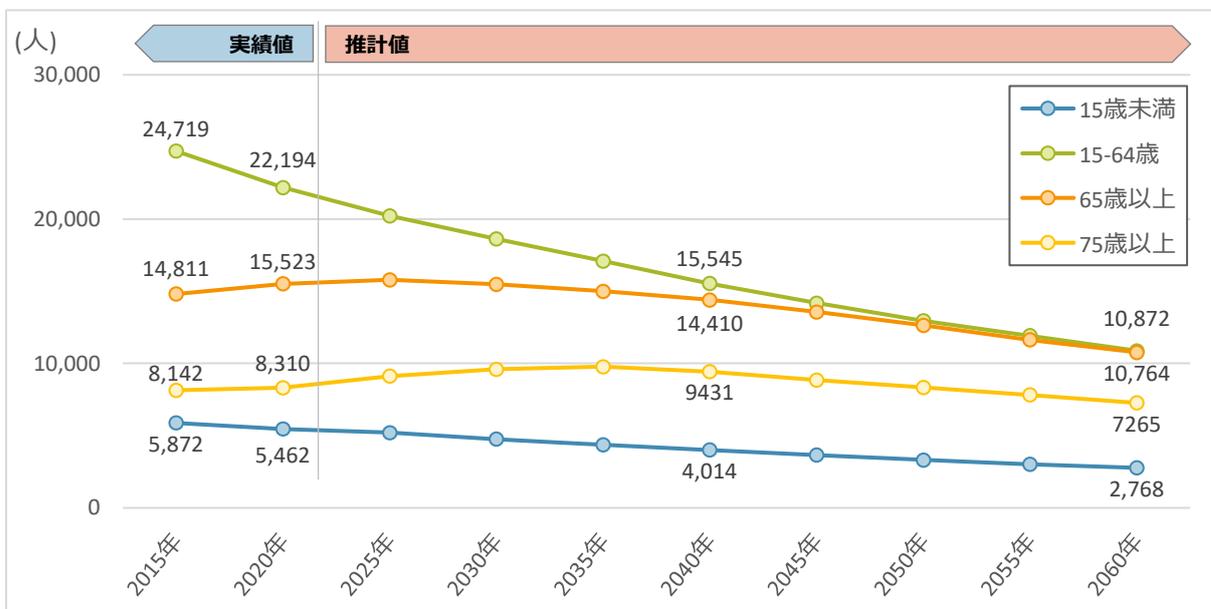
資料：厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム（各年10月1日現在）

※ 前期高齢者数、後期高齢者数、合計の「※印」はそれぞれの最大値。

(4) 【参考】年齢3区分人口と後期高齢者（75歳以上）人口の見通し

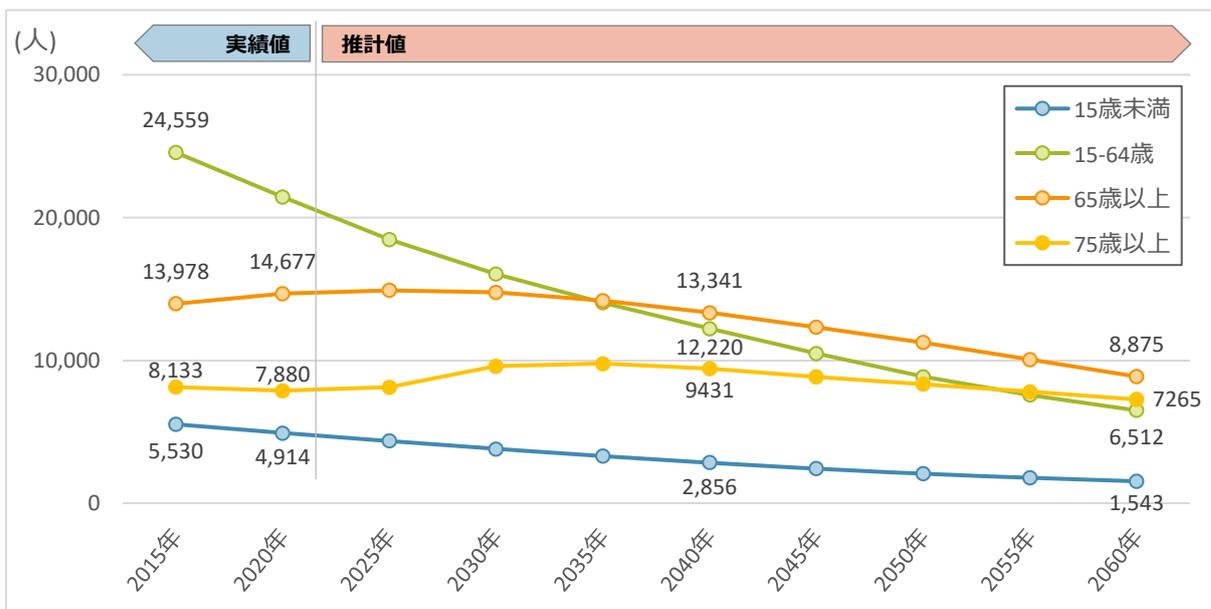
構成市における年齢3区分別人口及び75歳以上人口を、直近の国勢調査による実績と、社人研による見通しでみると、次のような状況となっています。

■島原市■



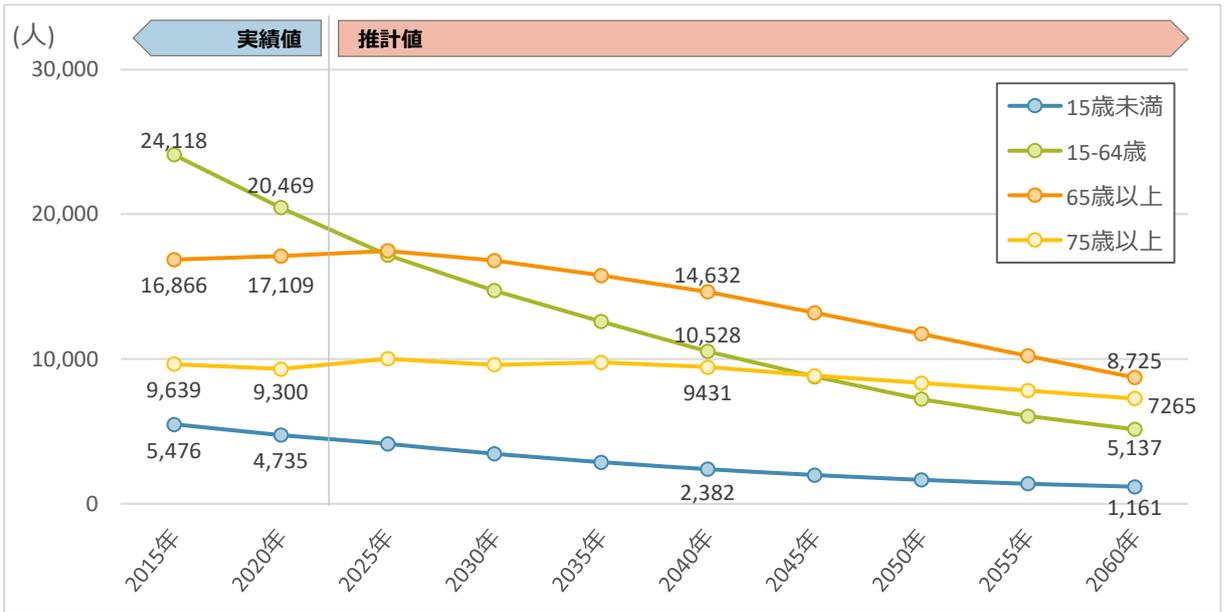
資料：2020年までは国勢調査による実績値、2025年以降は「将来人口推計のためのワークシート（令和元年6月版）」に基づく推計

■雲仙市■



資料：2020年までは国勢調査による実績値、2025年以降は「将来人口推計のためのワークシート（令和元年6月版）」に基づく推計

■南島原市■



資料：2020年までは国勢調査による実績値、2025年以降は「将来人口推計のためのワークシート（令和元年6月版）」に基づく推計

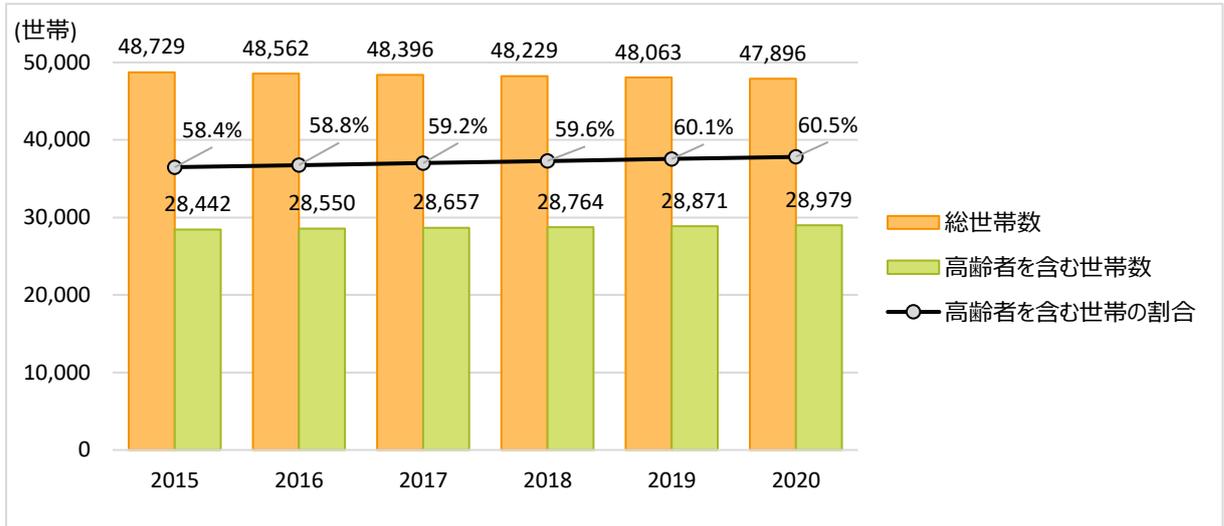
社人研の見通しでは、2060年までに、雲仙市と南島原市で75歳以上の後期高齢者人口が、15～64歳の生産年齢人口を上回ると見込まれています。

2. 世帯の状況

(1) 高齢者を含む世帯数の推移

構成市の総世帯数及び高齢者を含む世帯数は減少傾向で推移しています。
一方、総世帯数に占める高齢者を含む世帯の割合は徐々に増加しています。

■ 高齢者を含む世帯数の推移 ■

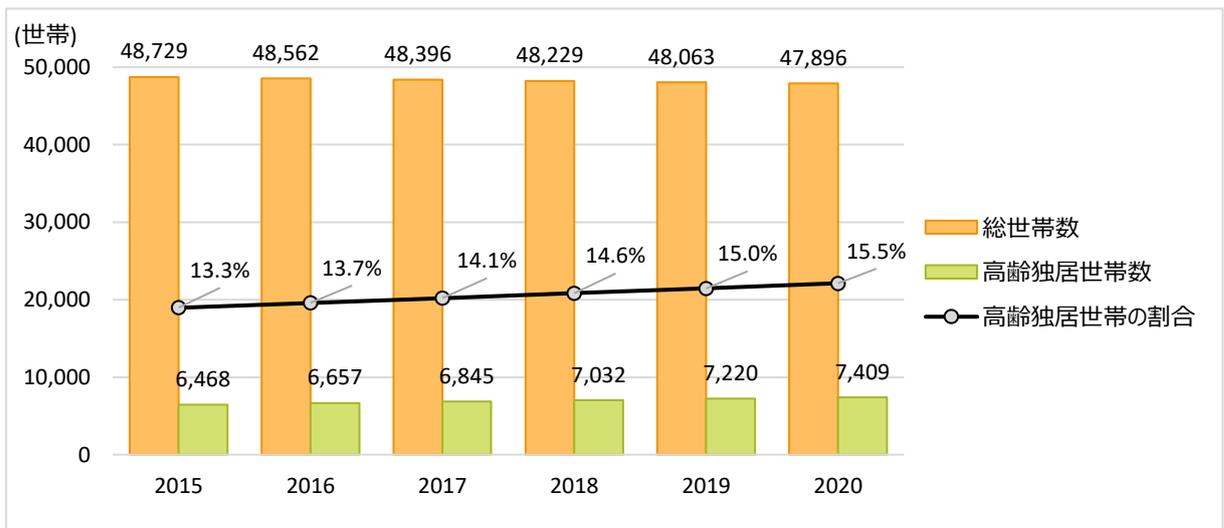


資料：厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム（各年10月1日現在）

(2) 高齢者独居世帯数の推移

高齢者を含む世帯のうち、高齢独居世帯の割合については増加傾向で推移しており、令和2（2020）年時点で総世帯数の15.5%を占めています。

■ 高齢独居世帯数の推移 ■

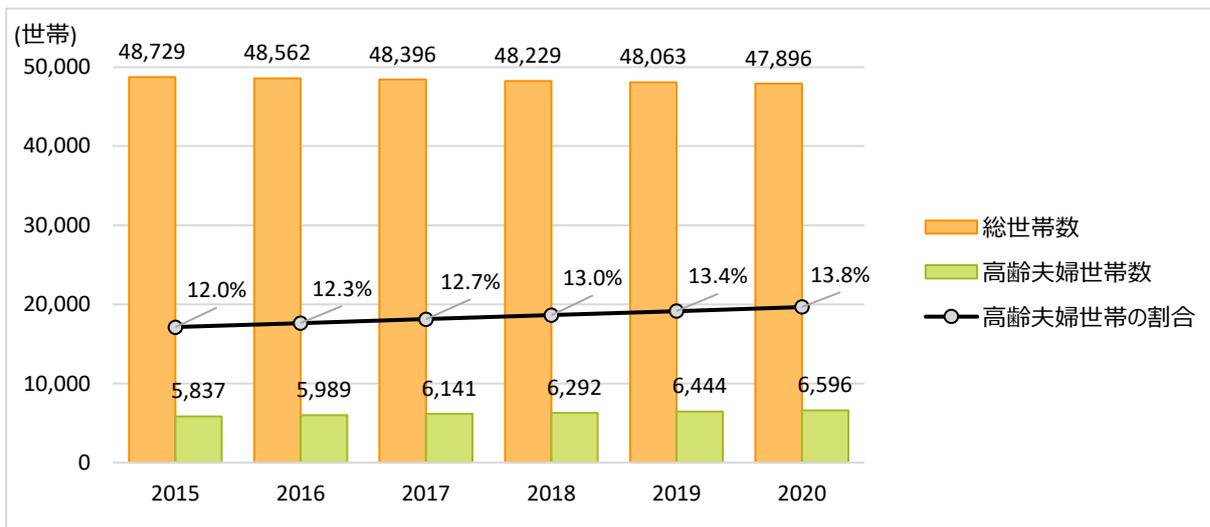


資料：厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム（各年10月1日現在）

(3) 高齢夫婦世帯数の推移

高齢者を含む世帯のうち、高齢夫婦世帯の割合については増加傾向で推移しており、令和2(2020)年時点で総世帯数の13.8%を占めています。

■ 高齢夫婦世帯数の推移 ■

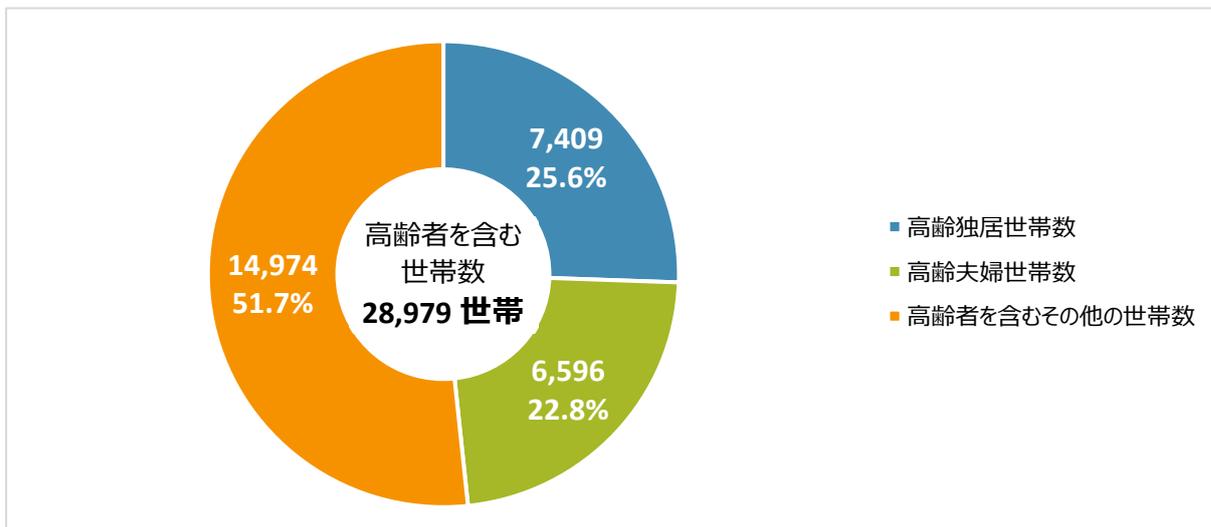


資料：厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム（各年10月1日現在）

(4) 高齢者を含む世帯の内訳

高齢者を含む世帯のうち、高齢独居世帯及び高齢夫婦世帯の数は年々増加しており、令和2(2020)年時点では、高齢者を含む世帯全体の48.4%を占めています。

■高齢者を含む世帯の内訳（令和2（2020）年）■



資料：厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム（令和2（2020）年10月1日現在）

※ 小数点第二位以下の端数処理の影響で、各世帯割合の合計が100.0%とならない場合がある。

	総世帯数	高齢者を含む世帯数	(内訳)		
			高齢独居世帯数	高齢夫婦世帯数	高齢者を含むその他の世帯数
2015年	48,729	28,442	6,468	5,837	20,287
2016年	48,562	28,550	6,657	5,989	20,012
2017年	48,396	28,657	6,845	6,141	19,739
2018年	48,229	28,764	7,032	6,292	19,465
2019年	48,063	28,871	7,220	6,444	19,192
2020年	47,896	28,979	7,409	6,596	18,917

資料：厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム（令和2（2020）年10月1日現在）

3. 高齢者の就労の状況

構成市の高齢者の労働力人口をみると、令和2（2020）年時点で就業者数（仕事をした人の数）は、島原市で3,887人、雲仙市で4,708人、南島原市で4,870人、構成市全体で13,465人でした。

高齢者に占める就業者の割合は、いずれの構成市でも国、長崎県の水準を上回っており、構成市のなかでは雲仙市が最も高くなっています。

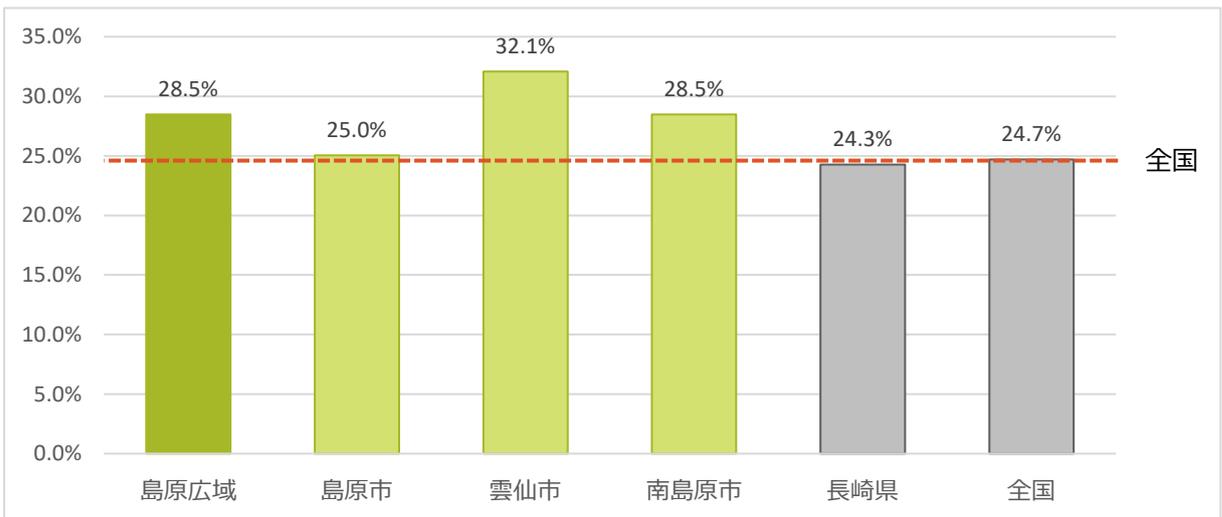
■高齢者の就労状況■

	島原広域			長崎県	全国
	島原市	雲仙市	南島原市		
高齢者人口 (A)+(B)+(C)	15,523	14,677	17,109	430,353	35,335,805
労働力人口 (A)=(a)+(b)	3,974	4,784	4,953	107,548	8,997,075
就業者 (a)=(i)+(ii)+(iii)+(iv)	3,887	4,708	4,870	104,505	8,724,474
主に仕事 (i)	2,996	3,635	3,864	78,155	6,083,313
家事的ほか仕事 (ii)	752	917	844	21,256	2,169,308
通学のかたわら仕事 (iii)	1	—	—	15	2,612
休業者 (iv)	138	156	162	5,079	469,241
完全失業者 (b)	87	76	83	3,043	272,601
非労働力人口 (B)	11,265	9,631	12,037	309,661	23,714,092
不詳 (C)	284	262	119	13,144	2,624,638
高齢者人口に占める就業者(a)の割合	25.0%	32.1%	28.5%	24.3%	24.7%

資料：総務省「国勢調査」令和2（2020）年

※ 「休業者」とは、「仕事を休んでいた者」をいう。「完全失業者」とは、仕事を探していた者をいう。

■高齢者に占める就業者の割合の比較■



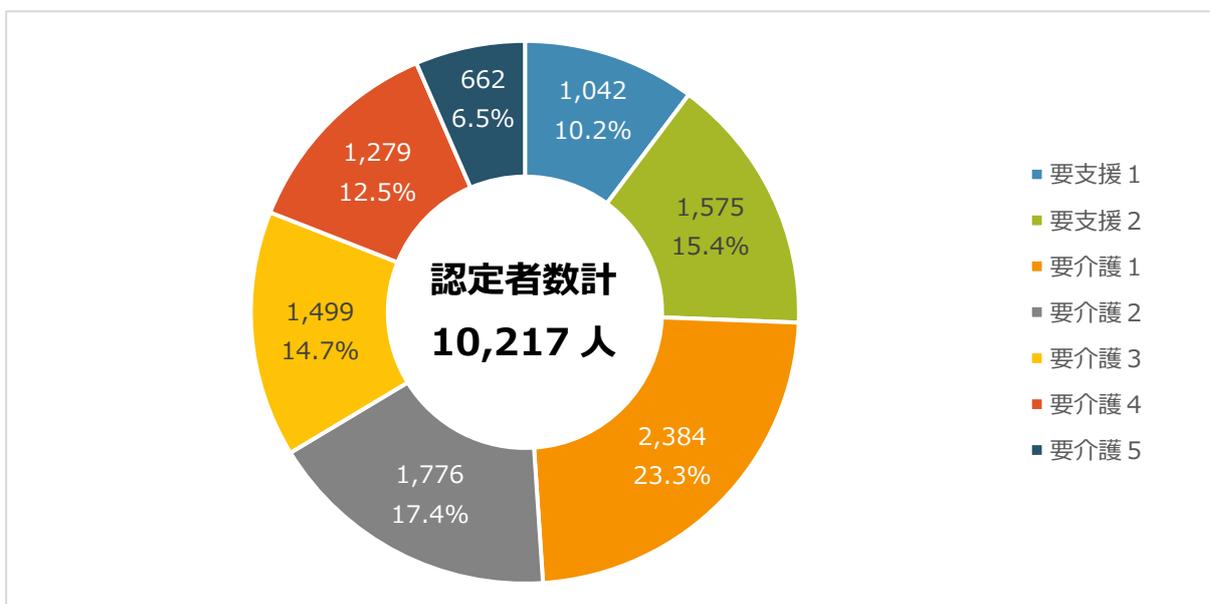
資料：総務省「国勢調査」令和2（2020）年

4. 要支援・要介護認定の状況

(1) 要支援・要介護認定者数

圏域全体の要支援・要介護認定者数は、令和5年3月末時点で10,217人となっています。要介護度別にその内訳を見てみると、要支援～要介護1の認定者が5,001人となっており、およそ半数を占めています。こうした層の要介護状態が悪化すると、さらに高い要介護度区分に移行することになるため、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるようにするためには、要介護度区分の維持・改善が求められます。

■要介護度別 要支援・要介護認定者数（令和5年3月時点）■



資料：厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム 「介護保険事業状況報告」月報

(2) 認定率

要支援・要介護認定者数と認定率の推移を見てみると、圏域全体としての高齢化率は上昇しているものの、認定者数、認定率ともに減少しています。

また、認定者に占める要介護度別の構成比では、要介護1が最も多く、23.6%となっています。

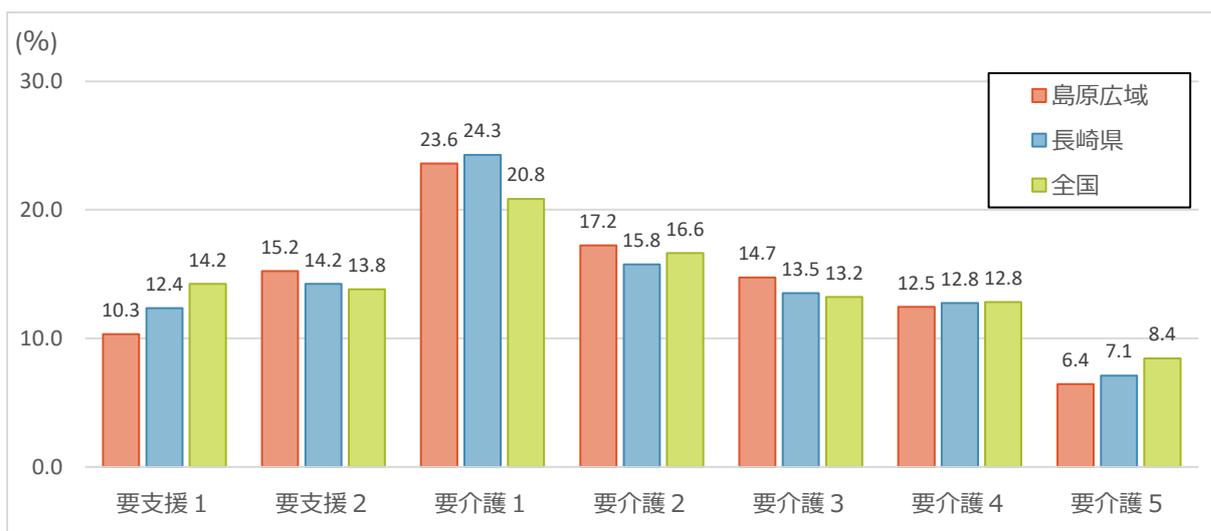
引き続き、要介護状態になる前の段階で積極的な介護予防に取り組み、健康長寿な圏域づくりを推進することが重要です。

■ 認定者数と認定率の推移 ■



資料：厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム 「介護保険事業状況報告」年報
(令和3、4年度のみ「介護保険事業状況報告」月報)

■ 要介護度別構成比 (令和5年3月時点) ■



資料：厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム 「介護保険事業状況報告」月報

5. 介護保険給付・介護費用額の状況

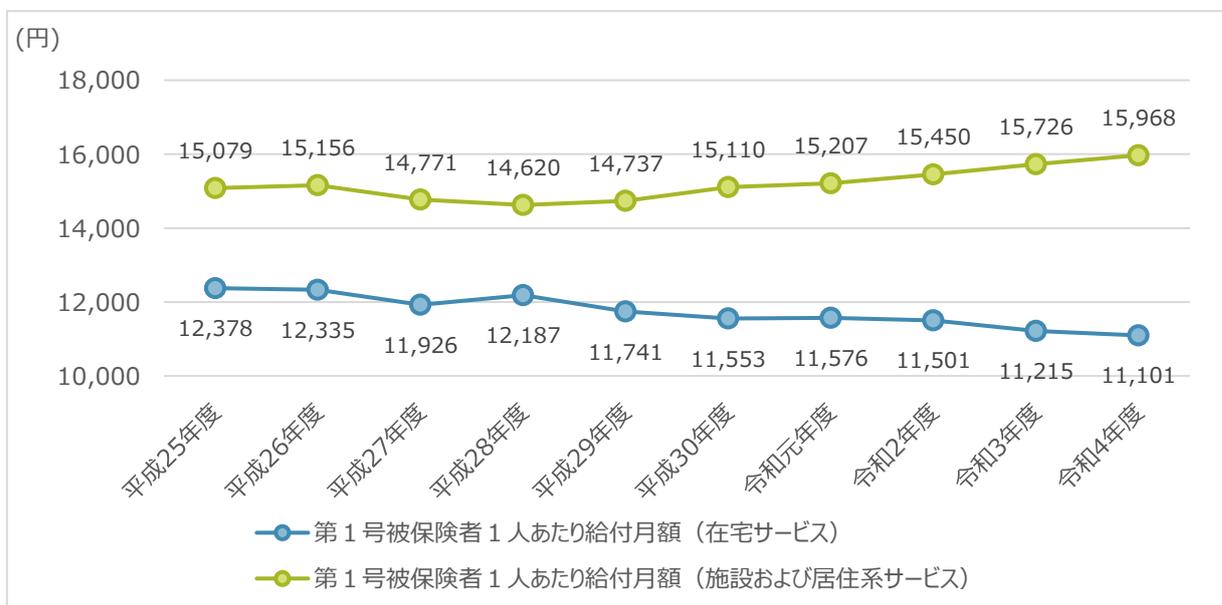
(1) 被保険者1人あたり給付月額

圏域の被保険者1人あたり給付月額をサービス系列別に見てみると、「施設および居住系サービス」の給付月額は「在宅サービス」に比べて高くなるのがわかります。

また、本圏域では「在宅サービス」の給付月額が減少傾向となっている一方で、「施設および居住系サービス」の給付月額が増加傾向にあります。

国は、次期老人福祉計画及び介護保険事業計画において、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の一層の深化を目指すこととしており、本圏域でも利用者ニーズを満たす在宅系サービスの充実が求められます。

■第1号被保険者1人あたり給付月額（サービス系列別）の推移■



資料：厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム 「介護保険事業状況報告」年報
(令和3、4年度のみ「介護保険事業状況報告」月報)

※ 令和3年度は令和4年2月サービス提供分まで、令和4年度は令和5年1月サービス提供分までの実績より算出

(2) サービス系統別介護費用額

本組合の介護費用額の推移をみると、令和元年度以降、在宅サービス費用が横ばいからやや減少傾向にある一方、居住系サービス費用、施設サービス費用は増加傾向にあります。

令和4年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、いずれのサービスにおいても費用額は減少していますが、今後は、徐々にコロナ禍以前の状態に戻るものと思われれます。

■介護費用額（サービス系列別）の推移■



資料：厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム

平成26年度から令和2年度：厚生労働省「介護保険事業状況報告（年報）」、

令和3年度：「介護保険事業状況報告（月報）」の12か月累計、

令和4年度：直近月までの「介護保険事業状況報告（月報）」の累計

（※補給給付は費用額に含まれていない）

(3) 1号被保険者1人1月あたり介護費用額

本組合の第1号被保険者1人1月あたり介護費用額をしてみると、長崎県、全国の推移と同様に増加傾向にあります。また、長崎県、全国の介護費用額と比べて、高い水準となっています。

■ 第1号被保険者1人1月あたり介護費用額の推移 ■



資料：厚生労働省 地域包括ケア「見える化」システム

「介護保険事業状況報告（年報）」（または直近月までの月報累計）における費用額を「介護保険事業状況報告月報」における第1号被保険者数の各月累計で除して算出

(4) 認知症高齢者の日常生活自立度の状況

圏域における、平成30年以降の日常生活自立度判定を受けた方の日常生活自立度ごとの判定割合をみると、「自立」判定の割合が減少傾向にあるのに対し、「II a」及び「II b」判定の割合が増加傾向にあることがわかります。

■日常生活自立度ごとの判定割合■

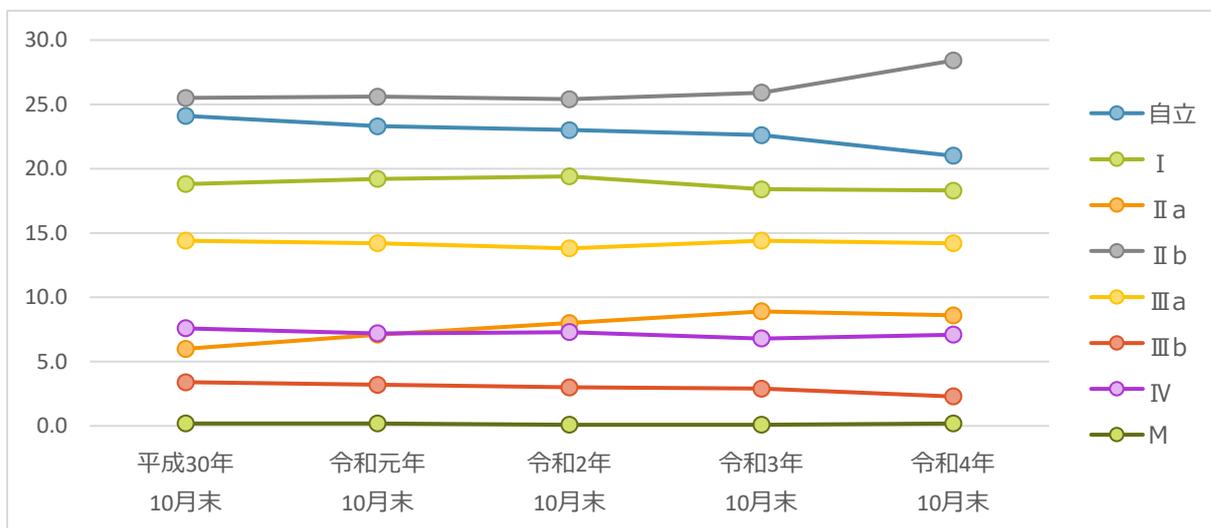
単位：%

	平成30年 10月末	令和元年 10月末	令和2年 10月末	令和3年 10月末	令和4年 10月末
自立	24.1	23.3	23.0	22.6	21.0
I	18.8	19.2	19.4	18.4	18.3
II a	6.0	7.1	8.0	8.9	8.6
II b	25.5	25.6	25.4	25.9	28.4
III a	14.4	14.2	13.8	14.4	14.2
III b	3.4	3.2	3.0	2.9	2.3
IV	7.6	7.2	7.3	6.8	7.1
M	0.2	0.2	0.1	0.1	0.2

資料：厚生労働省 地域包括ケア「見える化」

システム厚生労働省「介護保険総合データベース」（令和5年3月10日時点データにて集計）

■日常生活自立度ごとの判定割合■



資料：厚生労働省 地域包括ケア「見える化」

システム厚生労働省「介護保険総合データベース」（令和5年3月10日時点データにて集計）

6. 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査結果からみた高齢者等の現状

(1) 調査の概要

本計画を策定するにあたり、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」を実施しました。この調査は、圏域における高齢者福祉及び介護サービスの現状を把握するとともに、第9期計画策定のための基礎資料とすることを目的としたものです。

① 調査の目的

調査	目的
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	保険者が、一般高齢者、介護予防・日常生活支援総合事業対象者、要支援者を対象に、日常生活圏域ごとに、地域の抱える課題の特定（地域診断）に資することなどを目的とするもの。
在宅介護実態調査	「家族等介護者の就労継続」や「要介護者の適切な在宅生活の継続」などについての、客観的な状態把握とその達成に向けた施策検討を行うことを目的とするもの。

② 回収状況

調査	調査対象	配布数	回収数	回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	管内在住の要介護認定を受けていない65歳以上の方	3,150件	1,995件	63.3%
在宅介護実態調査	在宅で生活している要支援・要介護者のうち「要支援・要介護認定の更新申請・区分変更申請」をしている人であって、令和4年9月26日から令和4年12月28日までの間に認定調査の対象となる人	692件	692件	100.0%

(2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査結果（一部抜粋）

① 日常生活での介護・介助の必要性

問1 (2) あなたは、普段の生活でどなたかの介護・介助が必要ですか。

- 「現在何らかの介護を受けている」は14.3%。
- 一方、将来的に介護を受ける必要が生じる可能性がある「介護・介助は必要だが受けていない」が11.2%となっている。

■図表 日常生活での介護・介助の必要性■

	(%)				n	
	介護・介助は必要ない	介護・介助は必要だが受けていない	現在何らかの介護を受けている	無回答		
全体	69.4	11.2	14.3	5.1	1995	
市区分	島原市	70.2	10.7	13.2	5.9	707
	雲仙市	67.9	8.4	18.5	5.3	644
	南島原市	70.0	14.6	11.5	3.9	644
性別	男性	69.1	12.2	13.6	5.1	919
	女性	69.6	10.4	15.0		1076
年齢階級	65-69歳	86.1		5.3	5.0	417
	70-74歳	85.9		5.6	4.8 3.8	468
	75-79歳	74.3	10.7	8.8	6.2	354
	80-84歳	55.9	19.3	19.3	5.5	363
	85-89歳	42.1	17.4	32.8	7.7	259
	90歳以上	35.8	17.2	43.3		134
要介護状態区分	一般高齢者	81.9		8.7	3.7	1506
	事業対象者	55.6	17.2	21.2	6.1	99
	要支援1	30.5	21.3	39.1	9.1	197
	要支援2	18.1	17.6	58.0	6.2	193

② 主な介護・介助者

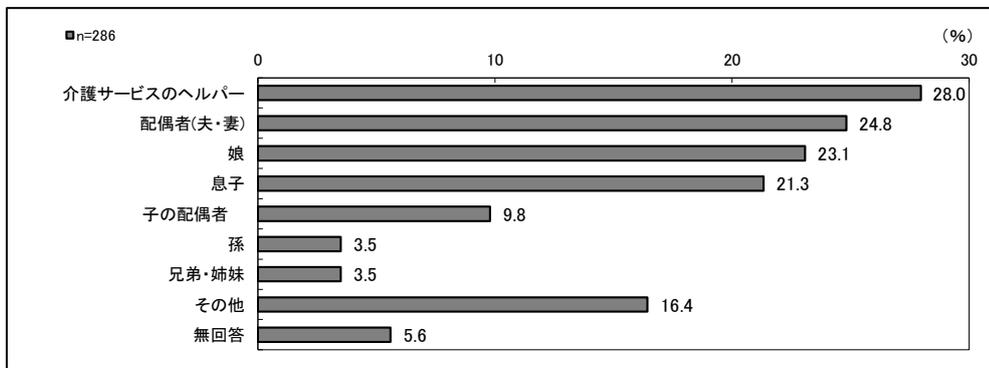
※問1(2)(日常生活での介護・介助の必要性)で、「3. 現在何らかの介護を受けている」と回答した方のみ

問1(2)② 主にどなたの介護、介助を受けていますか。【複数回答】



- 「介護サービスのヘルパー」(28.0%)、「配偶者(夫・妻)」(24.8%)、「娘」(23.1%)、「息子」(21.3%)に回答が集まる。
- 90歳以上では、「娘」が最も多くの回答を集めており(44.8%)、老々介護の状況が懸念される。

■主な介護・介助者■



■主な介護・介助者■

	合計	問1(2)② 主な介護・介助者									
		配偶者(夫・妻)	息子	娘	子の配偶者	孫	兄弟・姉妹	介護サービスのヘルパー	その他	無回答	非該当
全体	286	71	61	66	28	10	10	80	47	16	1709
市区分											
島原市	93	23	11	19	5	4	3	25	15	9	614
雲仙市	119	36	31	28	16	4	5	32	15	6	525
南島原市	74	12	19	19	7	2	2	23	17	1	570
性別											
男性	125	50	18	22	8	2	5	35	21	6	794
女性	161	21	43	44	20	8	5	45	26	10	915
年齢階級											
65-69歳	20	7	2	1	2	0	1	3	7	1	397
70-74歳	22	8	2	1	0	1	1	4	8	1	446
75-79歳	31	11	6	1	1	0	0	8	5	5	323
80-84歳	70	18	21	14	4	0	3	16	9	3	293
85-89歳	85	19	15	23	11	5	4	29	11	3	174
90歳以上	58	8	15	26	10	4	1	20	7	3	76
要介護状態区分											
一般高齢者	76	29	20	11	5	2	3	4	13	9	1430
事業対象者	21	3	3	1	2	0	0	7	4	2	78
要支援1	77	15	19	24	8	1	2	29	13	1	120
要支援2	112	24	19	30	13	7	5	40	17	4	81

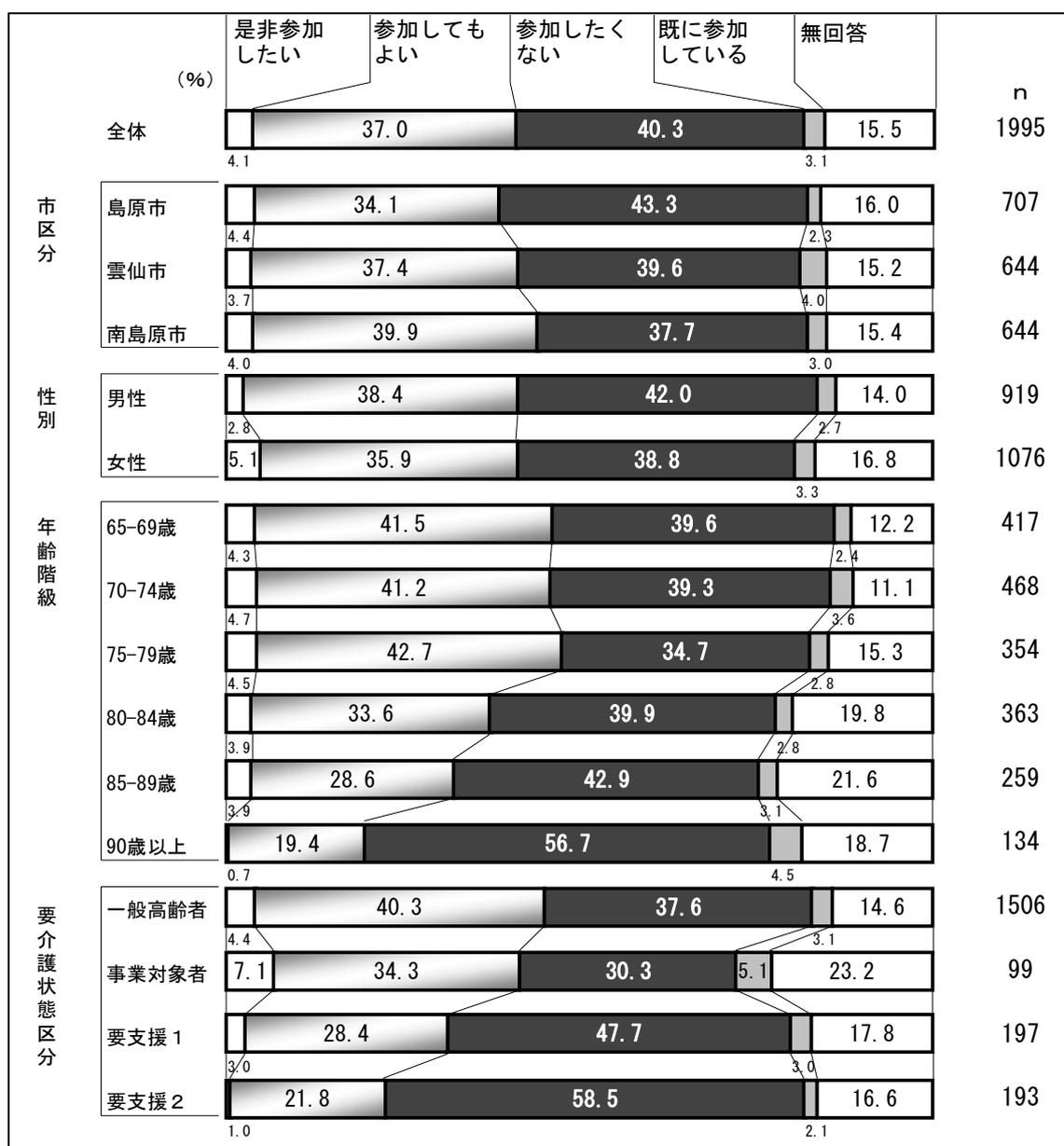
③ 地域活動への参加者としての参加意向

問5(2) 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味などのグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか。



- 全体として、「是非参加したい」(4.1%)と「参加してもよい」(37.0%)を足し合わせると41.1%となり、「参加したくない」(40.3%)を0.8ポイント上回る。
- 構成市のなかでは、南島原市の参加意向がやや高い。

■図表 地域活動への参加者としての参加意向■

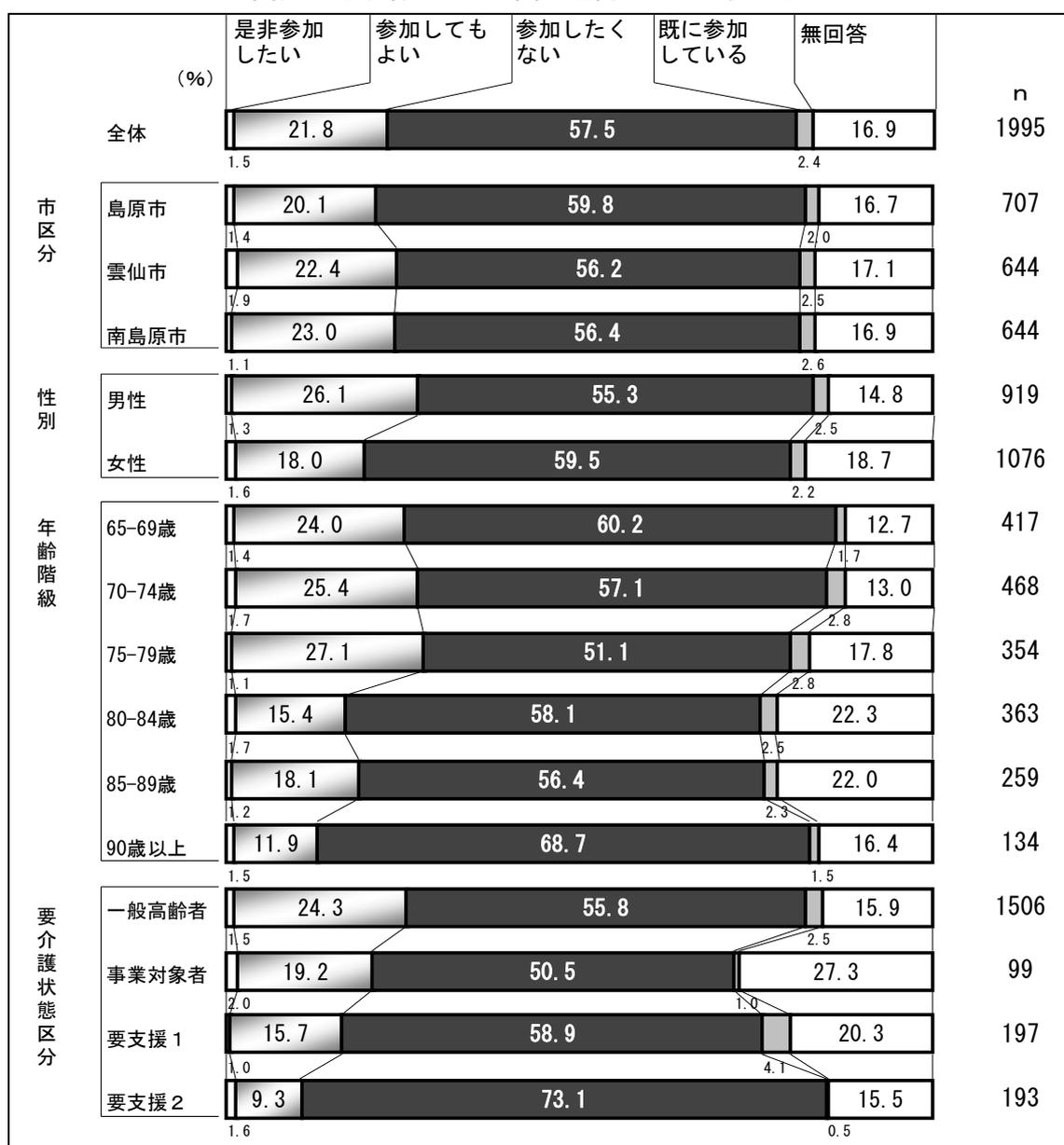


④ 地域活動への企画・運営としての参加意向

問5(3) 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味などのグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に企画・運営(お世話役)として参加してみたいと思いますか。

- 「参加したくない」(57.5%)、「参加してもよい」(21.8%)、「既に参加している」(2.4%)、「是非参加したい」(1.5%)の順。
- 参加者としての参加意向に比べ、企画・運営としての参加意向は大きく低下する。

■図表 地域活動への企画・運営としての参加意向■

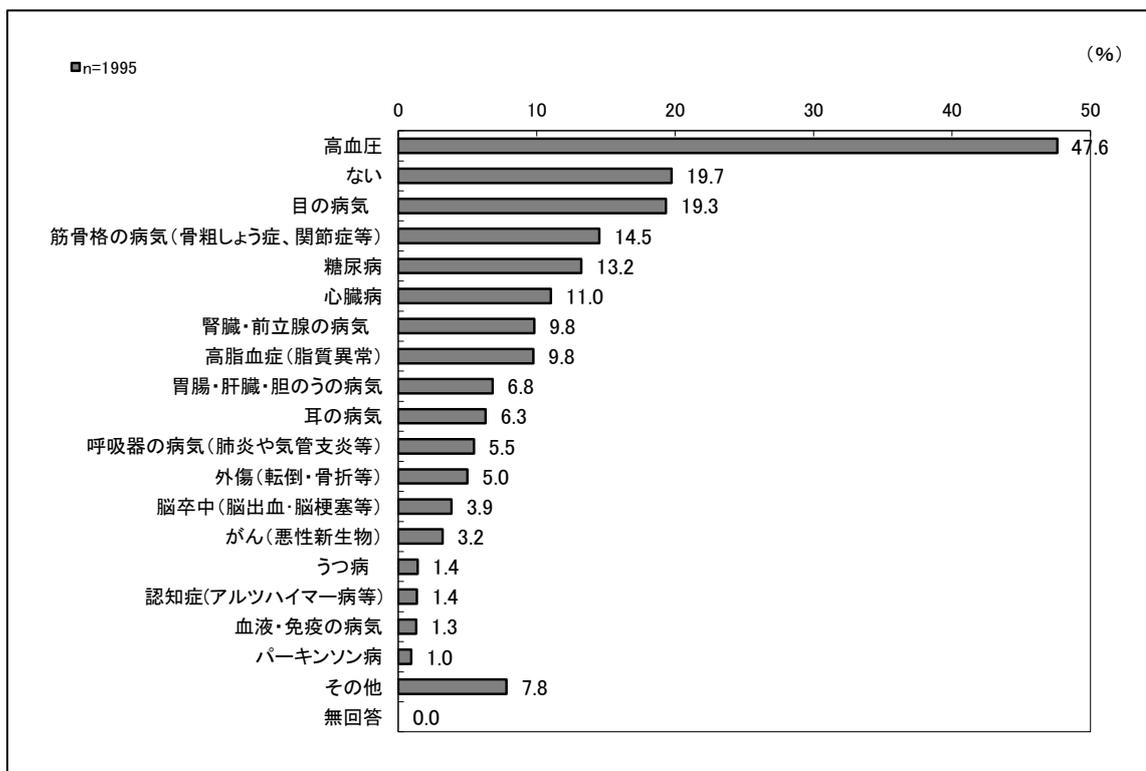


⑤ 現在治療中または後遺症のある病気

問7 (7) 現在治療中、または後遺症のある病気はありますか。【複数回答】

- 「高血圧」(47.6%) が他を大きく引き離して第1位。「目の病気」(19.3%)、「筋骨格の病気(骨粗しょう症、関節症等)」(14.5%)、「糖尿病」(13.2%)、「心臓病」(11.0%)等がこれに続く。
- 「ない」は19.7%。

■図表 地域活動への参加者としての参加意向■



⑥ 認知症に関する相談窓口を知っているか

問 8 (2) 認知症に関する相談窓口を知っていますか。

- 「はい」は23.1%にとどまる。
- 構成市別で「はい」の割合を見てみると、島原市で18.8%、雲仙市で23.9%、南島原市で27.0%となっており、島原市での相談窓口認知状況がやや低い。

■図表 認知症に関する相談窓口を知っているか■

		(%)			
		はい	いいえ	無回答	n
	全体	23.1	67.8	9.1	1995
市 区 分	島原市	18.8	72.1	9.1	707
	雲仙市	23.9	66.8	9.3	644
	南島原市	27.0	64.0	9.0	644
性 別	男性	21.1	70.3	8.6	919
	女性	24.8	65.6	9.6	1076
年 齢 階 級	65-69歳	23.3	71.0	5.8	417
	70-74歳	24.4	70.5	5.1	468
	75-79歳	24.3	64.1	11.6	354
	80-84歳	23.1	63.9	12.9	363
	85-89歳	17.8	69.9	12.4	259
	90歳以上	25.4	64.2	10.4	134
要 介 護 状 態 区 分	一般高齢者	23.7	67.6	8.7	1506
	事業対象者	21.2	68.7	10.1	99
	要支援1	22.8	64.0	13.2	197
	要支援2	19.7	72.5	7.8	193

(3) 在宅介護実態調査結果（一部抜粋）

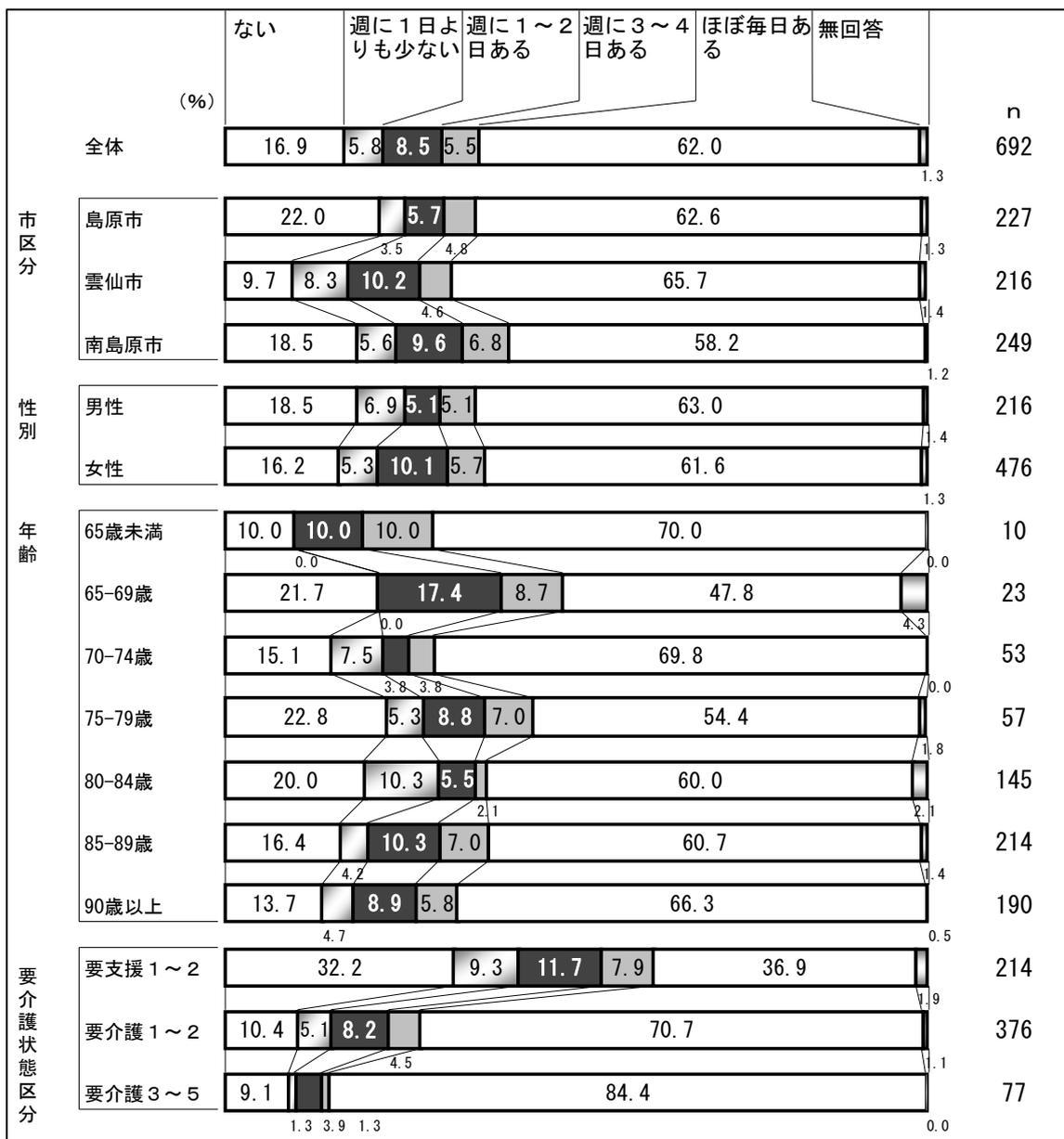
① 家族等の介護の頻度

【A票】調査対象者ご本人について

問2 ご家族やご親族の方からの介護は、週にどのくらいありますか（同居していない子どもや親族等からの介護を含む）。

- 「ほぼ毎日ある」(62.0%)、「ない」(16.9%)、「週に1～2日ある」(8.5%)、「週に1日より少ない」(5.8%)、「週に3～4日ある」(5.5%)の順。
- 要介護3～5では、「ほぼ毎日ある」の割合が84.4%にのぼる。

■家族等の介護の頻度■



② 介護者が行っている介護

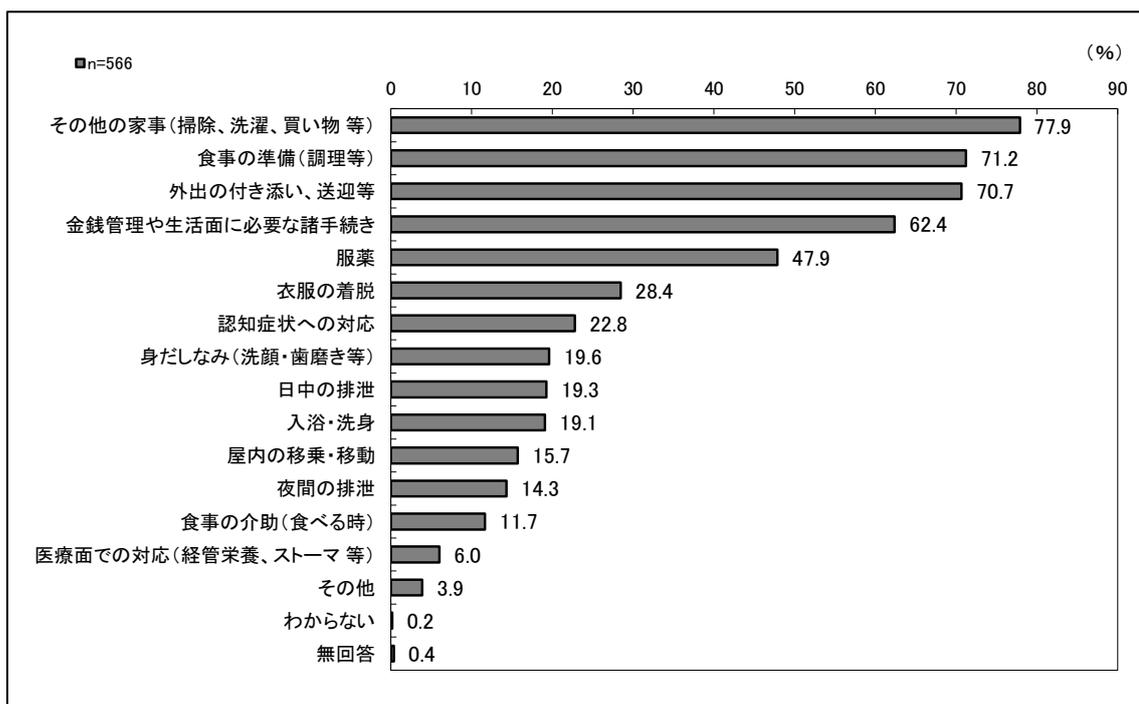
【A票】調査対象者ご本人について

問6 現在、主な介護者の方が行っている介護等について、ご回答ください。【複数回答】



- 「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」（77.9%）、「食事の準備（調理等）」（71.2%）、「外出の付き添い、送迎等」（70.7%）、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」（62.4%）、「服薬」（47.9%）に回答が集まる。
- 「衣服の着脱」（28.4%）、「認知症状への対応」（22.8%）、「身だしなみ（洗顔・歯磨き等）」（19.6%）、「日中の排泄」（19.3%）、「入浴・洗身」（19.1%）、「屋内の移乗・移動」（15.7%）、「夜間の排泄」（14.3%）、「食事の介助（食べる時）」（11.7%）等がこれに続く。
- 雲仙市では、「外出の付き添い、送迎等」が73.4%で第1位となった。

■ 介護者が行っている介護 ■



■介護者が行っている介護■

	合計	問6 介護者が行っている介護								
		日中の排泄	夜間の排泄	食事の介助(食べる時)	入浴・洗身	身だしなみ(洗顔・歯磨き等)	衣服の着脱	屋内の移動	外出の付き添い、送迎等	
全体	566 100.0%	109 19.3%	81 14.3%	66 11.7%	108 19.1%	111 19.6%	161 28.4%	89 15.7%	400 70.7%	
市区分	島原市	174 100.0%	39 22.4%	32 18.4%	27 15.5%	35 20.1%	35 20.1%	64 36.8%	36 20.7%	112 64.4%
	雲仙市	192 100.0%	37 19.3%	22 11.5%	24 12.5%	30 15.6%	44 22.9%	48 25.0%	26 13.5%	141 73.4%
	南島原市	200 100.0%	33 16.5%	27 13.5%	15 7.5%	43 21.5%	32 16.0%	49 24.5%	27 13.5%	147 73.5%
	男性	173 100.0%	43 24.9%	31 17.9%	24 13.9%	40 23.1%	44 25.4%	69 39.9%	36 20.8%	122 70.5%
女性	393 100.0%	66 16.8%	50 12.7%	42 10.7%	68 17.3%	67 17.0%	92 23.4%	53 13.5%	278 70.7%	
年齢	65歳未満	9 100.0%	2 22.2%	1 11.1%	1 11.1%	3 33.3%	3 33.3%	3 33.3%	3 33.3%	7 77.8%
	65-69歳	17 100.0%	4 23.5%	4 23.5%	3 17.6%	7 41.2%	4 23.5%	6 35.3%	2 11.8%	11 64.7%
	70-74歳	45 100.0%	14 31.1%	14 31.1%	9 20.0%	16 35.6%	18 40.0%	23 51.1%	15 33.3%	40 88.9%
	75-79歳	43 100.0%	7 16.3%	5 11.6%	7 16.3%	8 18.6%	10 23.3%	13 30.2%	5 11.6%	30 69.8%
	80-84歳	113 100.0%	18 15.9%	12 10.6%	7 6.2%	18 15.9%	13 11.5%	26 23.0%	12 10.6%	74 65.5%
	85-89歳	176 100.0%	28 15.9%	18 10.2%	22 12.5%	34 19.3%	34 19.3%	45 25.6%	24 13.6%	123 69.9%
	90歳以上	163 100.0%	36 22.1%	27 16.6%	17 10.4%	22 13.5%	29 17.8%	45 27.6%	28 17.2%	115 70.6%
	要介護状態区分	要支援1~2	141 100.0%	7 5.0%	4 2.8%	4 2.8%	9 6.4%	4 2.8%	10 7.1%	5 3.5%
要介護1~2	333 100.0%	43 12.9%	30 9.0%	25 7.5%	71 21.3%	49 14.7%	87 26.1%	31 9.3%	240 72.1%	
要介護3~5	70 100.0%	46 65.7%	37 52.9%	26 37.1%	26 37.1%	45 64.3%	50 71.4%	41 58.6%	54 77.1%	

	合計	問6 介護者が行っている介護										
		服薬	認知症状への対応	医療面での対応(経管栄養、ストーマ等)	食事の準備(調理等)	その他の家事(掃除、洗濯、買い物等)	金銭管理や生活面に必要な諸手続き	その他	わからない	無回答	非該当	
全体	566 100.0%	271 47.9%	129 22.8%	34 6.0%	403 71.2%	441 77.9%	353 62.4%	22 3.9%	1 0.2%	2 0.4%	126	
市区分	島原市	174 100.0%	94 54.0%	57 32.8%	17 9.8%	132 75.9%	146 83.9%	120 69.0%	8 4.6%	0 0.0%	1 0.6%	53
	雲仙市	192 100.0%	92 47.9%	38 19.8%	9 4.7%	126 65.6%	138 71.9%	119 62.0%	8 4.2%	0 0.0%	1 0.5%	24
	南島原市	200 100.0%	85 42.5%	34 17.0%	8 4.0%	145 72.5%	157 78.5%	114 57.0%	6 3.0%	1 0.5%	0 0.0%	49
	男性	173 100.0%	97 56.1%	37 21.4%	16 9.2%	139 80.3%	134 77.5%	118 68.2%	5 2.9%	0 0.0%	0 0.0%	43
女性	393 100.0%	174 44.3%	92 23.4%	18 4.6%	264 67.2%	307 78.1%	235 59.8%	17 4.3%	1 0.3%	2 0.5%	83	
年齢	65歳未満	9 100.0%	7 77.8%	1 11.1%	0 0.0%	8 88.9%	9 100.0%	5 55.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	1
	65-69歳	17 100.0%	8 47.1%	3 17.6%	0 0.0%	12 70.6%	11 64.7%	12 70.6%	0 0.0%	0 0.0%	0 0.0%	6
	70-74歳	45 100.0%	23 51.1%	9 20.0%	7 15.6%	33 73.3%	34 75.6%	29 64.4%	3 6.7%	0 0.0%	1 2.2%	8
	75-79歳	43 100.0%	22 51.2%	12 27.9%	1 2.3%	28 65.1%	38 88.4%	28 65.1%	3 7.0%	0 0.0%	0 0.0%	14
	80-84歳	113 100.0%	54 47.8%	25 22.1%	3 2.7%	77 68.1%	85 75.2%	62 54.9%	4 3.5%	0 0.0%	0 0.0%	32
	85-89歳	176 100.0%	85 48.3%	42 23.9%	15 8.5%	124 70.5%	141 80.1%	110 62.5%	5 2.8%	1 0.6%	0 0.0%	38
	90歳以上	163 100.0%	72 44.2%	37 22.7%	8 4.9%	121 74.2%	123 75.5%	107 65.6%	7 4.3%	0 0.0%	1 0.6%	27
	要介護状態区分	要支援1~2	141 100.0%	17 12.1%	4 2.8%	1 0.7%	66 46.8%	98 69.5%	54 38.3%	5 3.5%	0 0.0%	1 0.7%
要介護1~2	333 100.0%	190 57.1%	96 28.8%	21 6.3%	262 78.7%	270 81.1%	225 67.6%	11 3.3%	1 0.3%	0 0.0%	43	
要介護3~5	70 100.0%	49 70.0%	22 31.4%	7 10.0%	59 84.3%	57 81.4%	57 81.4%	5 7.1%	0 0.0%	1 1.4%	7	

③ 保険外の支援・サービスの必要性

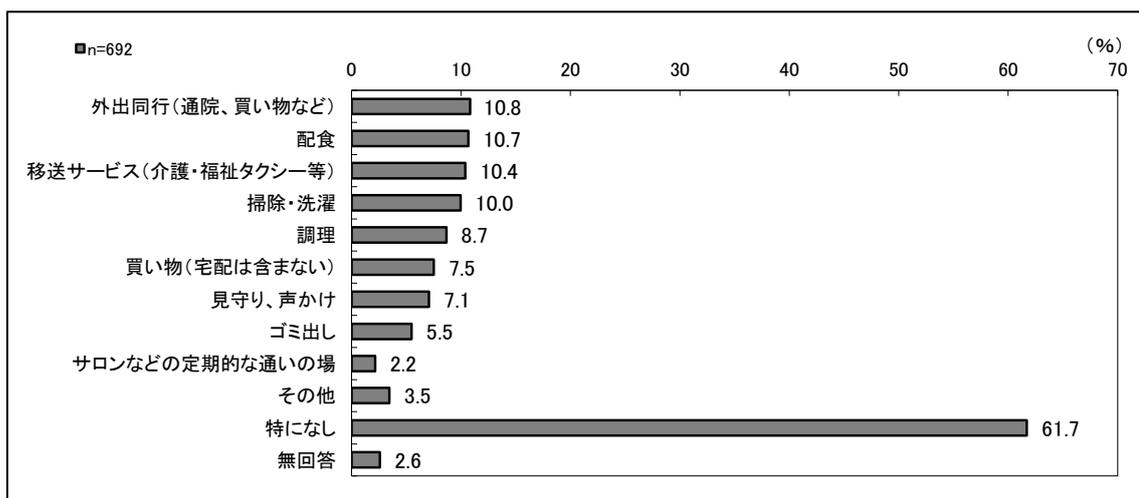
【A票】 調査対象者ご本人について

問9 今後の在宅生活の継続に必要と感じる支援・サービス（現在利用しているが、さらなる充実が必要と感じる支援・サービスを含む）について、ご回答ください。【複数回答】



- 「外出同行（通院、買い物など）」（10.8%）、「配食」（10.7%）、「移送サービス（介護・福祉タクシー等）」（10.4%）、「掃除・洗濯」（10.0%）、「調理」（8.7%）、「買い物（宅配は含まない）」（7.5%）、「見守り、声かけ」（7.1%）、「ゴミ出し」（5.5%）、「サロンなどの定期的な通いの場」（2.2%）、「その他」（3.5%）の順。
- 「特になし」が61.7%。
- 雲仙市では、他構成市と比べて「特になし」の割合が若干低くなっており、保険外の支援・サービスへのニーズが比較的高い傾向がみられる。

■保険外の支援・サービスの必要性■



■保険外の支援・サービスの必要性■

	合計	問9 保険外の支援・サービスの必要性								
		配食	調理	掃除・洗濯	買い物 (宅配は含まない)	ゴミ出し	外出同行 (通院、 買い物など)	移送サービス (介護・福祉タクシー等)	見守り、 声かけ	
全体	692 100.0%	74 10.7%	60 8.7%	69 10.0%	52 7.5%	38 5.5%	75 10.8%	72 10.4%	49 7.1%	
市区分	島原市	227 100.0%	22 9.7%	20 8.8%	22 9.7%	22 9.7%	20 8.8%	27 11.9%	26 11.5%	13 5.7%
	雲仙市	216 100.0%	30 13.9%	13 6.0%	20 9.3%	13 6.0%	10 4.6%	19 8.8%	16 7.4%	17 7.9%
	南島原市	249 100.0%	22 8.8%	27 10.8%	27 10.8%	17 6.8%	8 3.2%	29 11.6%	30 12.0%	19 7.6%
性別	男性	216 100.0%	23 10.6%	24 11.1%	26 12.0%	23 10.6%	17 7.9%	31 14.4%	35 16.2%	19 8.8%
	女性	476 100.0%	51 10.7%	36 7.6%	43 9.0%	29 6.1%	21 4.4%	44 9.2%	37 7.8%	30 6.3%
年齢	65歳未満	10 100.0%	0 0.0%	1 10.0%	1 10.0%	1 10.0%	0 0.0%	0 0.0%	1 10.0%	0 0.0%
	65-69歳	23 100.0%	2 8.7%	1 4.3%	2 8.7%	0 0.0%	0 0.0%	3 13.0%	2 8.7%	1 4.3%
	70-74歳	53 100.0%	6 11.3%	6 11.3%	6 11.3%	5 9.4%	5 9.4%	6 11.3%	7 13.2%	5 9.4%
	75-79歳	57 100.0%	8 14.0%	3 5.3%	6 10.5%	4 7.0%	3 5.3%	7 12.3%	4 7.0%	2 3.5%
	80-84歳	145 100.0%	13 9.0%	18 12.4%	18 12.4%	12 8.3%	9 6.2%	21 14.5%	24 16.6%	15 10.3%
	85-89歳	214 100.0%	35 16.4%	24 11.2%	23 10.7%	21 9.8%	17 7.9%	29 13.6%	17 7.9%	19 8.9%
	90歳以上	190 100.0%	10 5.3%	7 3.7%	13 6.8%	9 4.7%	4 2.1%	9 4.7%	17 8.9%	7 3.7%
要介護状態区分	要支援 1～2	214 100.0%	21 9.8%	14 6.5%	26 12.1%	18 8.4%	14 6.5%	19 8.9%	24 11.2%	12 5.6%
	要介護 1～2	376 100.0%	46 12.2%	36 9.6%	35 9.3%	29 7.7%	20 5.3%	48 12.8%	39 10.4%	30 8.0%
	要介護 3～5	77 100.0%	6 7.8%	9 11.7%	6 7.8%	5 6.5%	3 3.9%	8 10.4%	8 10.4%	7 9.1%

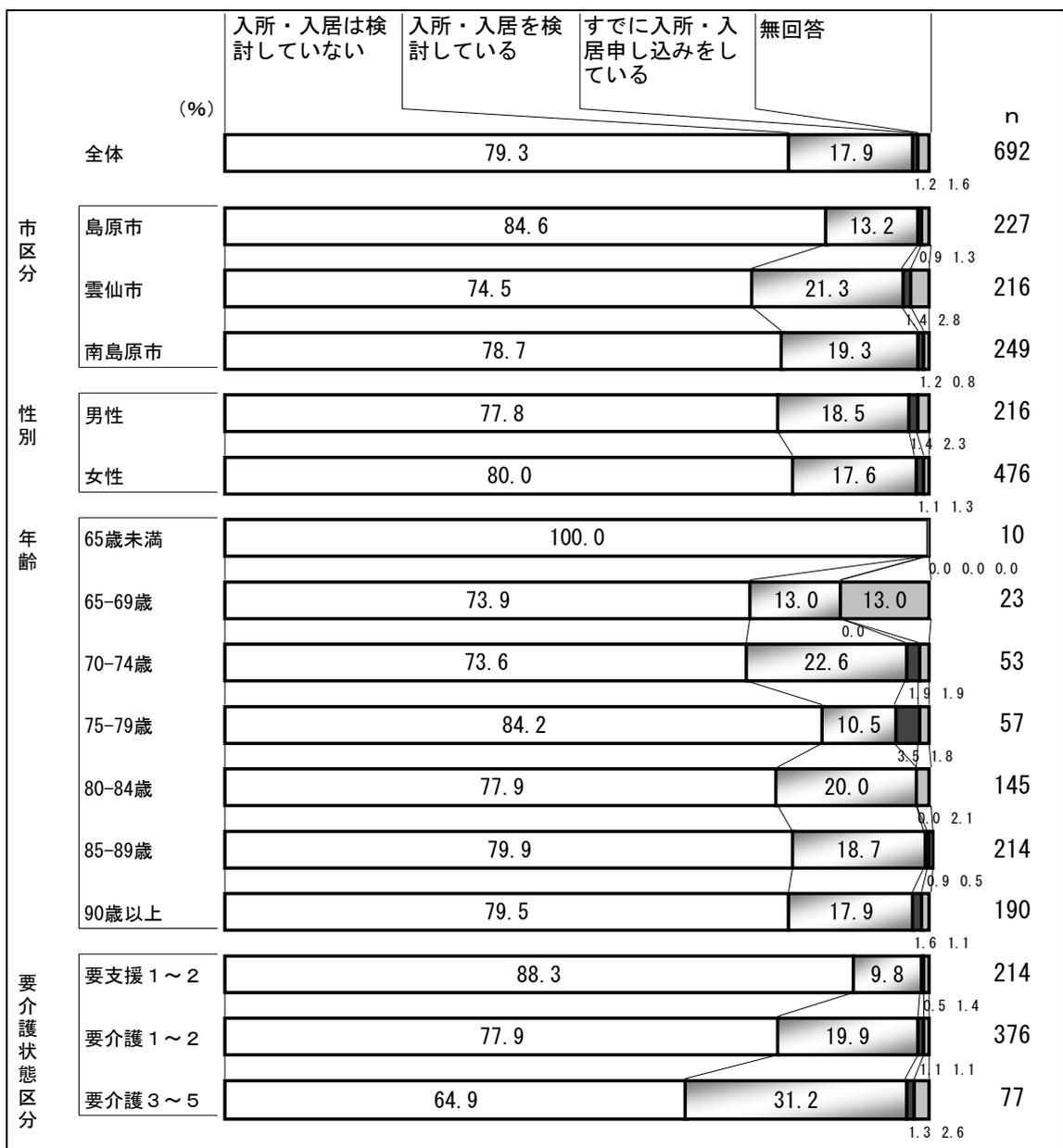
	合計	問9 保険外の支援・サービスの必要性				
		サロンなどの定期的な通いの場	その他	特になし	無回答	
全体	692 100.0%	15 2.2%	24 3.5%	427 61.7%	18 2.6%	
市区分	島原市	227 100.0%	5 2.2%	4 1.8%	139 61.2%	5 2.2%
	雲仙市	216 100.0%	5 2.3%	12 5.6%	128 59.3%	11 5.1%
	南島原市	249 100.0%	5 2.0%	8 3.2%	160 64.3%	2 0.8%
性別	男性	216 100.0%	5 2.3%	12 5.6%	111 51.4%	11 5.1%
	女性	476 100.0%	10 2.1%	12 2.5%	316 66.4%	7 1.5%
年齢	65歳未満	10 100.0%	0 0.0%	0 0.0%	8 80.0%	0 0.0%
	65-69歳	23 100.0%	1 4.3%	1 4.3%	16 69.6%	1 4.3%
	70-74歳	53 100.0%	1 1.9%	4 7.5%	27 50.9%	3 5.7%
	75-79歳	57 100.0%	1 1.8%	2 3.5%	33 57.9%	1 1.8%
	80-84歳	145 100.0%	2 1.4%	4 2.8%	83 57.2%	2 1.4%
	85-89歳	214 100.0%	7 3.3%	10 4.7%	124 57.9%	6 2.8%
	90歳以上	190 100.0%	3 1.6%	3 1.6%	136 71.6%	5 2.6%
要介護状態区分	要支援 1～2	214 100.0%	6 2.8%	5 2.3%	142 66.4%	1 0.5%
	要介護 1～2	376 100.0%	8 2.1%	13 3.5%	224 59.6%	12 3.2%
	要介護 3～5	77 100.0%	1 1.3%	4 5.2%	41 53.2%	5 6.5%

④ 施設等への入所・入居の検討状況

【A票】調査対象者ご本人について
 問10 現時点での、施設等への入所・入居の検討状況について、ご回答ください。

- 「入所・入居は検討していない」(79.3%)、「入所・入居を検討している」(17.9%)、「すでに入所・入居申し込みをしている」(1.2%)。
- 要介護状態区分が進むほど、「入所・入居を検討している」の割合が高まる。

■施設等の検討状況■



⑤ 介護者の勤務形態

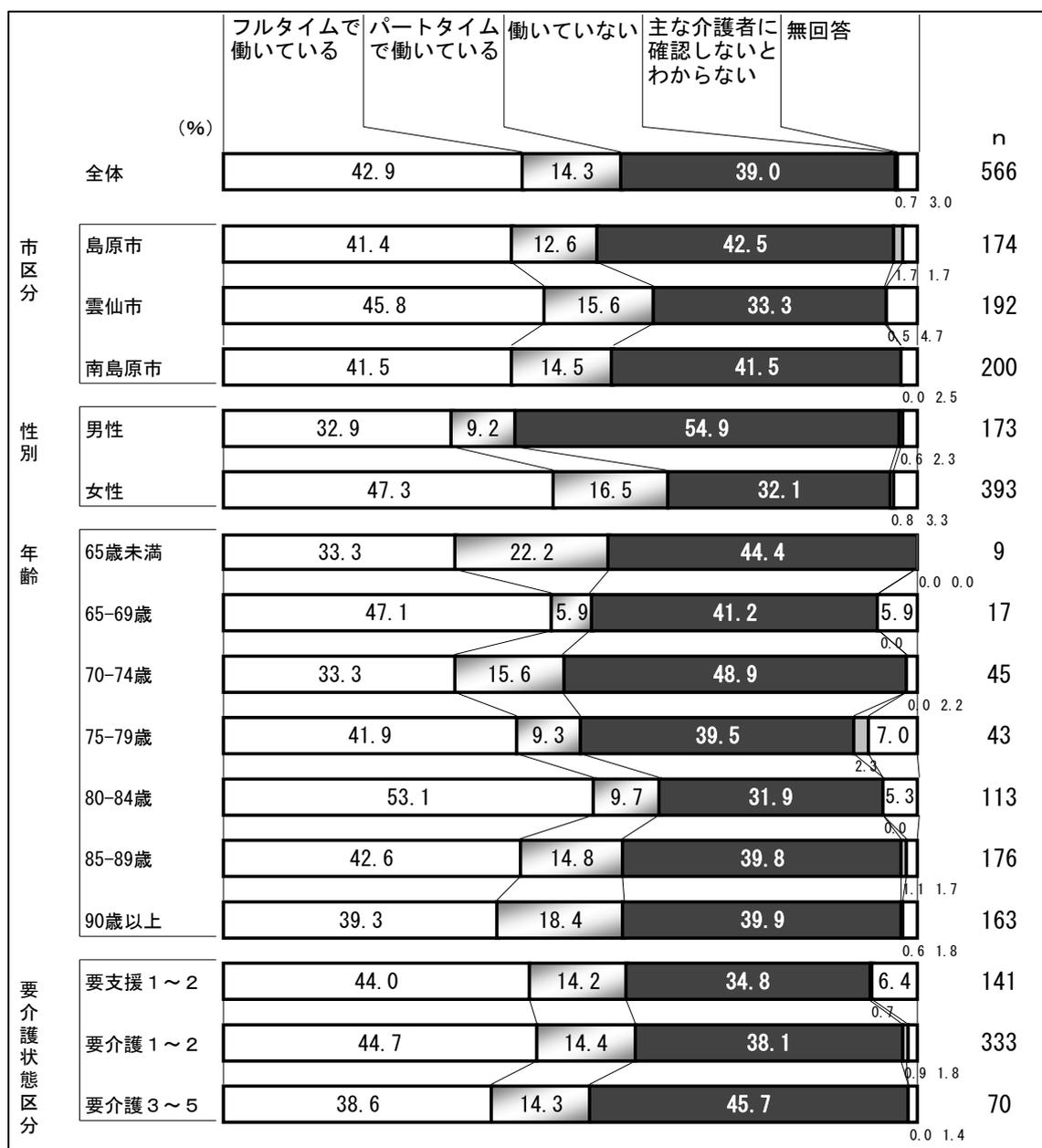
【B票】主な介護者の方について

問1 主な介護者の方の現在の勤務形態について、ご回答ください。



- 「フルタイムで働いている」(42.9%)、「働いていない」(39.0%)、「パートタイムで働いている」(14.3%)、「主な介護者に確認しないとわからない」(0.7%)の順。
- 「フルタイムで働いている」、「パートタイムで働いている」を合計した割合は、男性では42.1%であるのに対し、女性では63.8%と女性の方が21.7ポイント高くなっている。

■介護者の勤務形態■



⑥ 介護者が不安に感じる介護

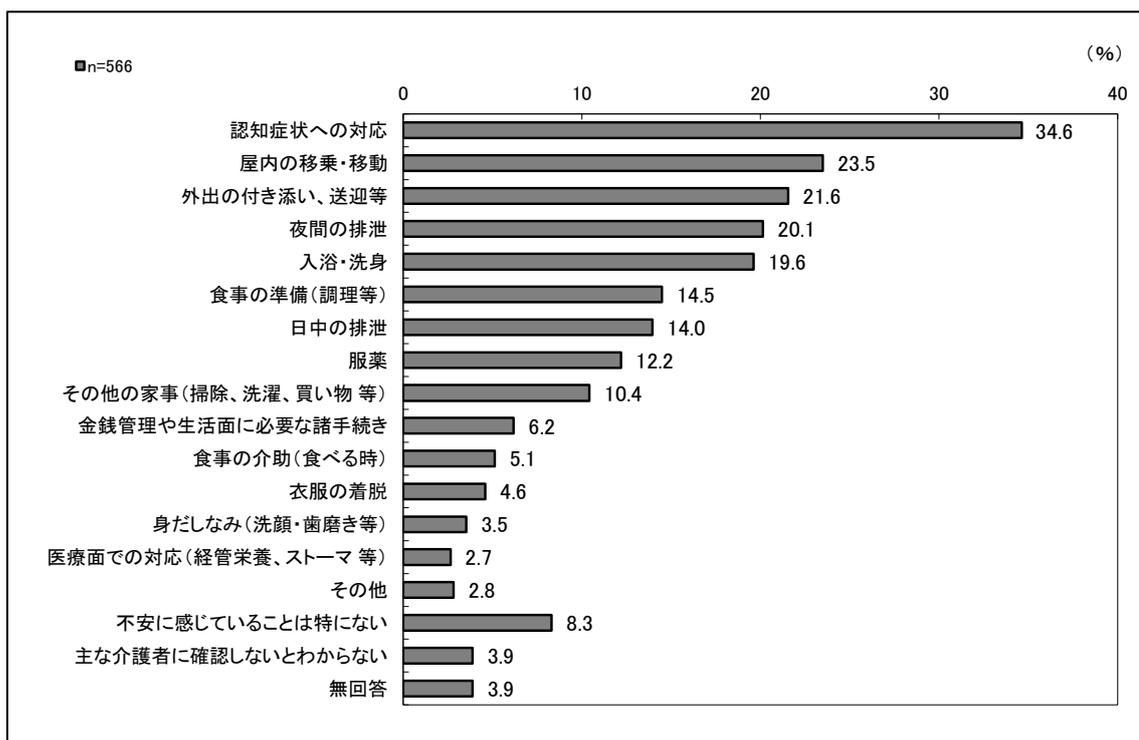
【B票】主な介護者の方について

問5 現在の生活を継続していくにあたって、主な介護者の方が不安に感じる介護等について、ご回答ください（現状で行っているか否かは問いません）【複数回答】



- 「認知症状への対応」(34.6%)が、他を大きく引き離して第1位、
- 「屋内の移乗・移動」(23.5%)、「外出の付き添い、送迎等」(21.6%)、「夜間の排泄」(20.1%)、「入浴・洗身」(19.6%)、「食事の準備(調理等)」(14.5%)、「日中の排泄」(14.0%)、「服薬」(12.2%)、「その他の家事(掃除、洗濯、買い物等)」(10.4%)等がこれに続く。
- 「不安に感じていることは特にない」は8.3%。
- 南島原市では、「屋内の移乗・移動」が34.0%で第1位。

■介護者が不安に感じる介護■



■介護者が不安に感じる介護■

	合計	問5 介護者が不安に感じる介護										
		日中の排泄	夜間の排泄	食事の介助(食べる時)	入浴・洗身	身だしなみ(洗顔・歯磨き等)	衣服の着脱	屋内の移乗・移動	外出の付き添い、送迎等	服薬	認知症状への対応	
全体	566	79	114	29	111	20	26	133	122	69	196	
	100.0%	14.0%	20.1%	5.1%	19.6%	3.5%	4.6%	23.5%	21.6%	12.2%	34.6%	
市区分	島原市	174	16	38	9	23	5	9	37	25	19	76
		100.0%	9.2%	21.8%	5.2%	13.2%	2.9%	5.2%	21.3%	14.4%	10.9%	43.7%
	雲仙市	192	27	29	6	40	10	8	28	47	28	54
		100.0%	14.1%	15.1%	3.1%	20.8%	5.2%	4.2%	14.6%	24.5%	14.6%	28.1%
南島原市	200	36	47	14	48	5	9	68	50	22	66	
	100.0%	18.0%	23.5%	7.0%	24.0%	2.5%	4.5%	34.0%	25.0%	11.0%	33.0%	
性別	男性	173	27	32	8	37	8	12	49	45	22	52
		100.0%	15.6%	18.5%	4.6%	21.4%	4.6%	6.9%	28.3%	26.0%	12.7%	30.1%
女性	393	52	82	21	74	12	14	84	77	47	144	
	100.0%	13.2%	20.9%	5.3%	18.8%	3.1%	3.6%	21.4%	19.6%	12.0%	36.6%	
年齢	65歳未満	9	1	1	0	1	0	0	1	0	0	2
		100.0%	11.1%	11.1%	0.0%	11.1%	0.0%	0.0%	11.1%	0.0%	0.0%	22.2%
	65-69歳	17	0	4	1	4	0	2	1	6	3	4
		100.0%	0.0%	23.5%	5.9%	23.5%	0.0%	11.8%	5.9%	35.3%	17.6%	23.5%
	70-74歳	45	5	6	2	9	3	3	10	12	8	10
		100.0%	11.1%	13.3%	4.4%	20.0%	6.7%	6.7%	22.2%	26.7%	17.8%	22.2%
	75-79歳	43	4	6	2	7	2	2	9	11	4	15
		100.0%	9.3%	14.0%	4.7%	16.3%	4.7%	4.7%	20.9%	25.6%	9.3%	34.9%
80-84歳	113	16	29	5	18	7	9	29	25	16	40	
	100.0%	14.2%	25.7%	4.4%	15.9%	6.2%	8.0%	25.7%	22.1%	14.2%	35.4%	
85-89歳	176	28	28	11	36	4	4	43	43	23	71	
	100.0%	15.9%	15.9%	6.3%	20.5%	2.3%	2.3%	24.4%	24.4%	13.1%	40.3%	
90歳以上	163	25	40	8	36	4	6	40	25	15	54	
	100.0%	15.3%	24.5%	4.9%	22.1%	2.5%	3.7%	24.5%	15.3%	9.2%	33.1%	
要介護状態区分	要支援1~2	141	10	13	5	21	2	2	34	38	9	25
		100.0%	7.1%	9.2%	3.5%	14.9%	1.4%	1.4%	24.1%	27.0%	6.4%	17.7%
	要介護1~2	333	50	81	14	71	13	18	75	68	52	142
	100.0%	15.0%	24.3%	4.2%	21.3%	3.9%	5.4%	22.5%	20.4%	15.6%	42.6%	
要介護3~5	70	13	17	6	16	3	6	21	13	3	25	
	100.0%	18.6%	24.3%	8.6%	22.9%	4.3%	8.6%	30.0%	18.6%	4.3%	35.7%	

	合計	問5 介護者が不安に感じる介護									
		医療面での対応(経管栄養、ストーマ等)	食事の準備(調理等)	その他の家事(掃除、洗濯、買い物等)	金銭管理や生活面に必要な手続き	その他	不安に感じていることは特にな	主な介護者に確認しないとわからない	無回答	非該当	
全体	566	15	82	59	35	16	47	22	22	126	
	100.0%	2.7%	14.5%	10.4%	6.2%	2.8%	8.3%	3.9%	3.9%		
市区分	島原市	174	4	27	22	18	3	17	5	2	53
		100.0%	2.3%	15.5%	12.6%	10.3%	1.7%	9.8%	2.9%	1.1%	
	雲仙市	192	5	36	18	10	7	15	8	13	24
		100.0%	2.6%	18.8%	9.4%	5.2%	3.6%	7.8%	4.2%	6.8%	
南島原市	200	6	19	19	7	6	15	9	7	49	
	100.0%	3.0%	9.5%	9.5%	3.5%	3.0%	7.5%	4.5%	3.5%		
性別	男性	173	9	24	13	11	7	16	3	3	43
		100.0%	5.2%	13.9%	7.5%	6.4%	4.0%	9.2%	1.7%	1.7%	
女性	393	6	58	46	24	9	31	19	19	83	
	100.0%	1.5%	14.8%	11.7%	6.1%	2.3%	7.9%	4.8%	4.8%		
年齢	65歳未満	9	0	1	0	0	0	2	2	1	1
		100.0%	0.0%	11.1%	0.0%	0.0%	0.0%	22.2%	22.2%	11.1%	
	65-69歳	17	1	3	0	1	0	3	2	1	6
		100.0%	5.9%	17.6%	0.0%	5.9%	0.0%	17.6%	11.8%	5.9%	
	70-74歳	45	3	9	4	1	2	6	2	1	8
		100.0%	6.7%	20.0%	8.9%	2.2%	4.4%	13.3%	4.4%	2.2%	
	75-79歳	43	0	2	5	7	2	5	3	1	14
		100.0%	0.0%	4.7%	11.6%	16.3%	4.7%	11.6%	7.0%	2.3%	
80-84歳	113	2	17	11	10	4	6	3	5	32	
	100.0%	1.8%	15.0%	9.7%	8.8%	3.5%	5.3%	2.7%	4.4%		
85-89歳	176	6	34	20	8	2	11	6	5	38	
	100.0%	3.4%	19.3%	11.4%	4.5%	1.1%	6.3%	3.4%	2.8%		
90歳以上	163	3	16	19	8	6	14	4	8	27	
	100.0%	1.8%	9.8%	11.7%	4.9%	3.7%	8.6%	2.5%	4.9%		
要介護状態区分	要支援1~2	141	1	19	30	5	6	16	12	10	73
		100.0%	0.7%	13.5%	21.3%	3.5%	4.3%	11.3%	8.5%	7.1%	
	要介護1~2	333	10	48	24	27	6	22	9	9	43
	100.0%	3.0%	14.4%	7.2%	8.1%	1.8%	6.6%	2.7%	2.7%		
要介護3~5	70	3	13	3	1	3	5	1	2	7	
	100.0%	4.3%	18.6%	4.3%	1.4%	4.3%	7.1%	1.4%	2.9%		

7. 第8期計画における取組状況

第8期計画では、「健やかで笑顔あふれるまち～高齢者が自分らしく暮らせる地域の創出～」を基本理念として、以下の基本目標を掲げ、各事業を推進してきました。

(1) 基本目標1 「いつまでもいきいきと健康に住み慣れた地域で生活を継続」

① フレイル予防を通じた健康長寿のまちづくり

島原半島では、各圏域において住民主体による多くの「通いの場」ができており、フレイル予防を通じた健康長寿のまちづくりが行われています。

本組合においては、介護予防教室、認知症カフェなどを実施しました。また、介護予防の観点から、高齢者自身の社会参加活動を推進するためボランティアポイントを活用し、元気な高齢者の介護分野への参加促進を図りました。

しかしながら、地域活動の担い手の高齢化等により、地域活動の場の減少傾向にあるなど、地域活動を継続的にやっていくのが困難な状況となりつつあります。

地域の高齢者と、地域活動や通いの場を繋ぎ、健康寿命を延伸させる取組が求められます。

■ ボランティアの登録状況 ■

		単位	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度
島原市	登録者数	人	19	21
	ポイント転換者数		17	17
雲仙市	登録者数	人	10	14
	ポイント転換者数		9	13
南島原市	登録者数	人	5	5
	ポイント転換者数		3	4
合計	登録者数	人	34	40
	ポイント転換者数		29	34

② 介護予防・日常生活支援総合事業のあり方

介護予防・日常生活支援総合事業は、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指すものです。

介護予防・生活支援サービス事業については、雲仙市において、令和5年度から通所型サービスCの開始を実現することができました。

一般介護予防事業については、介護予防・日常生活支援総合事業の趣旨を踏まえ、運営主体の構成市へ移行を進めています。雲仙市については運営主体の移行が実現していますが、島原市、南島原市については運営主体の移行に向けた検討・協議が求められます。

■介護予防事業の実施状況（一般介護予防事業及び保健福祉事業）■

	令和3（2021）年度		令和4（2022）年度	
	回数（回）	延べ人数（人）	回数（回）	延べ人数（人）
島原市	602	8,883	453	8,238
うち組合委託事業	417	7,155	240	6,096
雲仙市	424	5,921	1,646	13,908
うち組合委託事業	－	－	－	－
南島原市	548	7,734	428	6,782
うち組合委託事業	406	6,980	269	5,959
合計	1,574	22,538	2,527	28,928
うち組合委託業	823	14,135	509	12,055

③ 複雑化・多様化した支援ニーズに対応する重層的支援体制の強化

他広域圏における、取組事例の収集を進めました。

重層的支援体制の整備については、高齢者分野だけに留まるものではなく、各種制度のはざまにおかれた方や、複合的かつ複雑な環境に置かれた方を対象とした幅広い検討が必要となります。

構成市における地域福祉計画等、福祉分野の土台となる計画やその他の関連計画等との整合を図りながら、分野横断的な検討が求められるほか、多職種による情報共有体制の構築や、医療費助成制度や障害福祉サービスの活用等に繋げる取組が求められます。

(2) 基本目標2「ひとり暮らしでも住み慣れた地域で生活を継続」

① 地域包括支援センターの機能強化

ア. 総合相談・支援業務

総合相談・支援業務については、適切なアセスメントにつながるよう報告と相談・ケース検討を行いました。また、地域ケア会議において事例検討を行い、高齢者の抱える課題について地域で共有し、解決に向けた対策・支援を行いました。

イ. 介護予防ケアマネジメント業務

生活の維持や機能訓練など相談内容についてアセスメントを実施し、介護サービスに依存しない自立した元の生活に戻れるよう支援を実施しました。

ウ. 権利擁護業務

地域住民、民生委員、介護支援専門員等による支援だけでは問題が解決できない、適切なサービス等につながる方法が見つからない等の困難な状況にある高齢者が、地域において尊厳ある生活を維持し、安心して生活ができるよう、専門的・継続的な視点から、高齢者の権利擁護のための支援を実施しました。

エ. 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

地域における連携・協働の体制づくりや、個々の介護支援専門員に対する支援等を行いました。

オ. 認知症総合支援事業業務

認知症の人と家族を支える地域住民のサービス拠点についての情報収集や、認知症の正しい知識の普及啓発推進事業等、認知症に係る支援業務を実施しました。

カ. 指定介護予防支援業務

要介護状態になることを予防するため、自立支援型のケアマネジメント実現を念頭に置いた支援を行いました。

② 生活支援体制整備事業

圏域では、各市社会福祉協議会へ委託し生活支援体制整備事業を行っており、日常生活圏域単位での協議体を設置しています。

生活支援コーディネーターについては島原市、南島原市については第1層、第2層で配置されていますが、雲仙市については第1層のみの配置となっています。

構成市では、それぞれ、「地域のニーズと資源の見える化」、「生活支援サービスの開発」、「ニーズとサービスのマッチング」、「生活支援サービスなどの事業と地域団体など地域資源とのマッチング」等の支援が行われていますが、第2層生活支援コーディネーター等の担い手の高齢化や適任者の不在が課題となっています。

③ 成年後見制度の利用促進

構成市において、介護保険サービス事業所等の専門職を対象としてセミナーを実施し、制度の活用促進が図られています。

また、構成市の権利擁護センター（社会福祉協議会）及び地域包括支援センターが中心となり、成年後見制度の周知活動が推進されています。

■構成市の成年後見制度の利用状況■

		令和3（2021）年度			令和4（2022）年度		
		申立費用	後見人報酬	その他	申立費用	後見人報酬	その他
島原市	人数	2人	1人	-	4人	1人	-
	金額	51,674円	122,000円	0円	14,032円	122,000円	40,000円
雲仙市	人数	0人	8人	-	0人	8人	-
	金額	62,700円	1,249,000円	0円	0円	1,474,000円	0円
南島原市	人数	0人	5人	-	-	6人	-
	金額	0円	656,150円	98,312円	0円	725,000円	8,270円

※その他（パンフレット作成、セミナー講師謝礼及び診断書作成手数料）

(3) 基本目標3 「認知症になっても住み慣れた地域で生活を継続」

① 認知症施策の推進

ア. 認知症初期集中支援

令和3（2021）年8月に島原保養院へ、認知症初期集中支援チームを委託設置し、医療・介護の関係機関や住民へ周知活動を実施しています。相談及び対応件数も増えており、認知症について早期対応が図られています。

こうした活動を通じて、地域における認知症への理解不足、認知症支援に関する事業や制度の認知不足等の課題も見えてきており、認知症予防や認知症対策に関する訓練等、認知症に対する取組の充実が求められます。

イ. オレンジカフェ（認知症カフェ）

認知症への理解不足により、接し方が分からない、周りに知られたくない、家族だけで抱え込んでしまう等の課題があるほか、専門医（相談機関）へつながりにくい、認知症の人が気軽に來ることのできる場所がないという意見も寄せられています。

こうした課題に対応するため、構成市にオレンジカフェ（認知症カフェ）設置し、認知症の悪化予防、家族の介護負担軽減及び地域での認知症への理解啓発を推進しました。

■オレンジカフェ設置数及び開催状況■

	設置数	令和3（2021）年度		令和4（2022）年度	
		回数（回）	延人数（人）	回数（回）	延人数（人）
島原市	2	22	213	32	281
雲仙市	2	23	196	26	303
南島原市	2	35	398	30	332

ウ. チームオレンジの設置

令和4（2022）年10月、地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができるよう、認知症の人やその家族の支援ニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐチームオレンジの設置が南島原市で実現しました。

島原市及び雲仙市については、令和7（2025）年度設置に向けた検討を進めています。

■認知症サポーター養成講座の実施状況■

	設置数	令和3（2021）年度		令和4（2022）年度	
		回数（回）	受講者数（人）	回数（回）	受講者数（人）
島原市	2	8	401	16	596
雲仙市	2	2	92	8	211
南島原市	2	8	131	6	76

(4) 基本目標4 「中重度の要介護状態になっても住み慣れた地域で生活を継続」

① 在宅生活継続のための支援

在宅生活の継続に必要な福祉用具購入について、解りやすいようにマニュアルを更新し、申請書については、全件をチェックし必要に応じた助言を行いました。

② 介護離職防止のための取組

要介護高齢者等を介護する家族、援助者及び家族介護に関心のある人に対し、適切な介護知識・技術の習得、外部サービスの利用方法等の習得等を内容とした教室を開催し、要介護高齢者及びその家族等の支援を行いました。

引き続き、要介護高齢者等と支援者側の困りごとや悩みの適切な把握に努めるとともに、最適な支援に繋がられる取組が必要です。

■地域における教室・講座の実施状況■

	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度
島原市	<ul style="list-style-type: none"> アロマ de 認知症予防 経皮毒、尿漏れ予防体操について学ぼう 	<ul style="list-style-type: none"> アロマ de 認知症予防しませんか？ 基本を学ぼう！介護技術 豊かな心と身体のセルフケア
雲仙市	—	<ul style="list-style-type: none"> 経皮吸収、尿もれ予防について学ぼう 豊かな心と身体のセルフケア
南島原市	<ul style="list-style-type: none"> 認知症を楽しく正しく知ろう 	<ul style="list-style-type: none"> 今から始めよう！「お口」の健康 経皮吸収、尿もれ予防について学ぼう 知って得するお薬講座！ 認知症を楽しく正しく知ろう 豊かな心と身体のセルフケア

(5) 基本目標5 「自立支援・重度化防止へ向けた医療と介護の連携」

① 在宅医療・介護連携推進事業

すべての構成市に、在宅医療・介護連携推進協議会を設置し、年数回の協議及び勉強会などを行いながら、在宅医療・介護連携推進のための課題の把握を行いました。

推進の拠点となる、在宅医療・介護連携相談センター等では、医療・介護関係機関からの相談対応や、住民や関係機関への研修会を実施しました。医療機関においては、情報連携シートを活用し、スムーズな転院や在宅療養への移行が図られています。

しかしながら、在宅医療については、医師をはじめとする在宅医療を担う医療・介護従事者の担い手不足、在宅歯科診療の周知不足、看取りに対する理解不足等の課題があります。

② 医療・介護関係者のコミュニケーションの推進

構成市及び各市在宅医療・介護サポートセンター等に委託して各種研修会やカンファレンス等を行っており、多職種が集うことで顔の見える関係ができています。

また、地域ケア会議推進事業における地域課題検討型ケア会議及び自立支援型ケア会議も多職種が集う会議であり、コミュニケーションの推進の一役を担っています。

■取組状況■

	令和3（2021）年度	令和4（2022）年度
島原市	<ul style="list-style-type: none"> 情報共有検討部会の開催（4回） 医療・介護の情報共有支援 在宅医療サークル、在宅医療・介護連携セミナー開催 	<ul style="list-style-type: none"> 医療・介護の情報共有支援（連携シート、退院カンファレンス推進など） 在宅医療サークル（3回）、在宅医療・介護連携セミナー（1回）開催
雲仙市	<ul style="list-style-type: none"> 多職種協働研修会の開催（2回） 	<ul style="list-style-type: none"> 多職種協働研修会の開催（2回）
南島原市	<ul style="list-style-type: none"> 連携体制構築のため、意見交換及び研修会を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 連携体制構築のため、多職種学習会（4回）、南島原市在宅医療・介護連携研修会（1回）実施

■地域ケア会議推進事業の実施状況（令和4（2022）年度）■

	地域課題検討型ケア会議	自立支援型ケア会議
島原市	3回	10回
雲仙市	3回	12回
南島原市	2回	12回
合計	8回	34回

③ 要介護者等に対するリハビリテーションサービス提供体制の構築

県南保健所地域リハビリテーション連絡協議会において、関係機関と一貫したリハビリテーションについて検討・推進しています。

しかしながら、地域ケア会議では、在宅生活者への栄養指導や、リハビリ職、薬剤師、栄養士等の専門職による生活場面での訪問指導等、専門職を活用した仕組みが不足していることが課題として挙げられており、現行の地域リハビリテーション活動支援事業も利用実績が少なくなっています。

関係団体からは、「自立支援、介護予防、健康寿命の延伸のため、地域リハビリテーション支援体制を地域密着エリア毎に構築することが望ましい」との提言もあることから、今後の事業のあり方についての検討及び見直しが求められます。

(6) 基本目標6「高齢者を支える人材の確保・育成」

① 人材の確保・育成

県南地域では、介護人材育成・確保プログラムとして、県南圏域介護人材育成確保対策地域連絡協議会が設置されており、小中高校生に対する講座等が実施されています。

参加者の多くが「介護に関心を持ち、介護を将来の職業として考える」などの意見が出ているほか、人材育成講座においても「介護の仕事をしてみたい。」という声も多数あがっており、介護人材育成・確保に向けた人材の掘り起こしが進んでいます。

本組合においても、介護事業所職員のキャリアアップ支援として介護職員等研修事業において、各種テーマを設けて研修会を実施しています。

② 就労的活動支援コーディネーター（就労的活動支援員）

高齢者個人の特性や希望に合った活動を支援するため、令和5年度に、すべての構成市において、就労的活動支援コーディネーターの配置が実現しました。

構成市では、「地域のニーズと資源の見える化」、「地域関係者のネットワーク化」、「各種講座・セミナーの開催」、「生活支援サービスの開発」、「地域資源とのマッチング」といった取組が行われています。

③ 災害時の避難行動支援体制の推進

介護現場での文書事務に係る負担軽減に向け、押印廃止や、メール等による申請の受付対象を増やすなどの取組を推進しました。しかしながら、未だ、提出書類の多さに対する苦言が寄せられることがあるため、更なる取組の推進が求められます。

その他、長崎県主催の介護ロボット・ICTの導入促進のための研修会や補助金の周知、管内の訪問介護事業所に対する労働実態調査等を行いました。

(7) 基本目標7「災害や感染症対策に係る体制整備」

① 災害時の避難行動支援体制の推進

関係機関と連携し、災害時援護者対策の検討をはじめとして、ハザードマップの活用周知、避難訓練の実施や災害時対策の推進に取り組んでいます。また、要請がある関係市に対しては、毎月、避難行動要支援者に該当する方たちの情報を提供しています。

施設においては、土砂災害警戒区域等にかかっている場合は避難確保計画の作成が義務付けられており、避難確保計画や災害時の業務継続計画（BCP）の作成が求められますが、集団指導や運営指導時の周知にとどまり、策定状況については把握できていないため、今後は組合による助言及び指導を行う等、積極的な働きかけが求められます。

② 感染症に対する備え

介護サービス事業所等において、新型コロナウイルス感染者が発生した場合は、迅速に情報収集を行うとともに、必要に応じた介護職員の応援体制の構築や衛生備品の提供について関係機関と調整を行っています。また、衛生用品の備蓄については、補助金を活用して行っています。

(8) 介護給付の適正化について

① 認定調査の適正化

圏域における介護認定調査を全件直接調査とすることを目標として体制の整備を図ってきましたが、全認定調査員の資質の向上に努めることにより、私人委託調査員及び会計年度任用職員による体制強化を図りました。

介護給付適正化指導員を配置し、すべての調査票のチェックを行い、指摘等がある項目については、認定調査員へ指導を行い資質の向上を図っています。また、すべての認定調査員を対象に認定調査会を開催し、調査時の対応や調査項目について、調査水準に格差が出ないように、研修を行いました。

その他にも、厚生労働省から提供される業務分析データを活用して合議体間でばらつきがでないように確認を行うなど、様々なアプローチにより認定調査員の資質向上と平準化を図っています。

② ケアプランの点検

圏域内48事業所のうち、令和3（2021）年度に13事業所、令和4（2022）年度に14事業所を訪問し、ケアプラン点検及び助言を行いました。コロナ禍の影響や担当人員の不足から、予定どおり訪問できない事業所もあったため、効率的に点検業務を実施できる体制の構築が求められます。

③ 住宅改修等の点検

住宅改修については、建築士により施工内容等に不備がないかの確認を行いました。また、資料からは把握できない疑義がある箇所については、現地確認を行い、必要に応じた修正を求めました。

福祉用具購入・貸与については、必要に応じて取扱事業所や担当ケアマネジャーに随時確認を行うことで、利用者の状況や福祉用具の必要性について確認を行っており、訪問調査の必要があると思われる案件は発生していません。

④ 介護給付費通知

毎年、すべての介護サービス利用者に対し、介護給付費通知を郵送で送付しました。

⑤ 縦覧点検・医療情報との突合

複数月にわたる介護給付費明細書の算定回数の確認を行うとともに、サービス間・事業所間の給付内容の整合チェック及び医療請求との突合を行いました。

給付内容に疑義が認められた事業所については、個別に照会を行い、過誤請求については、過誤調整依頼書の提出を求めました。

(9) その他の取組

① 65歳到達者説明会

65歳到達説明会は、令和3（2021）年度に年間24回の開催を予定していたものの、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により6回の開催にとどまりました。

令和4（2022）年度は、圏域内の全ての65歳到達者を対象として、資料を送付し、制度の周知に努めたほか、各種制度等についての疑義や、意見等について、電話、メール、質問票（紙ベース）、WEB（googleフォーム）から問合せを行える体制を整備しました。

8. 課題の整理

- 高齢者人口が令和7（2025）年にピークを迎え、その後減少に転じるとみられる一方で、後期高齢者人口は令和17（2035）年まで増加が続くと推計されています。
- いずれの構成市でも、65歳以上人口の増加は今後10年で収束するとみられる一方で、生産年齢人口にあたる15-64歳人口が急速に減少しており、今後は、ますます担い手の確保が困難になることが予想されます。
- 構成市の総世帯数及び高齢者を含む世帯数は減少傾向で推移する一方、総世帯数に占める高齢者独居世帯及び高齢夫婦世帯の割合は徐々に増加しています。
- 圏域全体としての高齢化率は上昇しているものの、要支援・要介護認定者数、認定率ともに減少しています。その内訳を見てみると、要支援～要介護1の認定者がおよそ半数を占めており、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるようにするため、要介護度区分の維持・改善が求められます。
- 本組合の第1号被保険者1人1月あたり介護費用額は増加傾向にあり、長崎県、全国の介護費用額と比べて、高い水準となっています。
- 認知症高齢者の生活自立度については、「自立」判定の割合が減少傾向にあるのに対し、「II a」及び「II b」判定の割合が増加傾向にあります。
- アンケート調査結果によると、要介護状態にある方の8割近くが、施設等への「入所・入居は検討していない」と回答していますが、要介護高齢者を支える介護者の立場としては、「認知症状への対応」への不安を抱えています。

第4章 島原半島における地域包括ケアに向けた基本的な考え方

1. 基本理念

本計画は、地域の高齢者がその持てる力を存分に発揮し、世代を超えた支え合いによって、誰もが健康で安心して生活ができ、いつまでも元気に自立した生活を送れる地域づくりを目指します。

【計画の基本理念】

元気みなぎる支え合いの島原半島

※ 本基本理念案は、高齢者に元気や活力が満ちている姿を、雲仙の雄大な自然からみなぎるエネルギーからイメージしたもので、高齢者が支えられるだけでなく、地域を支える主役として活躍する地域像を描いたものです。

2. 基本目標

本計画では、計画の基本理念である「元気みなぎる支え合いの島原半島」の実現に向け、各種高齢者保健福祉施策分野ごとに、5つの基本目標を掲げて施策の推進を図ります。

(1) 基本目標1 「住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを実現できる島原半島」

可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、地域包括ケアシステムの更なる深化を目指し、地域包括支援センターの機能充実を図るとともに、各種生活支援体制の充実に向けた取組を推進します。

(2) 基本目標2 「高齢者が自立した、健康長寿の島原半島」

高齢者の自立を促進し、地域の主体となって活躍できる地域づくりを目指し、自立支援・重度化防止への取組、介護予防に向けた取組等を推進するとともに、世代を超えた支え合いの地域づくりを推進します。

(3) 基本目標3 「安心・安全で、高齢者の権利と尊厳が守られる島原半島」

各種感染症対策及び災害対策に向けて、関係機関との連携体制を確立し、安心・安全な地域づくりを推進します。

また、認知症高齢者の権利と尊厳を守るため、地域における認知症に対する理解促進、各種支援制度の周知や構成市との連携体制の確立を図るとともに、認知症の重度化防止への取組や介護者への相談支援体制の強化を図ります。

(4) 基本目標4 「生活を支えるサービス基盤が充実した島原半島」

可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるためには、在宅生活の継続を支えるサービス基盤の確保が重要となります。

地域に必要なサービスの見込み量を適切に把握するとともに、介護人材の確保・育成等を通じた介護基盤の維持を図りながら、地域の生活支援体制のあり方について、継続的な検討を行います。

(5) 基本目標5 「介護給付が適正かつ公正で、持続可能な島原半島」

少子高齢化に伴う人口構造の変化に伴い、介護保険事業を取り巻く環境は厳しさを増しています。持続的な介護保険事業の運営に向けて、適切な介護給付が行われるよう、要介護認定の適正化、ケアプラン点検、医療情報との突合・縦覧点検等、各種適正化事業を推進します。

3. 日常生活圏域の設定

日常生活圏域の設定については、「住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、公的介護施設等の整備の状況その他を総合的に勘案して定める区域」とされています。(※地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第64号)第4条)

本組合では、第3期介護保険事業計画において、旧行政区域等をベースとした22の日常生活圏域を設定し、必要なサービスを身近な地域で受けられる体制の整備を進めてきましたが、第9期計画においては、地域包括ケアシステムの構築、介護施設等の整備の状況及びその他の条件を勘案し、島原市、雲仙市及び南島原市の3圏域とします。

4. 施策の体系

本計画の施策の体系は、次のとおりです。

■ 施策体系 ■



第5章 施策の展開

【基本目標1】住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを実現できる島原半島

(1) 地域包括支援センターの機能充実

- 現状での課題に即した内容について、専門職に向けた研修会を実施し、資質向上に努めるとともに、地域包括支援センターの機能充実（介護予防支援業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）を図ります。
- 地域包括支援センター職員の業務量や体制について定例会議等で共有・調整し、地域包括支援センターの業務負担軽減とサービスの質の確保を図ります。
- 現在、地域包括支援センターには、保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の専門職を、第1号被保険者1,500人に1人の割合で配置している専門職の人員配置について、業務負担軽減と質の確保を実現するため、柔軟な人員配置を図ります。
- 介護予防支援の実施状況の把握を含め、地域包括支援センターの一定の関与を担保した上で、居宅介護支援事業所に介護予防支援の指定対象を拡大します。

■関連事業・取組等■

地域包括支援センターの業務

No.	取組み	取組みの概要	担当課
1	介護予防ケアマネジメント	要介護状態等となるリスクの高い状態にある65歳以上の高齢者等に対し、総合事業によるサービスが適切に提供できるようケアマネジメントを実施。	地域包括支援センター
2	総合相談支援業務	支援を必要とする高齢者からの多様な相談等に対し、適切なサービス、機関又は制度の利用につなげる等の支援を実施。	地域包括支援センター
3	権利擁護業務	権利侵害を受けている、または受ける可能性が高いと考えられる高齢者が、地域で安心して尊厳のある生活を行うことができるよう、権利侵害の予防や対応を専門的に行う。	地域包括支援センター
4	包括的・継続的マネジメント支援業務	高齢者の在宅生活の継続に向けて、主治医、ケアマネジャーとの多職種協働と、地域の関係機関との連携により、包括的・継続的なケアマネジメントを実現するための支援を実施。	地域包括支援センター



地域包括支援センターの連携業務

No.	取組み	取組みの概要	担当課
1	在宅医療・介護連携推進事業	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療機関と介護保険事業所	・在宅医療・介護相談センター等

		等の関係者の連携を推進する。	・構成市
2	生活支援体制整備事業	地域の取組を活用、連携し、多様な日常生活上の支援体制の充実・強化及び高齢者の社会参加の推進を一体的に図るため、生活支援体制の整備を実施。	・社会福祉協議会
3	認知症総合支援事業	認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で暮らし続ける社会の実現を目指した取り組みを実施。	・認知症初期集中支援チーム ・介護保険課
4	地域ケア会議の充実	地域の医療・介護分野の専門職等の多職種により、地域課題の共有やサービス提供体制の充実に向けた検討を行う。	・構成市 ・介護保険課

■評価指標■

No.	指標	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1	3職種の配置人数 (島原市地域包括支援センター)	10人	11人	12人	13人
2	3職種の配置人数 (雲仙市地域包括支援センター)	10人	11人	12人	13人
3	3職種の配置人数 (南島原市地域包括支援センター)	12人	13人	14人	15人
4	地域ケア会議開催回数(本組合主催)	3回	3回	4回	4回
5	自立支援型ケア会議開催回数	12回	12回	12回	12回

(2) 生活支援体制の充実

- 地域に配置された生活支援コーディネーターによる第2層協議体を活用して地区ごとの課題を抽出・整理し、地域ケア会議等で解決策の協議を実施するとともに、構成市ごとに必要な生活支援を適切に把握し、必要に応じた介護予防・日常生活支援総合事業のサービス実施に向けた検討を図ります。
- 令和5年度にすべての構成市に就労的活動支援コーディネーターの配置が完了したことから、関連機関等と連携して、就労的活動への参加意欲向上につながる意識啓発セミナーを実施するなど、高齢者の社会参加の促進を図り、生活支援体制整備事業及び就労的活動支援事業を一体的に実施することで、圏域の生活支援体制の充実を図ります。

■関連事業・取組等■

No.	取組み	取組みの概要	担当課
1	地域のニーズと資源の状況の見える化、問題提起	第2層協議体で地域の課題について協議する。議題については、住民の実態や福祉需要を日常的に把握している民生委員児童委員と連携するなどし、協議に向けた調整を適宜行う。なお、第2層協議体の取組状況や懸案事項(解決が困難な全市的の課題)については、第1層協議体へ報告の上、各市で開催する地域ケア会	社会福祉協議会

		議を活用し、ケア会議委員に対して共有を図る。	
2	地縁組織等多様な主体への協力依頼等の働きかけ	活動者や関係機関と協議しながら、生活支援体制整備事業に係る周知物の発行、掲示板での掲示や関係機関への周知依頼を進める。	社会福祉協議会
3	関係者のネットワーク化	各地域の会議や活動に参加し、フィールドワークを通じて地域の各種団体との関係づくりを進めるとともに社会福祉法人やNPO法人の活動実態の把握に努める。	社会福祉協議会
4	目指す地域の姿・方針の共有、意識の統一	協議体や地域ケア会議等の各種会議で共有するほか、活動が地域ぐるみとなるよう意識の統一化を図る。	社会福祉協議会
5	生活支援の担い手の養成やサービス開発	第2層協議体でニーズの把握を行い、具体的なサービスを検討する。なお、開発したサービスを継続的に提供するために必要な知識やスキルを身に付けられるよう担い手の養成を行う。	社会福祉協議会
6	地域の支援ニーズとサービス提供主体の活動のマッチング	関係団体と協力し、支援が必要な方の把握を行いサービスにつなげる。	社会福祉協議会
7	就労的活動支援事業	就労的活動の機会を提供できる主体と就労的活動を実施したい団体等へのマッチングを行う。 また、セミナー・講習会を実施し、普及啓発に努める。	社会福祉協議会

■評価指標■

No.	指標	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1	第2層協議体での協議回数	2回	2回	2回	2回
2	高齢者の社会参加促進に係るセミナー・講習会の回数	2回	2回	2回	2回
3	生活支援コーディネーター定例会 (本組合主催)	1回	2回	2回	2回

(3) 在宅医療・介護連携の推進

- 医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい生活を人生の最期まで続けることができるよう、構成市ごとに4つの場面（日常の療養支援・入退院支援・急変時の対応・看取り）を意識した在宅医療・介護連携を推進します。

■関連事業・取組等■

(島原市)

No.	取組み	取組みの概要	担当課
1	日常の療養支援	医療と介護が連携することで適切な支援を実施し、本人や家族が望む日常生活を送ることができるよう、多職種の顔の見える関係づくりや意思決定支援に関する研修会等を実施する。	・構成市 ・在宅医療・介護 相談センター
2	入退院支援	入院時から退院へ向けての目標を医療・介護関係者が共有・連携し、本人・家族が望む場所での生活ができるよう、情報連携ツールの普及啓発や運用状況の把握、連携に関する課題の抽出、退院カンファレンスの充実を目指す。	
3	急変時の対応	急変時でも自分の意思が尊重された適切な対応を受けることができるよう、緊急時の対応や医療機関のバックアップ体制等の把握、ACPや終活ノート、意思決定支援等の普及啓発を行う。	
4	看取り	元気なうちから今後の過ごし方について考え、本人・家族が望む場所で最期を迎えることができるよう、ACPや終活、グリーフケア、デスクカンファレンスについての調査、看取りや意思決定についての普及啓発を行う。	

(雲仙市)

No.	取組み	取組みの概要	担当課
1	日常の療養支援	自らが医療・介護が必要になった時に望む生活をあらかじめ考え、家族や医療・介護関係者と話し合い、必要なサービスを適切に利用しながら住み慣れた場所で生活ができるよう、多職種の連携を図るため多職種協働研修会やケア・カフェ、住民への普及啓発を実施する。	・構成市 ・在宅医療・介護 連携サポート センター
2	入退院支援	医療・介護の連携により、切れ目のない継続的な支援体制を確保し、その人らしい生活を送ることができるよう、入退院支援の現状把握、連携室ミーティング等の開催により連携を推進する。また、相談窓口や社会資源、入退院調整ルールの周知を行う。	
3	急変時の対応	急変時に、医療・介護・消防（救急）が連携することで本人の意思が尊重された適切な対応が行われるよう、現状を把握し、急変時の対応研修や事例検討会を実施する。	
4	看取り	家族や医療・介護関係者が、本人と人生の最終段階における意思を共有し、本人の意思を尊重した看取りができるよう、住民向けに人生会議についての講演会を開催する。また、施設看取りを推進するため、ワーキンググループ等で検討を行う。	

(南島原市)

No.	取組み	取組みの概要	担当課
1	日常の療養支援	地域のかかりつけ医を中心とした医療・介護関係者の多職種協働により日常の療養生活を支援することで住み慣れた場所で生活できるよう、在宅医療の手引きの普及啓発や多職種学習会等を活用し関係機関の連携強化を図る。	・構成市 ・在宅医療・介護連携サポートセンター
2	入退院支援	入退院時に情報共有を行い、一体的な医療・介護サービスを提供し、希望する場所で望む日常生活が過ごせるよう、入退院支援連携ガイドブックの普及啓発や連携室ミーティングでの情報交換等を実施する。	
3	急変時の対応	医療・介護・消防（救急）が連携することで急変時にも、本人の意思が尊重された適切な対応が行われるよう、在宅医療の手引きの普及啓発や多職種学習会等を活用し連携強化を図り、事例の共有等を実施する。	
4	看取り	医療・介護関係者が、本人や家族と人生の最終段階における意思を共有し本人が望む場所で看取りができるよう、ACPの普及啓発、家族や介護施設職員等へ看取りに対する不安を軽減するための勉強会を実施する。	

■評価指標■

No.	指標	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1	多職種連携に関する研修会等の開催回数	2回	2回	2回	2回
2	在宅医療・介護連携に関する相談件数(市ごと)	20件	25件	30件	35件

(4) 介護保険サービスの周知・啓発

- 高齢者をはじめ、市民や事業者からも理解と協力を得られるよう、介護保険制度の普及啓発と情報提供を図る。

■関連事業・取組等■

No.	取組み	取組みの概要	担当課
1	介護保険制度周知パンフレット送付	すべての65歳到達者に対して、介護保険制度周知パンフレットを送付し、介護保険制度や介護予防の周知啓発を図ります。	介護保険課
2	介護保険課広報誌送付	介護保険課広報誌「ささえ愛かいご」を発行し、全世帯配布により介護保険制度の周知啓発を図ります。	介護保険課
3	保険料と制度のお知らせ送付	介護保険料の所得段階の決まり方や納め方等を記載したパンフレット「保険料と制度のお知らせ」を発行し、介護保険料の納入通知書発送時に同封し、周知啓発を図ります。	介護保険課

■評価指標■

No.	指標	令和5年	令和6年	令和7年度	令和8年度
1	介護保険課広報誌発行回数	2回	2回	3回	3回

(5) 地域共生社会の創出

- 生活に身近な地域において、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えてつながり、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会の実現に向け、構成市、包括支援センター、その他関係機関と協議・連携を図ります。
- 重層的支援体制整備事業については、構成市が主体となって実施するものであるため、構成市の事業の実施に向け必要に応じた協議・連携を図ります。

■関連事業・取組等■

No.	取組み	取組みの概要	担当課
1	重層的支援体制整備事業	<p>構成市において、重層的支援体制整備事業実施計画を策定し、実施することとされているが、高齢者も事業対象者であるため、事業の実施に向けて構成市に協力する。</p> <p>なお、包括的相談支援事業については、地域包括支援センターが担う事を期待されており、構成市及び地域包括支援センターと協議していく。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・構成市 ・介護保険課 ・地域包括支援センター

【基本目標2】高齢者が自立した、健康長寿の島原半島

(1) 自立支援・重度化防止に向けたリハビリテーション提供体制の構築

- 通いの場等へのリハビリテーション専門職等の関与を促進し、元気な高齢者から介護が必要な高齢者まで、それぞれの段階に応じた自立支援・重度化防止、介護予防への取組み強化を図ります。

■関連事業・取組等■

No.	取組み	取組みの概要	担当課
1	地域リハビリテーション活動支援事業	<p>【対象者拡充】 通いの場や介護事業所、65歳以上の人及びケアマネジャー（ケアマネジメント支援）</p> <p>【専門職種拡充】 リハビリテーション職、管理栄養士（栄養士）、薬剤師、歯科衛生士等</p> <p>【内容拡充】 従来の自主グループや介護事業所等への派遣に加え、専門職がケアマネジャーと一緒に同行訪問し、ケア会議後のフォロー、家屋調査による環境調整や動作確認等について、専門的な視点での助言や行動への動機づけ等を図る。</p> <p>【協力機関】 ・一般社団法人島原市医師会 ・一般社団法人南高医師会 ・県南地域リハビリテーション広域支援センター及び協力機関 ・公益社団法人長崎県栄養士会 ・一般社団法人島原南高歯科衛生士会 ・医療機関等従事者 など</p>	介護保険課

■評価指標■

No.	指標	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1	事業を利用した通いの場等の数	11箇所	15箇所	20箇所	25箇所
2	事業を利用した介護保険事業所数	－	5事業所	10事業所	15事業所
3	ケアマネジメント支援での利用者数	－	75人	100人	125人

(2) 介護予防・生活支援サービスの充実

- 現在、雲仙市のみにおいて実施している訪問型サービス A（生活援助型）の実施を、島原市、南島原市においても必要があれば実施します。
- 令和 5 年度には、雲仙市において通所型サービス C の提供を開始することができたが、一部地域の住民のみが対象となっており、その他の地域におけるサービスの展開が求められています。今後は、他地域へ拡充を行えるよう雲仙市及び雲仙市地域包括支援センターと協議するとともに、島原市、南島原市についても必要に応じた検討を行います。

■関連事業・取組等■

※対象者：要支援 1、要支援 2、介護予防・生活支援サービス事業対象者

No.	取組み	取組みの概要	担当課
1	訪問型サービス（現行相当）	対象者が可能な限りその居宅において、要支援状態の維持若しくは改善を図り、又は要介護状態になることを予防し、自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる支援を行うことにより、心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指す。	介護保険課
2	訪問型サービス A	自立した日常生活を営むことができるよう、生活全般にわたる支援（調理、洗濯、掃除、買い物代行等）を実施する。	介護保険課
3	訪問型サービス C	専門職（リハビリ、栄養、口腔）が 3 ヶ月間、月 2 回程度訪問し、指導を実施する。 また、必要に応じてモニタリングの訪問を 1 回実施する。	介護保険課
4	通所型サービス（現行相当）	対象者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、心身機能の維持回復を図り、生活機能の維持又は向上を目指す。	介護保険課
5	通所型サービス C	運動機能向上事業を利用することにより、心身機能の維持回復を図り、また生活機能の維持又は向上を目指すし、短期間で、セルフマネジメント（自己管理能力）が実施できるよう専門職が支援し、状態の軽減若しくは悪化の防止及び地域における自立した日常生活の支援を行う。	介護保険課

■評価指標■

No.	指標	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
1	訪問型サービス A 利用者数	15 人	20 人	25 人	30 人
2	訪問型サービス C 利用者数	2 人	5 人	7 人	10 人
3	通所型サービス C 利用者数 ※ 1 教室あたり	10 人	15 人	20 人	25 人

(3) 一般介護予防事業の推進

- 介護予防教室は今後も継続していくが、住民の健康状態把握、要望等を速やかに取り入れるためには、運営主体を構成市へ移行する必要があります（雲仙市は移行済み）。
島原市、南島原市においては事業移行について、第9期計画期間中に協議します。
- フレイル予防を通じて健康寿命の延伸を図るため、住民主体での「通いの場」が維持・継続できるよう関係機関（地域包括支援センター・社会福祉協議会・構成市）と連携します。
- 社会参加を通じた介護予防の推進、健康寿命の延伸とともに、福祉人材のすそ野拡大を目指し、「ボランティアポイント」等を活用し、元気な高齢者の介護分野への活動を促進します。

■関連事業・取組等■

No.	取組み	取組みの概要	担当課
1	介護予防教室	第1号被保険者に対し、介護予防を推進するために、介護予防教室（貯筋教室）を実施。 島原市、南島原市については構成市へ移行するよう、第9期計画期間中に協議する。	・介護保険課 ・構成市
2	介護予防ファンクラブ	介護保険を利用せずに自宅で過ごしている方の身体機能低下を予防するため、会員登録をしてもらい、介護予防について定期的な情報提供を行う。	介護保険課
3	高齢者社会参加支援事業	介護予防の観点から、高齢者自身の社会参加活動を推進するためボランティア活動の支援や地域活動組織の育成、支援を実施。	介護保険課

■評価指標■

No.	指標	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1	島原市介護予防教室参加者延人数 （貯筋教室）	8,500人	8,525人	8,550人	8,575人
2	雲仙市介護予防教室参加者延人数 （貯筋教室、ころばんごとがんばらんば体操教室）	13,000人	13,040人	13,080人	13,120人
3	南島原市介護予防教室参加者延人数 （貯筋教室）	8,200人	8,225人	8,250人	8,275人
4	介護予防ファンクラブ会員数	460人	465人	470人	475人
5	ボランティアポイント登録者数	45人	55人	70人	85人

【基本目標3】安心・安全で、高齢者の権利と尊厳が守られる島原半島

(1) 認知症総合支援事業の推進

- 認知症は誰もがなりうるものであり、家族や身近な人が認知症になることも含め、認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせるような地域づくりが必要です。地域全体として認知症についての正しい理解を深め、気軽に相談できる体制や早期診断・早期対応ができる体制の構築を図ります。また、認知症の方が集える場所やオレンジカフェの開催、認知症サポーターを活用したチームオレンジの設置を行い、認知症になっても安心して本人らしく暮らせる地域を目指します。

■関連事業・取組等■

認知症初期集中支援事業

No.	取組み	取組みの概要	担当課
1	認知症初期集中支援チームの体制強化	認知症初期集中支援チームの職員体制を強化し、早期診断・早期対応に向けた支援を推進する。	・島原保健院 ・介護保険課

認知症地域支援・ケア向上事業

No.	取組み	取組みの概要	担当課
1	認知症地域支援推進員の配置	認知症地域支援推進員を地域包括支援センターに継続配置し、認知症に関する相談支援をはじめ、関係機関とのネットワーク構築、認知症ケアパスの普及啓発、認知症カフェへの支援等を行い、認知症になっても住み慣れた地域で生活できる支援体制を構築する。	・地域包括支援センター ・介護保険課
2	認知症についての理解促進	地域や職域、教育機関等での認知症サポーター養成講座の開催、本人発信支援、世界アルツハイマーデー・月間での普及啓発活動を強化し、認知症についての理解を深める。	・介護保険課 ・構成市 ・地域包括支援センター
3	相談窓口の周知	認知症ケアパスをはじめ、認知症に関する相談窓口を広報誌やホームページ等を活用し周知する。	・介護保険課 ・構成市 ・地域包括支援センター
4	認知症予防の取組み ※介護予防事業としての実施も含む	「認知症になるのを遅らせる」「進行を緩やかにする」という意味合いを持ち、認知症予防教室や介護予防教室等を実施し社会参加を促すことで、予防活動に取り組む。	・構成市 ・介護保険課 ・地域包括支援センター
5	オレンジカフェ（認知症カフェ）の開催	補助金等を活用し、認知症に関する相談や正しい知識を学ぶ普及啓発の場所、家族支援、本人が気軽に集える場所であるオレンジカフェを増設する。	・介護保険課 ・地域包括支援センター

認知症サポーター活動促進・地域づくり推進事業

No.	取組み	取組みの概要	担当課
1	チームオレンジの設置	認知症の人やその家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組みである「チームオレンジ」を全ての構成市に設置し、地域支援体制の強化を推進する。	・介護保険課 ・地域包括支援センター ・構成市

■評価指標■

No.	指標	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1	認知症初期集中支援チームによる相談件数	50件	60件	75件	90件
2	オレンジカフェ設置数				
	島原市	1箇所	2箇所	2箇所	2箇所
	雲仙市	1箇所	2箇所	4箇所	4箇所
	南島原市	1箇所	2箇所	4箇所	4箇所
3	チームオレンジ設置数				
	島原市	－	1箇所	2箇所	2箇所
	雲仙市	－	1箇所	2箇所	2箇所
	南島原市	1箇所	2箇所	2箇所	2箇所

(2) 各種感染症対策及び災害対策の推進

- すべての指定事業所に対し、令和5年度末時点での業務継続計画（BCP）策定状況の確認を行います。また、運営指導時に業務継続計画（BCP）の内容を確認し、必要に応じた改善を求めるとともに、改善された箇所については、集団指導時に説明及び周知と策定状況の報告を行います。

【業務継続に向けた取組の強化等】

感染症や災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を構築する観点から、全ての介護サービス事業者を対象に、業務継続に向けた計画等の策定、研修の実施、訓練（シミュレーション）の実施等を義務づける。

令和5年度末（令和6年3月31日）に経過措置が終了し、実施が義務化される。

- 構成市の要配慮者利用施設における避難確保計画等を実行力があるものとするため、運営指導時に周知・勧奨・助言を行います。

■評価指標■

No.	指標	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1	実施状況の確認・助言実施数（運営指導時）	－	30事業所	30事業所	30事業所
2	業務継続計画改善情報等の公表（集団指導時）	－	実施	実施	実施

(3) 成年後見制度の利用促進

- 成年後見制度利用支援事業のうち、65歳以上の認知症高齢者を対象とした申立て費用及び後見人報酬等に対する助成を構成市へ行います。

■関連事業・取組等■

No.	取組み	取組みの概要	担当課
1	成年後見制度利用促進支援事業	高齢単身世帯及び高齢者夫婦世帯とも増加傾向にあり、成年後見制度の重要性はますます高まっていくと考えられるため、より身近で使いやすいものとなるよう、高齢者や家族、関係機関等に対する制度の周知について構成市を支援する。	<ul style="list-style-type: none">・構成市・介護保険課

【基本目標4】生活を支えるサービス基盤が充実した島原半島

(1) 在宅生活継続のための生活支援の推進

- 要介護高齢者が在宅生活を少しでも長く送れるようにするためには、介護者が不安に感じる介護（「認知症状への対応」や「外出の付き添い、送迎等」など）への支援が重要です。在宅生活の継続に必要な住宅改修や福祉用具購入など、生活環境を整える各種支援サービスの周知を行います。
- 地域リハビリテーション活動支援事業において、リハビリテーション専門職等により住宅改修・福祉用具についての助言及び支援を実施します。
- 居宅介護支援事業所に対しては、地域リハビリテーション活動支援事業の周知を行います。

■評価指標■

No.	指標	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1	住宅改修に対するリハビリテーション専門職等の関与の割合	-	40%	60%	80%
2	特定福祉用具購入に対するリハビリテーション専門職等の関与の割合	-	30%	40%	50%

(2) 介護離職防止の推進

- 要介護高齢者等を介護する家族、援助者（ケアラー）及び家族介護に関心のある人に対し、適切な介護知識・技術の習得、外部サービスの利用方法等の習得等を目的とした家族介護教室を開催し、要介護高齢者及びケアラーの支援を行います。

■関連事業・取組等■

No.	取組み	取組みの概要	担当課
1	家族介護支援事業	就労中の介護者が参加し易い日時の設定やオンラインでの実施等を検討し、介護者の困りごとや悩みを踏まえた内容に充実させる。	介護保険課

■評価指標■

No.	指標	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1	家族介護教室参加者数	220人	230人	240人	250人

(3) 介護人材の確保・育成

- 本組合が実施する介護職員等基礎研修について、参加者の要望等を取り入れて研修内容の充実を図ります。
- 深刻な介護人材不足に対応するため、組合独自の介護人材確保対策事業として、就職支援及びケアマネジャー資格等補助支援事業を検討し、令和7年度から実施する。
- 国、県及び県南圏域介護人材育成確保対策地域連絡協議会が実施する「介護人材育成・確保プログラム」の介護人材確保の取組みの周知を強化する。

■関連事業・取組等■

No.	取組み	取組みの概要	担当課
1	介護職員等基礎研修	介護保険サービス事業者の従事者を対象に、良質な介護サービスを提供するために必要な知識や技術に関する研修を行う。	介護保険課
2	介護人材確保対策事業	就職支援及びケアマネジャー資格等補助支援事業の実施に向け、調査及び検討を行い、事業を実施します。また、島原半島内の高校（福祉系）へ就職状況調査を継続して行います。	介護保険課

■評価指標■

No.	指標	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1	介護職員等基礎研修開催回数	7回	8回	9回	10回
2	介護人材確保対策事業の実施状況	－	調査・検討	実施	実施
3	島原半島内の高校（福祉系）から介護関係機関への就職率	2.8%	－	5%	10%

(4) 介護現場の負担軽減

- 介護保険事業計画の基本指針として、国は「地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び介護現場の生産性向上」について、都道府県主導のもとで生産性向上に資する様々な支援・施策を総合的に推進することとしていることから、都道府県との連携体制を強化し、情報共有に努めます。
- 介護現場における文書負担軽減等に向けた取組など業務の効率化に向けて、必要に応じた情報共有体制の構築を図ります。
- 電子申請・届出システムの導入に向けて取組み、導入後は活用を事業所に周知し、電子申請により受付を行うことで郵送又は窓口提出の負担を軽減します。
- ケアプランデータ連携システムの導入状況を把握し、電子申請・届出システムと併せて集団指導又は運営指導時に事業所向け情報提供を行います。
- 認定件数の推移をみて、合議体数の集約やWebによる認定審査会の開催を推進します。また、認定審査会の調査票や主治医意見書のペーパーレス化による事務の効率化を検討し、実施し

ます。

(5) 介護保険事業所情報連携ネットワーク整備

- 圏域における、介護保険事業所間の連携体制の強化、事務効率の向上及び業務負担軽減を図るため、島原半島の全介護保険事業所がつながるネットワークの整備を推進します。

■関連事業・取組等■

No.	取組み	取組みの概要	担当課
1	介護保険事業所情報連携ネットワーク整備	介護保険事業所情報連携ネットワーク整備に向け、調査及び検討を行い、実施する。	介護保険課

■評価指標■

No.	指標	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1	情報連携ネットワーク活用の実施状況	調査	検討	実施	実施
2	介護保険事業所情報連携ネットワーク加入率	－	－	70%	80%

(6) 地域支援事業の在り方の検討

- 地域の実情に応じて、事業の創設や、関係機関との連携が不可欠であり、地域包括ケアシステムの推進及び重層的支援体制整備事業の実施に伴い、構成市と地域包括支援センターの更なる連携強化が必要であるため、第9期期間中に地域支援事業の体制について検討していきます。

■関連事業・取組等■

No.	取組み	取組みの概要	担当課
1	他自治体の実施状況調査	九州及び全国の一部事務組合及び広域連合に対して調査を行う。	介護保険課

■評価指標■

No.	指標	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1	地域支援事業の在り方について	－	調査・協議	方針決定	計画策定

【基本目標5】介護給付が適正かつ公正で、持続可能な島原半島

(1) 要介護認定の適正化

- 適正かつ公正な要介護認定の確保を図るため、介護支援専門員の資格を有する介護給付適正化指導員を配置し、すべての調査票のチェックを行います。
- 認定調査員を対象に、認定調査員連絡会を開催するほか、調査員通信の発行や長崎県が主催する各研修会への参加促進を図ります。
- 調査において認定調査項目の判定に乖離や質問等があった場合は、個別の指導や助言を行い調査員の資質の向上を図るとともに、厚生労働省から提供される業務分析データを活用し、全国基準と照らし合わせて分析を行い、審査結果の適正化を図ります。

(2) ケアプランの点検等

- 有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の入居者のケアプラン点検を強化し、必要に応じて指導助言を行います。
- ケアプラン点検の実施結果について、集団指導時に報告会を実施し、情報共有を図ります。
- 建築士等の資格を有する介護給付適正化指導員を配置し、住宅改修の点検や現地の訪問調査等を実施し、住宅改修の効果を把握します。
- 福祉用具の購入・貸与について、福祉用具利用者等に対し訪問調査等を実施し、福祉用具の必要性や利用状況等について点検します。

(3) 医療情報との突合・縦覧点検

- 長崎県国民健康保険団体連合会からの給付実績情報、医療情報（入院等）を活用し、突合・縦覧点検等を行い、不適切な給付があった場合は事業所へ確認を実施し、過誤申し立て等の指導を実施します。

■関連事業・取組等■

No.	取組み	取組みの概要	担当課
1	ケアプラン点検の強化	ケアプラン点検の実施に当たって、有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の入居者に係るものも含めて実施する。また、事業所から意見等を収集し、課題、サービスの傾向及びニーズ等について公表する。	介護保険課
2	縦覧等の点検の強化	突合・縦覧点検等を行い、不適切な給付があった場合は事業所へ確認を実施し指導する。また縦覧点検10帳票のうち、効果が高いと期待される4帳票を活用する。	介護保険課

■評価指標■

No.	指標	令和5年	令和6年	令和7年度	令和8年度
1	有料老人ホーム点検数	－	8事業所	8事業所	8事業所
2	サービス付き高齢者向け住宅入居者の点検数		24名	24名	24名
3	縦覧点検帳票を活用した点検件数	－	1,300件	1,300件	1,300件

第6章 介護保険サービスの見込みと保険料の算出

1. 介護保険料の算出フロー

介護保険料の算定は、国が定めた手順に沿って算出しています。
算定フローは以下のとおりです。

■介護保険料の算出フロー■

1. 人口推計の実施

構成市の住民基本台帳人口に基づき、過去の人口の推移等を考慮した将来人口（第1号被保険者、第2号被保険者）の推計を実施。



2. 要支援・要介護認定者数の推計

男女別・年齢別の要支援・要介護度別の認定率を基に、要支援・要介護認定者数（第1号被保険者・第2号被保険者）を推計。



3. 施設・居住系サービスの利用者数の推計

施設サービス、居住系サービスについて、現在までの利用状況、施設等の整備予定等を参考にして利用者数を推計。



4. 居宅サービス利用者数の推計

居宅サービスについて、現在までの利用状況、サービスの整備予定等を参考にして利用者数を推計。



5. 総給付費等の推計

利用者数の推計結果を基にサービス別・要介護度別の1人当たり給付額（実績からの推計）を乗じて総給付費を推計。

地域支援事業費について、現在の利用状況等を参考に推計。



6. 介護保険料額の設定

推計された総給付費、地域支援事業費等を基に、介護保険料額を推計。

2. 被保険者数と要支援・要介護認定者数の推計

(1) 被保険者数の推計

第9期計画期間における被保険者数を以下のように見込みます。

■第9期計画期間における被保険者数の推計■

単位：人

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総数	86,101	85,246	84,393	83,344
第1号被保険者数	47,982	48,085	48,187	47,963
第2号被保険者数	38,119	37,161	36,206	35,381

資料：構成市の住民基本台帳人口に基づく介護保険課推計

(2) 要支援・要介護認定者数の推計

第9期計画期間における要支援・要介護認定者数は以下のように見込みます。

■第9期計画期間における要支援・要介護認定者数の推計■

単位：人

	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総数	10,432	10,381	10,389	10,397
要支援1	1,084	1,056	1,059	1,069
要支援2	1,576	1,534	1,515	1,516
要介護1	2,491	2,477	2,466	2,458
要介護2	1,777	1,794	1,824	1,825
要介護3	1,508	1,500	1,507	1,513
要介護4	1,299	1,321	1,320	1,319
要介護5	697	699	698	697

資料：厚生労働省「地域包括ケア「見える化」システム」による推計

3. 介護保険サービスの量の見込み

(1) 介護予防サービス

① サービスの概要

介護予防サービスとは、要支援1・2の認定を受けた人が利用するサービスです。サービスの概要は以下のとおりです。

■サービスの概要■

サービス	概要
① 介護予防訪問入浴介護	要支援者が、居宅において専用の浴槽（移動入浴車）を使用し、介護士や看護師から入浴の補助を受けられるサービスです。
② 介護予防訪問看護	要支援者で疾患等を抱えている方が居宅において、看護師等から療養上の世話や診療の補助が受けられるサービスです。
③ 介護予防訪問リハビリテーション	要支援者で居宅での日常生活行為を向上させる訓練を必要とする方が、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士等によるリハビリテーションを居宅において受けられるサービスです。
④ 介護予防居宅療養管理指導	要支援者が居宅において、医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士等から療養上の管理及び指導が受けられるサービスです。
⑤ 介護予防通所リハビリテーション	要支援者が介護老人保健施設や病院等において、心身の機能の維持回復と日常生活の自立を図るため、理学療法、作業療法、その他必要なリハビリテーションを受けられるサービスです（デイケアとも呼ばれます）。
⑥ 介護予防短期入所生活介護	要支援者が特別養護老人ホームや老人短期入所施設等に短期間入所し、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです。
⑦ 介護予防短期入所療養介護	要支援者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護、その他の必要な医療と日常生活上の世話等が受けられるサービスです。
⑧ 介護予防福祉用具貸与	要支援者について、日常生活の便宜を図り、自立を助けるための歩行器や歩行補助杖等の福祉用具を貸与するサービスです。
⑨ 特定介護予防福祉用具販売	要支援者について、日常生活の便宜を図り、自立を助けるための福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排泄のための用具の購入に関し、申請に基づいて福祉用具購入費を支給するサービスです。
⑩ 介護予防住宅改修	要支援者の居宅における日常生活の自立のため、手すりの取付けや床等の段差解消の工事等に関し、申請に基づいて住宅改修費を支給するサービスです。
⑪ 介護予防特定施設入居者生活介護	有料老人ホームやケアハウス等の特定の施設（要届出）に入居する要支援者が、入浴・排泄・食事等の介護や、その他の日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです。

② サービスの実績と見込み

介護予防サービスの利用を以下のとおり見込みます。

■第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込み■

サービス	単位	第8期実績			第9期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 介護予防訪問入浴介護	回数(回)	0.0	0.0	0.0			
	利用者数(人)	0	0	0			
② 介護予防訪問看護	回数(回)	309.7	286.9	256.3			
	利用者数(人)	67	64	52			
③ 介護予防訪問リハビリテーション	回数(回)	433.2	459.3	586.6			
	利用者数(人)	42	50	62			
④ 介護予防居宅療養管理指導	利用者数(人)	23	22	21			
⑤ 介護予防通所リハビリテーション	利用者数(人)	664	644	604			
⑥ 介護予防短期入所生活介護	日数(日)	117.5	136.3	131.0			
	利用者数(人)	17	16	16			
⑦ 介護予防短期入所療養介護(老健)	日数(日)	9.0	1.4	0.0			
	利用者数(人)	2	0	0			
⑦ 介護予防短期入所療養介護(病院等)	日数(日)	0.0	0.0	0.0			
	利用者数(人)	0	0	0			
⑦ 介護予防短期入所療養介護(介護医療院)	日数(日)	0.0	0.0	0.0			
	利用者数(人)	0	0	0			
⑧ 介護予防福祉用具貸与	利用者数(人)	499	534	547			
⑨ 特定介護予防福祉用具販売	利用者数(人)	15	16	12			
⑩ 介護予防住宅改修	利用者数(人)	19	23	30			
⑪ 介護予防特定施設入居者生活介護	利用者数(人)	64	61	59			

※ 利用者数は1月当たりの利用者数、回(日)数は1月当たりの利用回(日)数を示す。端数処理により、利用が見込まれていても利用者数または回(日)数が0になることがある。

※ 令和5年度は見込み。

(2) 居宅サービス

① サービスの概要

居宅サービスとは、要介護1～5の認定を受けた人が利用するサービスです。
サービスの概要は以下のとおりです。

■サービスの概要■

サービス	概要
① 訪問介護	要介護者が居宅において、入浴・排泄・食事等の身体介護や、調理・掃除・洗濯等の生活援助等が受けられるサービスです。 なお、生活援助については、ひとり暮らしまたは同居家族等が、障がいや疾病等のため、本人や同居家族が家事等を行うことが困難な場合のみ利用できます。
② 訪問入浴介護	要介護者が居宅において専用の浴槽（移動入浴車）を使用し、介護士や看護師から入浴の補助を受けられるサービスです。
③ 訪問看護	要介護者で疾患等を抱えている方が居宅において、看護師等から療養上の世話や診療の補助が受けられるサービスです。
④ 訪問リハビリテーション	要介護者で居宅での日常生活行為を向上させる訓練を必要とする方が、理学療法士や作業療法士、言語聴覚士等によるリハビリテーションを居宅において受けられるサービスです。
⑤ 居宅療養管理指導	要介護者が居宅において、医師や歯科医師、薬剤師、管理栄養士等から療養上の管理及び指導が受けられるサービスです。
⑥ 通所介護	要介護者が通所介護施設において、入浴・排泄・食事等の介護、生活等に関する相談と助言、健康状態の確認、その他必要な日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです（デイサービスと呼ばれます）。
⑦ 通所リハビリテーション	要介護者が介護老人保健施設や病院等において、心身の機能の維持回復と日常生活の自立を図るため、理学療法、作業療法、その他必要なりハビリテーションを受けられるサービスです（デイケアとも呼ばれます）。
⑧ 短期入所生活介護	要介護者が特別養護老人ホームや老人短期入所施設等に短期間入所し、入浴・排泄・食事等の介護、その他の日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです。
⑨ 短期入所療養介護	要介護者が介護老人保健施設や介護療養型医療施設等に短期間入所し、看護、その他の必要な医療と日常生活上の世話等が受けられるサービスです。
⑩ 福祉用具貸与	要介護者について、日常生活の便宜を図り、自立を助けるための歩行器や歩行補助杖等の福祉用具を貸与するサービスです。
⑪ 特定福祉用具販売	要介護者について、日常生活の便宜を図り、自立を助けるための福祉用具のうち、貸与になじまない入浴や排泄のための用具の購入に関し、申請に基づいて福祉用具購入費を支給するサービスです。
⑫ 住宅改修	要介護者の居宅における日常生活の自立のため、手すりの取付けや床等の段差解消の工事等に関し、申請に基づいて住宅改修費を支給するサービスです。
⑬ 特定施設入居者生活介護	有料老人ホームやケアハウス等の特定の施設に入居する要介護者が、入浴・排泄・食事等の介護や、その他の日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです。

② サービスの実績と見込み

居宅サービスの利用を以下のとおり見込みます。

■第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込み■

サービス	単位	第8期実績			第9期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 訪問介護	回数(回)	7,092.1	6,777.9	6,032.4			
	利用者数(人)	614	596	540			
② 訪問入浴介護	回数(回)	105	103	103			
	利用者数(人)	17	18	21			
③ 訪問看護	回数(回)	2,679.3	2,386.6	2,200.9			
	利用者数(人)	343	333	299			
④ 訪問 リハビリテーション	回数(回)	1,920.8	1,904.0	1,762.3			
	利用者数(人)	164	173	160			
⑤ 居宅療養管理指導	利用者数(人)	399	428	456			
⑥ 通所介護	回数(回)	21,855	21,146	20,650			
	利用者数(人)	1,648	1,622	1,559			
⑦ 通所 リハビリテーション	回数(回)	10,513.1	9,768.3	10,056.9			
	利用者数(人)	1,077	1,022	1,050			
⑧ 短期入所生活介護	日数(日)	7,519.7	7,675.3	7,482.2			
	利用者数(人)	401	402	409			
⑨ 短期入所療養介護 (老健)	日数(日)	231.8	184.0	423.1			
	利用者数(人)	32	26	41			
⑨ 短期入所療養介護 (病院等)	日数(日)	3.2	0.8	0.0			
	利用者数(人)	1	0	0			

サービス	単位	第8期実績			第9期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
⑨ 短期入所療養介護 (介護医療院)	日数 (日)	11.7	49.3	17.9			
	利用者数 (人)	2	5	3			
⑩ 福祉用具貸与	利用者数 (人)	1,710	1,768	1,834			
⑪ 特定福祉用具購入	利用者数 (人)	39	41	51			
⑫ 住宅改修	利用者数 (人)	28	30	50			
⑬ 特定施設入居者 生活介護	利用者数 (人)	341	338	324			

※ 利用者数は1月当たりの利用者数、回(日)数は1月当たりの利用回(日)数を示す。端数処理により、利用が見込まれていても利用者数または回(日)数が0になることがある。

※ 令和5年度は見込み。

(3) 施設サービス

① サービスの概要

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
① 介護老人福祉施設 (特別養護老人ホーム)	要介護3～5※	常時介護が必要で居宅での生活が困難な要介護者が入所し、日常生活上の支援や介護が受けられる施設です。
② 介護老人保健施設	要介護1～5	医療施設等での治療を終え状態が安定している要介護者が入所し、医師や看護師、介護福祉士等から在宅生活を送るための看護や介護、リハビリテーションが受けられる施設です。
③ 介護医療院	要介護1～5	要介護者に対し、「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話(介護)」を一体的に提供する施設です。

※ 原則として要介護3～5の人が対象ですが、在宅での日常生活が困難である等、やむを得ない事情がある場合には、要介護1、2の人でも入所することができます。

② サービスの実績と見込み

施設サービスの利用を以下のとおり見込みます。

■第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込み■

サービス	単位	第8期実績			第9期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 介護老人福祉施設	利用者数(人)	813	792	811			
② 介護老人保健施設	利用者数(人)	600	596	576			
③ 介護医療院	利用者数(人)	76	122	145			
④ 介護療養型医療施設	利用者数(人)	78	36	20			

※ 利用者数は1月当たりの利用者数を示す。

※ 令和5年度は見込み。

(4) 地域密着型介護予防サービス・地域密着型サービス

① サービスの概要

各サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
① 介護予防認知症対応型通所介護	要支援1・2	認知症の要支援者が通所介護施設等に通い、入浴・排泄・食事等の介護、その他必要な日常生活上の世話等が受けられるサービスです。
② 介護予防小規模多機能型居宅介護	要支援1・2	要支援者が通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問、泊まりのサービスを組み合わせ多機能なサービスを受けられます。
③ 介護予防認知症対応型共同生活介護	要支援2	認知症の要支援者が、身近な施設（グループホーム）において少人数（1ユニット当たり9人まで）で共同生活を送りながら、家庭的な環境の下で入浴・排泄・食事等の介護、その他必要な日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです。
④ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	要介護1～5	要介護者の在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて訪問介護と訪問看護を受けられるサービスです。
⑤ 夜間対応型訪問介護	要介護1～5	夜間において、定期的な巡回による訪問介護サービス、利用者の求めに応じた随時の訪問介護サービス、利用者の通報に応じて調整・対応するオペレーションサービスを行います。
⑥ 地域密着型通所介護	要介護1～5	通所介護サービスのうち定員18名以下の小規模の事業者が行うサービスです。
⑦ 認知症対応型通所介護	要介護1～5	認知症の要介護者が通所介護施設等に通い、入浴・排泄・食事等の介護、その他必要な日常生活上の世話等が受けられるサービスです。
⑧ 小規模多機能型居宅介護	要介護1～5	要介護者が通所を中心に、利用者の選択に応じて訪問、泊まりのサービスを組み合わせ多機能なサービスを受けられます。
⑨ 認知症対応型共同生活介護	要介護1～5	認知症の要介護者が、身近な施設（グループホーム）において少人数（1ユニット当たり9人まで）で共同生活を送りながら、家庭的な環境の下で入浴・排泄・食事等の介護、その他必要な日常生活上の世話や機能訓練等が受けられるサービスです。
⑩ 地域密着型特定施設入居者生活介護	要介護1～5	介護保険の指定を受けた入居定員が29人以下の介護付き有料老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅などが、入居している利用者に対して入浴・排泄・食事等の介護、その他必要な日常生活上の支援を行います。
⑪ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	要介護3～5	居宅での介護が困難な要介護者が入所し、入浴・排泄・食事等の日常生活上の世話や機能訓練、療養上の世話が受けられる介護施設サービスです。入所定員が29人以下の小規模特別養護老人ホームで、入所者が能力に応じて自立した日常生活を送ることを目指します。

サービス	対象者	概要
⑫ 看護小規模多機能型 居宅介護	要介護1～5	施設への通所を中心として、宿泊サービスや自宅での訪問介護と訪問看護を組み合わせることで、看護と介護を一体化したサービスです。

② サービスの実績と見込み

各サービスの利用を以下のように見込みます。

■第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込み■

サービス	単位	第8期実績			第9期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 介護予防認知症対応型 通所介護	回数 (回)	17.8	19.9	20.9			
	利用者数 (人)	2	3	2			
② 介護予防小規模 多機能型居宅介護	利用者数 (人)	17	22	17			
③ 介護予防認知症対応型 共同生活介護	利用者数 (人)	9	7	5			
④ 定期巡回・随時対応型 訪問介護看護	利用者数 (人)	10	7	7			
⑤ 夜間対応型訪問介護	利用者数 (人)	0	0	0			
⑥ 地域密着型通所介護	回数 (回)	3,664.8	3,331.5	3,435.4			
	利用者数 (人)	288	278	304			
⑦ 認知症対応型通所介護	回数 (回)	936.9	951.6	978.5			
	利用者数 (人)	51	56	62			
⑧ 小規模多機能型 居宅介護	利用者数 (人)	170	169	175			
⑨ 認知症対応型 共同生活介護	利用者数 (人)	928	929	929			
⑩ 地域密着型特定施設 入居者生活介護	利用者数 (人)	0	0	0			
⑪ 地域密着型介護老人 福祉施設入所者生活介護	利用者数 (人)	193	189	191			
⑫ 看護小規模多機能型 居宅介護	利用者数 (人)	20	18	18			

※ 利用者数は1月当たりの利用者数、回数は1月当たりの利用回数を示す。端数処理により、利用が見込まれていても利用者数または回数が0になることがある。

※ 令和5年度は見込み。

(5) 介護予防支援・居宅介護支援

① サービスの概要

サービスの対象者と概要は以下のとおりです。

■サービスの対象者と概要■

サービス	対象者	概要
① 介護予防支援	要支援1・2	在宅の要支援者が介護予防サービス等を適切に利用できるよう、地域包括支援センターが要支援者の依頼を受けて利用計画（ケアプラン）を作成し、サービス等の提供が十分に行われるよう事業者との連絡調整等を行うサービスです。
② 居宅介護支援	要介護1～5	在宅の要介護者が介護サービス等を適切に利用できるよう、居宅介護支援事業所が、要介護者の依頼を受けて利用計画（ケアプラン）を作成するとともに、サービス等の提供が十分に行われるよう事業者との連絡調整等を行うサービスです。

② サービスの実績と見込み

介護予防支援、居宅介護支援の利用を以下のように見込みます。

■第8期計画期間における実績と第9期計画期間における見込み■

サービス	単位	第8期実績			第9期見込み		
		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
① 介護予防支援	利用者数 (人)	1,089	1,087	1,042			
② 居宅介護支援	利用者数 (人)	3,602	3,571	3,517			

※ 利用者数は1月当たりの利用者数を示す。

※ 令和5年度は見込み。

4. 介護保険事業費の見込み

(1) 介護予防サービス給付費（見込額）

介護予防サービス給付費は以下のように見込みます。

■介護予防サービス給付費の見込み■

単位：千円

サービス	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1. 介護予防サービス			
介護予防訪問入浴介護			
介護予防訪問看護			
介護予防訪問リハビリテーション			
介護予防居宅療養管理指導			
介護予防通所リハビリテーション			
介護予防短期入所生活介護			
介護予防短期入所療養介護（老健）			
介護予防短期入所療養介護（病院等）			
介護予防短期入所療養介護（介護医療院）			
介護予防福祉用具貸与			
特定介護予防福祉用具購入費			
介護予防住宅改修			
介護予防特定施設入居者生活介護			
2. 地域密着型介護予防サービス			
介護予防認知症対応型通所介護			
介護予防小規模多機能型居宅介護			
介護予防認知症対応型共同生活介護			
3. 介護予防支援			
介護予防サービスの総給付費			

※ 端数処理により、利用が見込まれていても給付費の見込みが0になることがある。

(2) 介護サービス給付費（見込額）

介護サービス給付費は以下のように見込みます。

■介護サービス給付費の見込み■

単位：千円

サービス	令和6年度	令和7年度	令和8年度
1. 居宅サービス			
訪問介護			
訪問入浴介護			
訪問看護			
訪問リハビリテーション			
居宅療養管理指導			
通所介護			
通所リハビリテーション			
短期入所生活介護			
短期入所療養介護（老健）			
短期入所療養介護（病院等）			
福祉用具貸与			
特定福祉用具購入費			
住宅改修			
特定施設入居者生活介護			
2. 介護保険施設サービス			
介護老人福祉施設			
介護老人保健施設			
介護医療院			
介護療養型医療施設			
3. 地域密着型サービス			
定期巡回・随時対応型訪問介護看護			
夜間対応型訪問介護			
地域密着型通所介護			
認知症対応型通所介護			
小規模多機能型居宅介護			
認知症対応型共同生活介護			
地域密着型特定施設入居者生活介護			
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護			
看護小規模多機能型居宅介護			
4. 居宅介護支援			
介護サービスの総給付費			

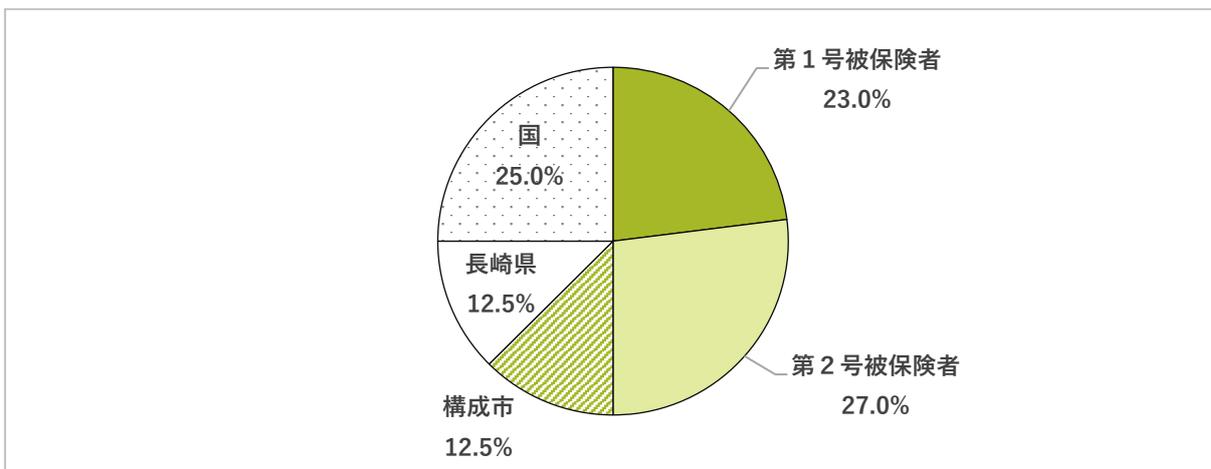
※ 端数処理により、利用が見込まれていても給付費の見込みが0になることがある。

5. 保険料の算定

(1) 保険給付費の負担割合

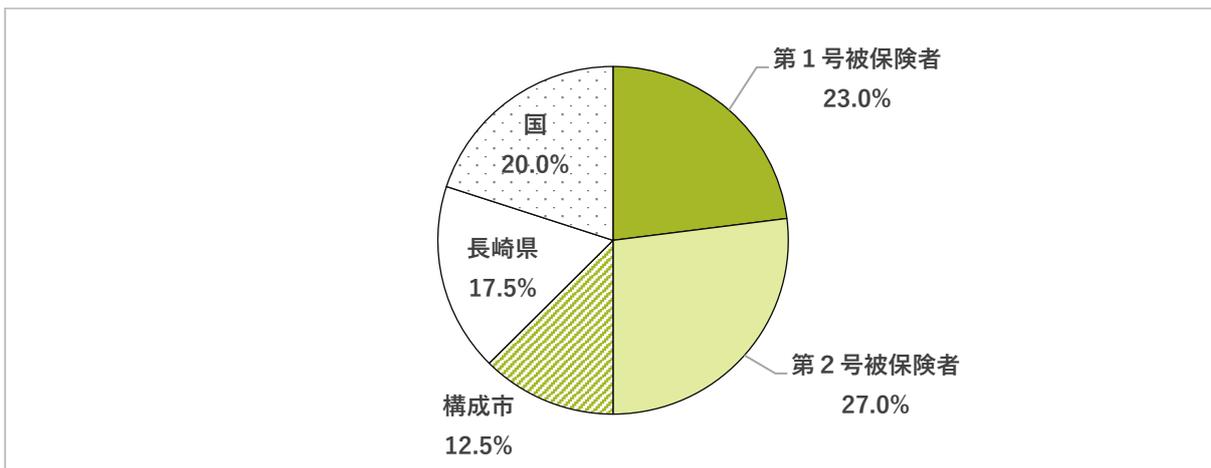
介護保険給付費の負担割合は、50%を公費、50%を被保険者の保険料とすることと定められています。また、被保険者の負担分については、全国の第1号被保険者と第2号被保険者の見込数の割合に応じて、3年ごとに負担割合の見直しが行われます。第7期計画以降、第1号被保険者負担割合は23.0%に、第2号被保険者負担割合は27.0%となっています。

■保険給付費の負担割合（居宅給付費）■



※ 国から交付される調整交付金の交付率によって実質の負担割合は変化する。

■保険給付費の負担割合（施設等給付費）■

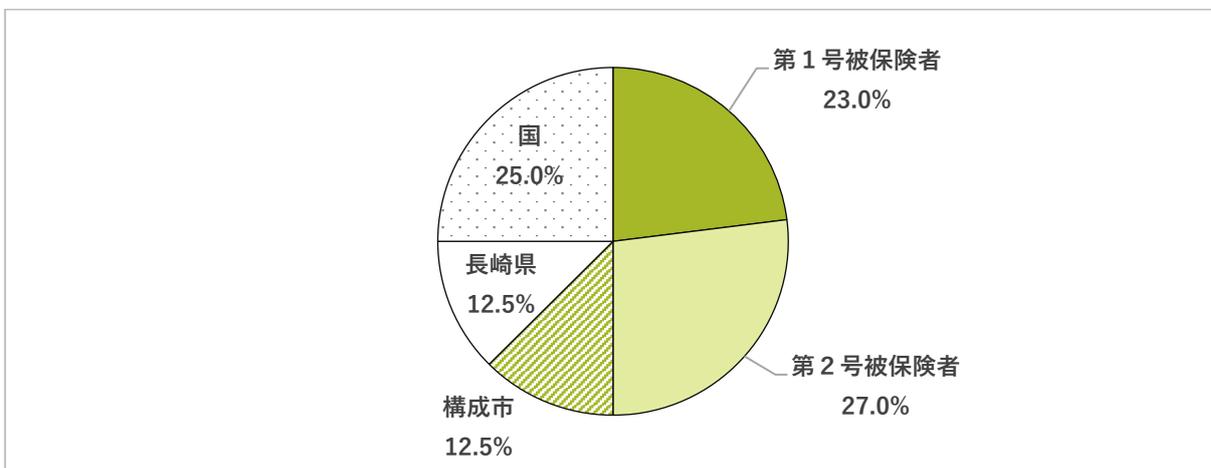


※ 国から交付される調整交付金の交付率によって実質の負担割合は変化する。

(2) 地域支援事業費の負担割合

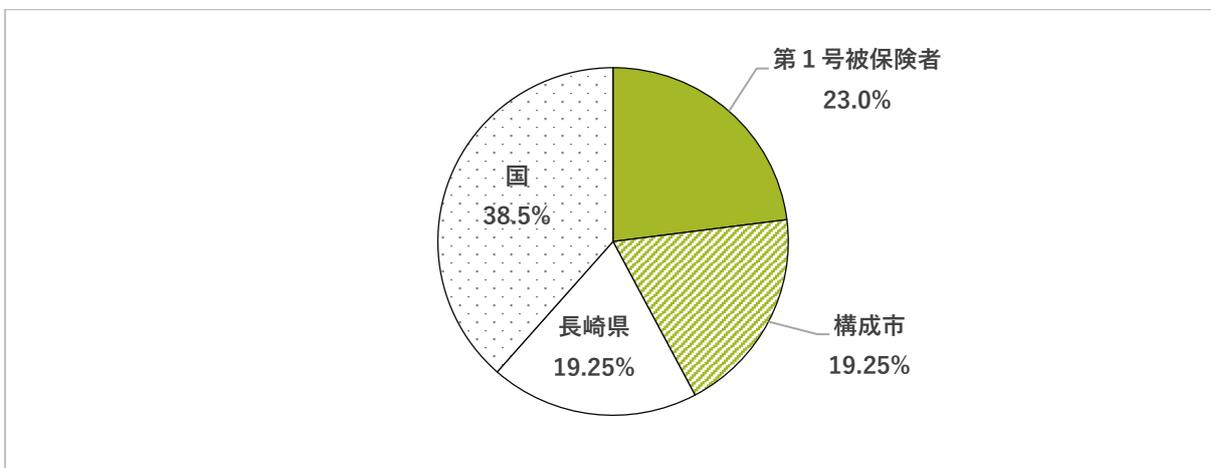
地域支援事業の財源は、保険給付費と同様に、保険料と公費で構成されます。介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、任意事業の3事業の負担割合は、次のとおりです。

■地域支援事業（介護予防・日常生活支援総合事業）の負担割合■



※ 国から交付される調整交付金の交付率によって実質の負担割合は変化する。

■地域支援事業（包括的支援事業、任意事業）の負担割合■



※ 国から交付される調整交付金の交付率によって実質の負担割合は変化する。

(3) 保険給付費等の見込額

① 標準給付費見込額

標準給付費見込額は以下のとおりです。

■標準給付費見込額■

単位：円

区分	合計	令和6年度	令和7年度	令和8年度
標準給付費見込額〔A〕				
総給付費				
特定入所者介護サービス費等給付額 (財政影響額調整後)				
特定入所者介護サービス費等給付額				
特定入所者介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額※				
高額介護サービス費等給付額(財政影響額調整後)				
高額介護サービス費等給付額				
高額介護サービス費等の見直しに伴う財政影響額※				
高額医療合算介護サービス費等給付額				
算定対象審査支払手数料				
審査支払手数料一件当たり単価				
審査支払手数料 支払件数				

※ 厚生労働省提供の算出式にしたがって算出されている。

② 地域支援事業費見込額

地域支援事業は、地域包括ケアシステムの実現に向けて、高齢者の社会参加・介護予防に向けた取り組み、在宅生活を支える医療と介護の連携及び認知症の方への支援等を一体的に推進しながら、高齢者を地域で支えていく体制を構築することを目的とする事業です。

地域支援事業費見込額は以下のとおり見込みます。

■地域支援事業費見込額■

単位：円

区分	合計	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域支援事業費〔B〕				
介護予防・日常生活支援総合事業費				
包括的支援事業（地域包括支援センターの運営）及び任意事業費				
包括的支援事業（社会保障充実分）				

※ 地域支援事業費は、地域支援事業交付金の交付申請に係る総事業費から、寄付金その他の収入額を差し引いた額のうち、交付金対象経費として支出する見込みの額（対象経費支出予定額）を記載しています。

(4) 基準額に対する介護保険料の段階設定等

第9期計画期間内における介護保険料の段階設定は●●段階とし、各段階を次のとおり設定します。

■介護保険料の段階設定及び基準額に対する保険料率■

段階	保険料率	対象者
第1段階	基準額 × ●●	
第2段階	基準額 × ●●	
第3段階	基準額 × ●●	
第4段階	基準額 × ●●	
第5段階 (保険料基準段階)	基準額 × ●●	
第6段階	基準額 × ●●	
第7段階	基準額 × ●●	
第8段階	基準額 × ●●	
第9段階	基準額 × ●●	
第10段階	基準額 × ●●	
第11段階	基準額 × ●●	
第12段階	基準額 × ●●	
第13段階	基準額 × ●●	

(5) 所得段階別被保険者数（第1号被保険者数）の推計

第1号被保険者の所得段階別被保険者数を次のとおり推計します。

■所得段階別被保険者数（第1号被保険者数）の推計■

単位：人、%

区分	令和6年度	令和7年度	令和8年度	合計	割合
第1段階					
第2段階					
第3段階					
第4段階					
第5段階 (保険料基準段階)					
第6段階					
第7段階					
第8段階					
第9段階					
第10段階					
第11段階					
第12段階					
合計					

※ 人数と割合について、端数処理の関係で完全には一致しません。

※ 各段階割合については、令和5（2023）年度の所得段階割合から推計したものです。

(6) 介護保険料基準額（月額）の算定方法

第9期介護保険料基準額（月額）の算定方法は下記のとおりです。

調整交付金とは、保険者ごとの介護保険財政の調整を行うため、全国ベースで標準給付費見込額の5%相当分を交付する仕組みです。第1号被保険者に占める後期高齢者の割合（後期高齢者加入割合補正係数）及び所得段階別被保険者割合（所得段階別加入割合補正係数）の全国平均との格差に基づいて、交付割合が保険者ごとに補正されています。

■介護保険料基準額（月額）の算定■

単位：円

項目	合計	令和6年度	令和7年度	令和8年度
標準給付費見込額【A】				
地域支援事業費見込額【B】				
第1号被保険者負担分相当額【D】				
調整交付金相当額※1【E】				
調整交付金見込額※2【I】				
調整交付金見込交付割合【H】				
後期高齢者加入割合補正係数【F】				
後期高齢者加入割合補正係数 （要介護等発生率による重み付け）				
後期高齢者加入割合補正係数 （1人当たり給付費による重み付け）				
所得段階別加入割合補正係数【G】				
保険料収納必要額【L】				
予定保険料収納率				
準備基金取崩額の影響額				
準備基金の残高				
準備基金取崩額				
準備基金取崩割合				

※1：調整交付金相当額【E】

$$= (\text{標準給付費見込額【A】} + \text{地域支援事業費（介護予防・日常生活支援総合事業費）}) \\ \times \text{全国平均の調整交付金交付割合（5\%）}$$

※2：調整交付金見込額【I】

$$= (\text{標準給付費見込額【A】} + \text{地域支援事業費（介護予防・日常生活支援総合事業費）}) \\ \times \text{調整交付金見込交付割合【H】}$$

（注）地域支援事業費は、地域支援事業交付金の交付申請に係る総事業費から、寄付金その他の収入額を差し引いた額のうち、交付金対象経費として支出する見込みの額（対象経費支出予定額）を記載しています。

(7) 所得段階別介護保険料

これまでの条件を踏まえ、第9期介護保険料基準額は、介護保険給付費準備基金（●●億円）を活用し、月額●●円（第8期から●●円の増額（減額））と算出しました。

■所得段階別保険料額■

段階	第9期保険料額（令和6年度～令和8年度）	
	月額	年額
第1段階		
第2段階		
第3段階		
第4段階		
第5段階 （保険料基準段階）		
第6段階		
第7段階		
第8段階		
第9段階		
第10段階		
第11段階		
第12段階		
第13段階		

- ※ 第1段階から第3段階は減額後の保険料額を表示している。
- ※ 保険料基準額（年額）＝保険料収納必要額÷予定保険料収納率÷所得段階別加入割合補正後被保険者数
- ※ 保険料基準額（月額）＝保険料基準額（年額）÷12か月

(8) 低所得者の支援策等

① 保険料率の段階区分

本圏域における介護保険料は、被保険者の所得やその世帯の住民税課税状況等に応じて、●段階に設定しています。

② 介護保険料の減免

消費税の引き上げや物価の上昇に伴う低所得者の保険料の軽減強化の観点から、公費を投入し、第1段階から第3段階までの保険料を引き下げます。

災害等の特別な事情により、一時的に介護保険料の負担能力の低下が認められるような場合は、介護保険料の減免あるいは徴収を一時猶予されます。

③ 介護保険負担限度額の認定

住民税非課税世帯等の低所得者（利用者負担が第1・第2・第3段階）に該当する方で、認定基準を満たしている方は、介護保険施設、短期入所サービス及び地域密着型介護老人福祉施設の利用における食費・居住費（滞在費）等の負担について限度額が設定され、限度額を超える分は特定入所者介護（予防）サービス費として補足給付されます。

④ 高額介護（予防）サービス費の支給

自己負担が、一定の上限額を超えた時は、超えた分を高額介護（予防）サービス費として支給されます。また、所得によってその上限が減額され、負担が重くなりすぎないように仕組みになっています（ただし、居住費・食費・日常生活費等は含まれません）。

⑤ 高額医療合算介護（予防）サービス費の支給

介護保険と医療保険の1年間の自己負担額の合計が、限度額を超えた時は、超えた分を高額医療合算介護（予防）サービス費として支給されます。

(9) 中長期的な推計

国の「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（基本指針）では、団塊の世代が75歳を迎える令和7（2025）年、団塊ジュニア世代が高齢者（65歳以上）となりわが国の高齢者人口がピークを迎えると見込まれる令和22（2040）年を見据えた中長期的な介護ニーズを適切に捉えることが重要とされています。

本圏域における、第9期計画最終年度となる令和8（2026）年度及び令和22（2045）年度を見据えた中長期的な見通しを、次のとおり推計します。

■中長期的な推計■

項目	令和8（2026）年度	令和22（2045）年度
高齢者人口	人	人
前期高齢者人口 （65歳以上75歳未満）	人	人
後期高齢者人口 （75歳以上）	人	人
要介護（要支援） 認定者数（総数）	人	人
標準給付費	円	円
地域支援事業費	円	円
介護保険料（月額） 基準額	円	円

6. サービスの円滑な提供

(1) 介護給付実施体制の強化

高齢者の尊厳の保持と自立生活の支援の目的のもとで、可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができる地域づくりに向けて、本計画の基本目標及び基本施策に基づき、介護保険制度の普及や相談体制の強化等、介護保険制度の維持・発展のための取り組みを進めます。また、保健・福祉サービスの円滑な提供を図るため、関係機関との連携を強化し、相互の情報共有を進め、常にサービスの向上と改善を図ります。

① 介護保険制度の普及・情報提供

引き続き、すべての65歳到達者に対して、介護保険制度周知パンフレットを送付し、介護保険制度や介護予防の周知啓発を図ります。

② サービスに関する相談体制の強化

利用者の相談手段の多様化を図るとともに、専門職に向けた研修会を実施し、資質向上に努めるとともに、地域包括支援センターの機能充実（介護予防支援業務、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務）を図り、相談体制を強化します。

③ サービスの質の向上

本組合及び県南圏域介護人材育成確保対策地域連絡協議会等が実施する研修プログラムを通じて介護サービス事業所職員等の資質向上に努めるとともに、サービス内容等の改善が必要な介護サービス事業者に対しては、適切な指導・助言の実施に努めます。

また、深刻な介護人材不足に対して、長崎県と連携して対応を検討します。

(2) 地域包括支援センターの機能強化、地域ケア会議の推進

地域包括支援センターの機能・役割を踏まえ、研修等の受講により資質向上に努めるとともに、業務量に応じた人員体制の強化、事業の評価方法についても検討します。

また、地域包括ケアシステムの構築の推進に向けて、認知症施策、在宅医療・介護連携の推進及び地域ケア会議の推進を図り、ネットワークづくりや社会資源の整備、住民への啓発を行います。

(3) 介護給付の適正化

深刻な少子高齢化が進行するなか、団塊世代すべてが75歳以上となる令和7（2025）年、さらには団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年に向け、介護保険制度の持続可能性を確保していくためには、介護給付の適正な実施を推進していくことが求められます。

本組合においても、基本目標5「介護給付が適正かつ公正で、持続可能な島原半島」の実現に向け、介護給付を必要とする受給者を適切に認定した上で、受給者が必要とするサービスを事業者が適正に提供するよう、介護給付の適正化を推進します。

第7章 サービス基盤整備の考え方

1. 国の基本指針のポイント

「第9期介護保険事業（支援）計画の基本指針（大臣告示）」では、「介護サービス基盤の計画的な整備」として、次の事項がポイントとして挙げられています。

（1）地域の実情に応じたサービス基盤の整備

- 中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉えて、施設・サービス種別の変更など既存施設・事業所のあり方も含め検討し、地域の実情に応じて介護サービス基盤を計画的に確保していく必要
- 医療・介護双方のニーズを有する高齢者の増加を踏まえ、医療・介護を効率的かつ効果的に提供する体制の確保、医療・介護の連携強化が重要
- 中長期的なサービス需要の見込みをサービス提供事業者含め、地域の関係者と共有し、サービス基盤の整備の在り方を議論することが重要

（2）在宅サービスの充実

- 居宅要介護者の様々な介護ニーズに柔軟に対応できるよう、複合的な在宅サービスの整備を推進することの重要性
- 居宅要介護者の在宅生活を支えるための定期巡回・随時対応型訪問介護看護、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護など地域密着型サービスの更なる普及

2. 基礎調査による分析

サービス基盤整備の検討にあたっては、第3章で把握された「圏域を取り巻く動向」に加え、基礎調査として居宅介護支援事業所及び介護サービス事業者に対するアンケート調査を実施しています。

(1) 調査の概要

本計画を策定するにあたり、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」及び「在宅介護実態調査」を実施しました。この調査は、圏域における高齢者福祉及び介護サービスの現状を把握するとともに、第9期計画策定のための基礎資料とすることを目的としたものです。

① 調査の目的

調査	目的
居所変更実態調査	過去1年間で施設・居住系サービスから居所を変更した方の人数や、その理由等を把握することを目的とするもの。
在宅生活改善調査	現在自宅等にお住まいの方で、「現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている方」の、人数、生活の維持が難しくなっている理由、生活の改善のために必要な支援・サービス等を把握することを目的とするもの。

② 回収状況

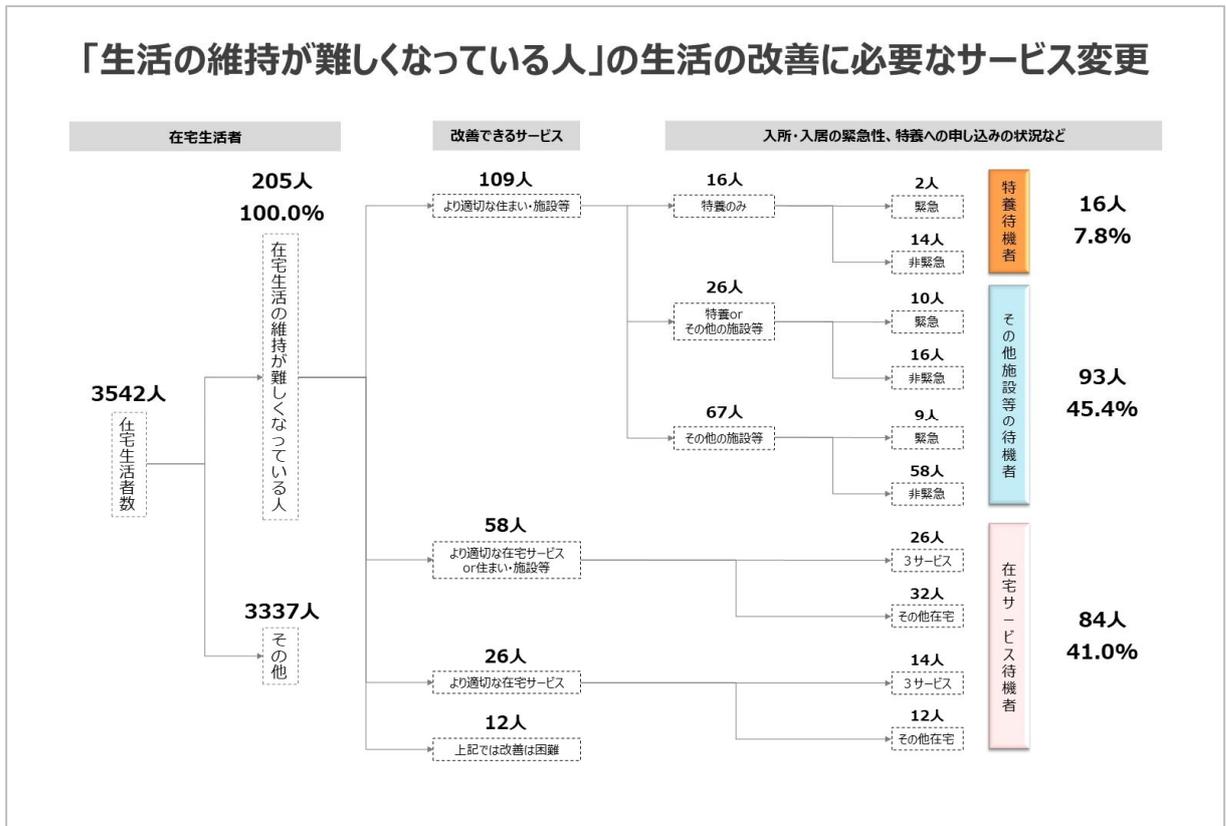
調査	調査対象	配布数	回収数	回収率
居所変更実態調査	管内施設・居住系サービス事業所	105 事業所	87 事業所	82.9%
在宅生活改善調査	管内事業所のケアマネジャー	57 事業所	50 事業所	87.7%

(2) 「生活の維持が難しくなっている人」の生活の改善に必要なサービス変更

第9期計画策定のための基礎調査として実施した、「在宅生活改善調査」によると、調査対象となった在宅生活者数 3,542 人に対し、205 人 (5.8%) の方が、在宅生活が難しくなっているということがわかりました。一方、その他の 3,337 人 (94.2%) は、在宅生活が出来ていると見込まれます。

また、在宅生活が難しくなっている方 205 人のうち 84 人 (全体の 2.4%) は適切な在宅サービスを受けることにより在宅生活の継続が可能と見込まれています。

■ 「生活の維持が難しくなっている人」の生活の改善に必要なサービス変更 ■



(3) 介護人材の現状

① 介護職員数の変化

介護サービス事業所等における、介護人材不足は長年の課題となっており、都道府県主導のもと各保険者において介護人材確保を推進しています。

第9期計画策定のための基礎調査として実施した、「介護人材実態調査」によると、本圏域では、直近1年間では全サービス系統でわずかに介護職員数が増えています。しかしながら、介護サービス事業等における慢性的な介護人材不足の解消には至っていません。

■介護職員数の変化（直近1年間）■

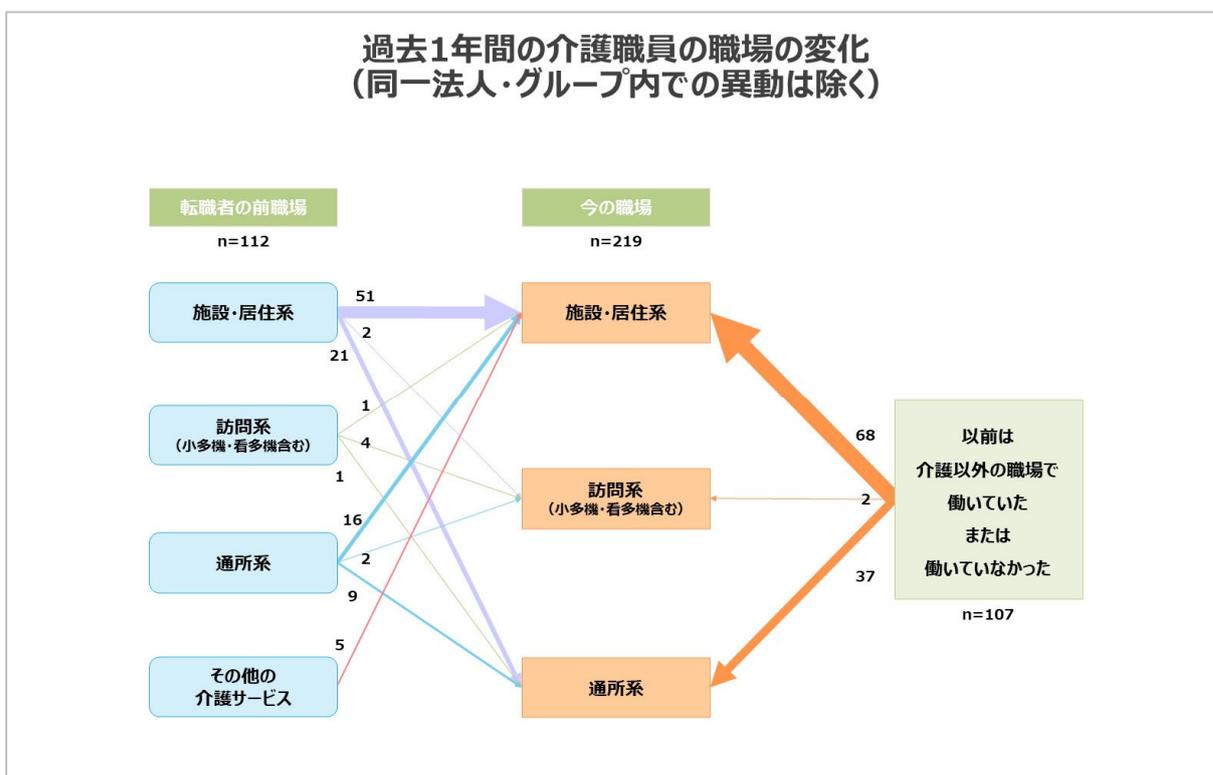
サービス系統	職員総数（人）	採用者数（人）	離職者数（人）	昨年比（%）
訪問系	203	22	17	102.5
通所系	602	81	78	100.5
施設・居住系	1,437	180	168	100.8

資料：第1回計画作成委員会・専門部会【参考資料8】介護人材実態調査抜粋

② 介護職員の職場の変化

介護職員の職場の変化をみると、在宅生活の継続を支え、地域包括ケアシステムの構築において重要となる訪問系サービスへの人材移動は非常に少ないことがわかります。

■過去1年間の介護職員の職場の変化■



3. 介護サービス提供基盤の整備に対する考え方

本計画策定に関連する各種統計や各種基礎調査による地域分析に基づき、本圏域の介護サービス提供基盤の現状について、次のとおり整理します。

(1) 現状の整理

- 高齢者人口が令和7（2025）年にピークを迎え、その後減少に転じるとみられる一方で、後期高齢者人口は令和17（2035）年まで増加が続くと推計されています。
- いずれの構成市でも、65歳以上人口の増加は今後10年で収束するとみられる一方で、生産年齢人口にあたる15-64歳人口が急速に減少しており、今後は、ますます担い手の確保が困難になることが予想されます。
- 構成市の介護施設や介護サービス事業所は多くのサービスで国の水準を上回る設置状況となっています。
- 在宅介護実態調査によると、在宅で介護を受けている調査対象者の79.3%が「入所・入居は検討していない」と回答しています。
- 在宅生活改善調査によると、調査対象となった在宅生活者数3,542人に対し、3,337人(94.2%)は、在宅生活が出来ており、サービス供給量としては充足していると見込まれます。一方、205人(5.8%)が、在宅生活が難しくなっており、うち、84人(全体の2.4%)は適切な在宅サービスを受けることにより在宅生活の継続が可能と見込まれていますので、引き続き安定したサービス提供の維持が必要とされています。
- 介護人材実態調査によると、直近1年間では全サービス系統でわずかに介護職員数が増えています。しかしながら、介護サービス事業等における慢性的な介護人材不足の解消には至っていません。
- 在宅生活の継続を支え、地域包括ケアシステムの構築において重要となる訪問系サービスにおける人材確保が難しくなっています。
- 第8期計画期間における各種サービスの利用状況について、新型コロナウイルス感染拡大がどの程度影響しているかの分析が難しく、今後の利用動向の見込みが困難な状況となっています。

(2) 第9期計画における考え方

本圏域における65歳以上の高齢者人口は、近い将来において減少期に突入するものとみられる一方で、介護を必要とする可能性が高まる、75歳以上の後期高齢者人口は2035年ごろまで増加するものとみられます。しかしながら、高齢者を支える15～64歳の生産年齢人口は、高齢者人口の減少を上回る速度で減少しており、圏域における介護サービスの量の確保は、今後ますます困難となることが見込まれます。

また、本圏域には、様々な介護サービスが国や県の水準を上回って整備されていますが、在宅で暮らす高齢者の多くが、在宅生活の継続を望んでいることがわかっています。

したがって、第9期計画においては、地域包括ケアシステムの更なる深化を目指して、介護施設等の新規整備を行わず、介護サービスの「量の維持」と「質の向上」を目指した基盤整備を推進することとします。なお、圏域における住民ニーズや医療・介護事業者の意向等、圏域の動向については随時適切に把握するよう努めるとともに、必要に応じた柔軟な基盤整備を妨げるものではありません。

(3) 第9期計画に施設整備方針

1 介護保険施設整備方針（県指定）

- ・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
新規の整備はしない。ただし、廃止等により床数に減少が生じた場合に限り、市毎の床数を維持するため、施設が所在する市域において減床数に応じ増床することができる。市域において増床の希望がない場合は、本組合圏域において増床することができる。
- ・介護老人保健施設
新規の整備はしない。ただし、廃止等により床数に減少が生じた場合に限り、市毎の床数を維持するため、施設が所在する市域において減床数に応じ増床することができる。市域において増床の希望がない場合は、本組合圏域において増床することができる。
- ・介護医療院
病院または診療所からの転換先として、40床程度を見込む。
- ・特定施設入居者生活介護
新規の整備はしない。なお、廃止等により床数に減少が生じた場合でも増床はしない。
- ・通所介護
県と市町村協議制を検討する。

2 地域密着型サービス整備方針（保険者指定）

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護
新規の整備はしない。
- ・小規模多機能型居宅介護（看護小規模多機能型居宅介護）
新規の整備はしない。
- ・認知症対応型共同生活介護（グループホーム）
新規の整備はしない。なお、廃止等により床数に減少が生じた場合でも増床はしない。
- ・地域密着型特定入居者生活介護
新規の整備はしない。なお、廃止等により床数に減少が生じた場合でも増床はしない。
- ・地域密着型老人福祉施設
新規の整備はしない。なお、廃止等により床数に減少が生じた場合でも増床はしない。
- ・その他の地域密着型サービス
既存施設の整備状況を踏まえ、都度、必要性を審査し、認否を決定する。

【市町村協議制とは】

市町村に指定権限がある定期巡回・随時対応型訪問介護看護、（看護）小規模多機能型居宅介護が当該市町村の区域内にある場合等において、その区域内の訪問介護・通所介護・短期入所の量が市町村の介護保険事業計画に定める見込量を上回るか、又は計画の達成にあたり支障があると判断した場合には、市町村は、都道府県の行う訪問介護・通所介護・短期入所の指定について都道府県に協議を求めることができる。

第8章 資料編

1. 第9期介護保険事業計画作成委員会

(1) 委員名簿（順不同、敬称略）

区分	選任区分	氏名	備考
委員	島原地域広域 市町村圏組合議会 議員	上田 義定	島原地域広域市町村圏組合議会議員
		平野 利和	島原地域広域市町村圏組合議会議員
		中村 哲康	島原地域広域市町村圏組合議会議員
	学識経験者	松坂 誠應	地域リハビリテーション統括センター長 (長崎大学名誉教授)
	保健医療関係者	徳永 清治	島原市医師会
		菅 喜郎	南高医師会
		松本 賢二	島原南高歯科医師会
		神崎 啓太郎	島原薬剤師会
		高柳 公司	県南地域リハビリテーション 広域支援センター
		中村 良子	長崎県県南保健所
	福祉関係者	江川 雅也	南島原市社会福祉協議会
		河田 誠	島原市民生委員児童委員協議会
		加藤 孝明	雲仙市老人クラブ連合会
		明島 章也	島原地区老人福祉施設協議会
		野村 孝子	島原半島認知症対応型共同生活介護事業所 連絡協議会
		柴田 剛	島原半島通所事業連絡協議会
		林 圭一	長崎県介護支援専門員協会島原半島支部
		平辻 心	県南圏域介護人材育成確保対策 地域連絡協議会
	被保険者代表者	下田 正久	島原市被保険者代表
		宮崎 武司	雲仙市被保険者代表
		増田 早伸	南島原市被保険者代表

(2) オブザーバー（順不同、敬称略）

氏名	備考
森川 正則	島原市福祉保健部長
前田 孝章	雲仙市健康福祉部長
栗田 一政	南島原市福祉保健部長
園田 泰也	島原地域広域市町村圏組合事務局長

2. 専門部会

専門部会構成団体	担当事業
島原市福祉保健部保険健康課	保健福祉事業
島原市福祉保健部福祉課	在宅医療・介護連携推進事業
	成年後見制度利用促進支援事業
	福祉計画
雲仙市健康福祉部福祉課	保健福祉事業
	在宅医療・介護連携推進事業
	成年後見制度利用促進支援事業
	福祉計画
南島原市福祉保健部福祉課	保健福祉事業
	在宅医療・介護連携推進事業
	成年後見制度利用促進支援事業
	福祉計画
島原市地域包括支援センター	包括的支援事業
島原市在宅医療・介護相談センター	在宅医療・介護連携推進事業
雲仙市地域包括支援センター	包括的支援事業
雲仙市在宅医療・介護連携サポートセンター	在宅医療・介護連携推進事業
南島原市地域包括支援センター	包括的支援事業
南島原市在宅医療・介護連携サポートセンター	在宅医療・介護連携推進事業
島原市社会福祉協議会	生活支援体制整備事業
	就労の活動支援事業
雲仙市社会福祉協議会	生活支援体制整備事業
	就労の活動支援事業
南島原市社会福祉協議会	生活支援体制整備事業
	就労の活動支援事業
医療法人 済家会 島原保養院	認知症初期集中支援事業
長崎県県南保健所	—
島原地区老人福祉施設協議会	施設整備・介護人材関係
島原半島認知症対応型共同生活介護事業所連絡協議会	
島原半島通所事業連絡協議会	
長崎県介護支援専門員協会島原半島支部	
県南圏域介護人材育成確保対策地域連絡協議会	

3. 島原地域広域市町村圏組合介護保険事業計画作成委員会設置要綱

平成 11 年 10 月 12 日告示第 4 号

改正	平成 12 年 10 月 30 日告示第 12 号	平成 20 年 7 月 31 日告示第 11 号
	平成 24 年 3 月 27 日告示第 5 号	平成 26 年 6 月 19 日告示第 22 号
	平成 26 年 7 月 3 日告示第 26 号	平成 29 年 6 月 9 日告示第 22 号
	令和 5 年 3 月 31 日告示第 18 号	

(設置)

第 1 条 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 117 条の規定に基づき、要介護、要支援者の人数、要介護者などのサービス利用の意向などを勘案して、被保険者の意見を反映させるための、地域の特性に応じた「介護保険事業計画」を作成することを目的に、島原地域広域市町村圏組合介護保険事業計画作成委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(任務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項の調査審議を行う。

- (1) 介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み
- (2) 介護給付等対象サービスの種類ごとの見込み量の確保のための方策
- (3) 指定居宅サービス事業者相互間の連携の確保に関する事業、他の介護給付等対象サービスの円滑な提供を図るための事業に関する事項
- (4) その他必要な事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 25 人以内をもって組織し、次に掲げる者の中から島原地域広域市町村圏組合管理者（以下「管理者」という。）が委嘱する。

- (1) 島原地域広域市町村圏組合議員
 - (2) 学識経験者
 - (3) 保健医療関係者
 - (4) 福祉関係者
 - (5) 被保険者代表者
- 2 管理者は、委員に欠員が生じたときは、速やかに委員を委嘱するものとする。
- 3 本条第 1 項第 5 号の被保険者の代表者は、公募によるものとし、公募の方法は別に定める。

(会長及び副会長)

第 4 条 委員会に会長 1 人及び副会長 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によりこれを定める。
- 3 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

第 5 条 委員の任期は、委嘱の日からその属する年度の翌々年度末までとし、再任を妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。（会議）

第 6 条 委員会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

(意見の聴取等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(専門部会)

第8条 委員会に専門的事項を調査、研究するために、専門部会を設けることができる。

2 専門部会の委員は、島原地域広域市町村圏組合構成市町の介護保険、老人福祉、保健衛生の各担当課長、又は、担当者及びその他必要と認められる者の中から構成する。

(謝礼金)

第9条 委員会又は前条の専門部会の会議に出席した委員に対しては、その出席の都度、予算の定めるところにより謝礼金を支払う。

(費用弁償)

第10条 委員会又は第8条の専門部会の委員が、職務を行うために要する旅費を弁償する。

2 前項に基づく委員の旅費額は、島原地域広域市町村圏組合旅費支給条例（昭和46年島原地域広域市町村圏組合条例第12号）の規定に基づくものとする。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、島原地域広域市町村圏組合介護保険課において処理する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年10月30日告示第12号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年7月31日告示第11号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年3月27日告示第5号）

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成26年6月19日告示第22号）

この要綱は、平成26年6月20日から施行する。

附 則（平成26年7月3日告示第26号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年6月9日告示第22号）

この要綱は、告示の日から施行する。

附 則（令和5年3月31日告示第18号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

4. 用語の説明